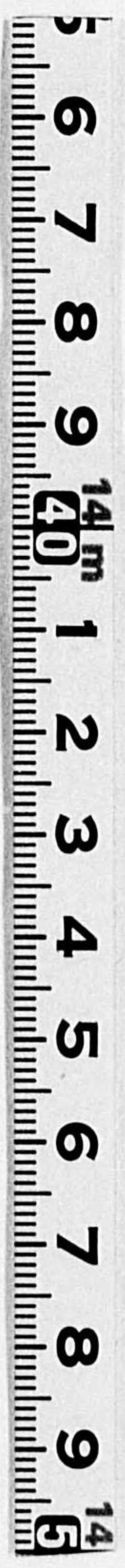
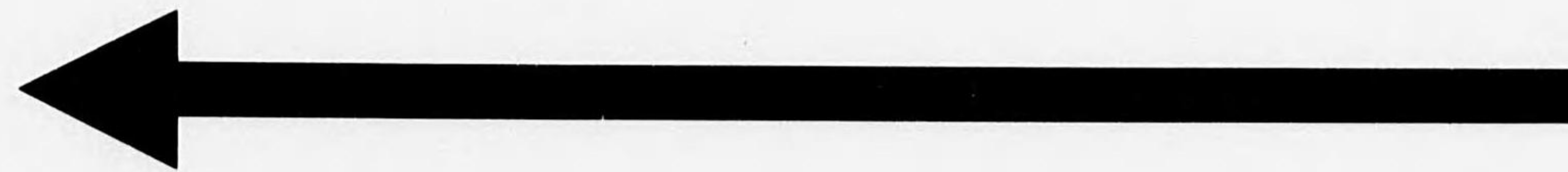


517.2
I.89



始



232

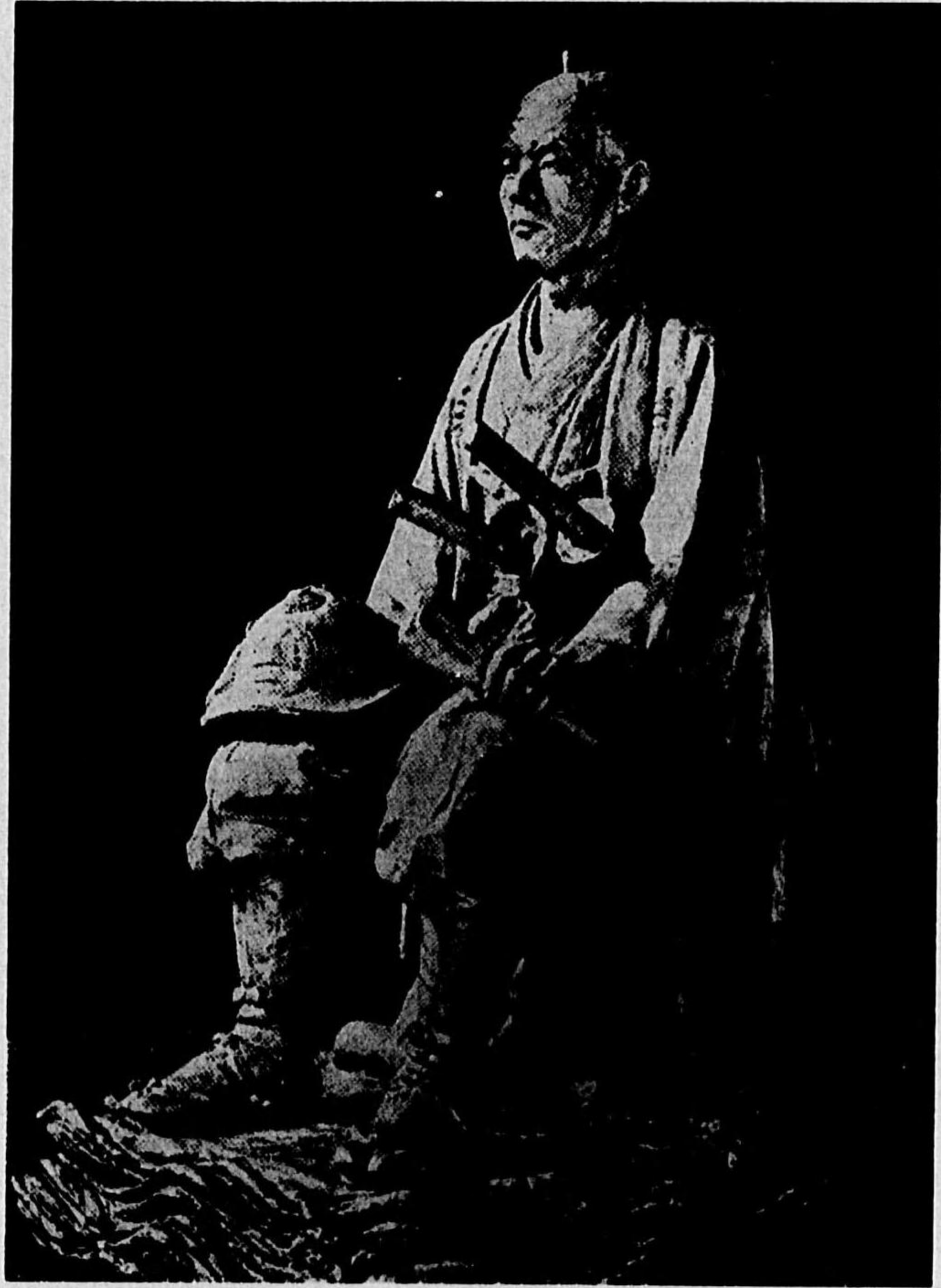
517.2
I.89



寶曆治
水と薩摩藩士

伊藤
信著



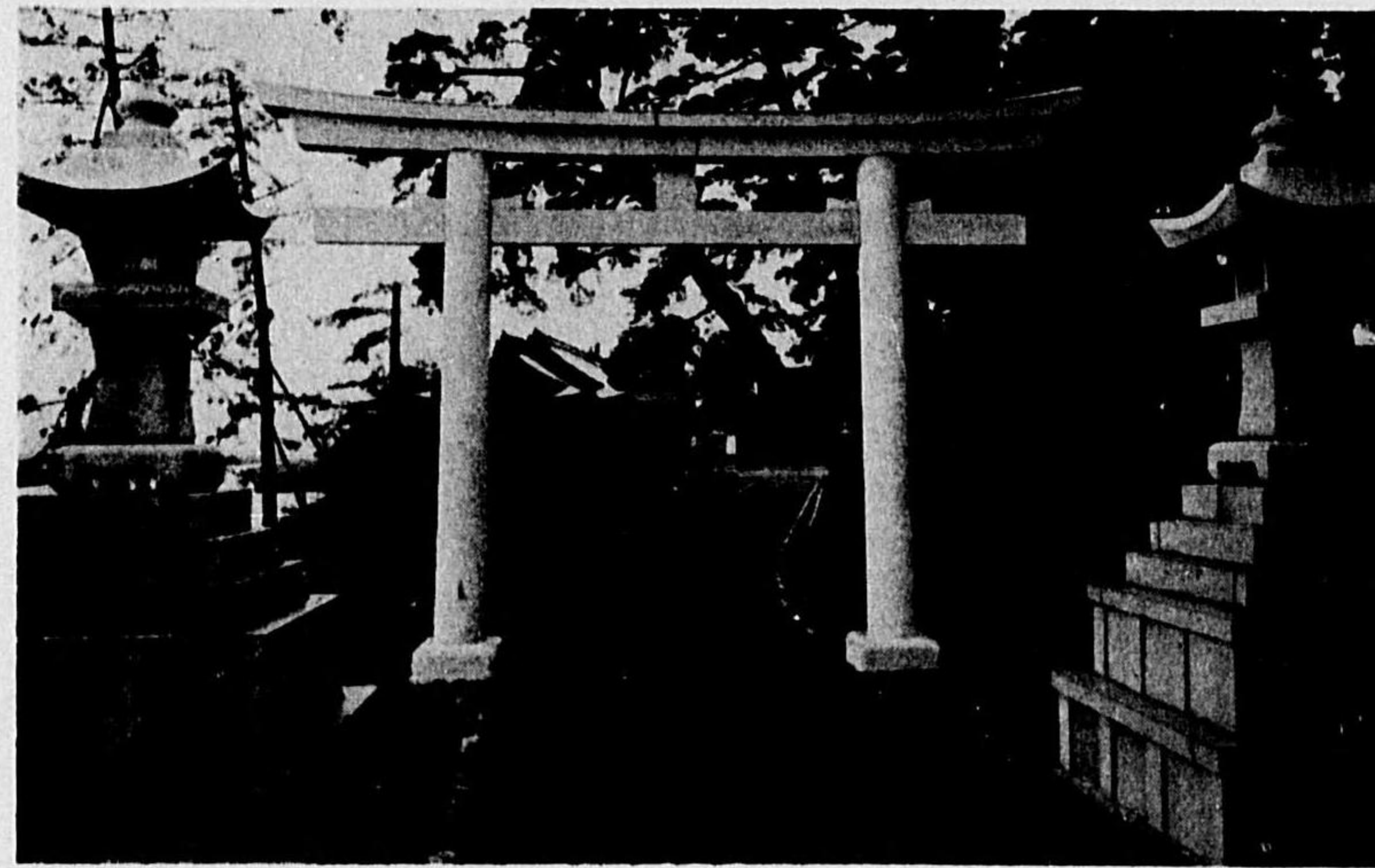


總奉行平田靱負肖像
(岐阜縣養老郡池邊村大卷寶曆工事役館趾に安置)

956
75

緒言

「一本撥の太鼓が鳴る。早く家財を片付けよ。ソレ寺の警鐘だ。早く逃げ仕度をせよ。」斯うして美濃の輪中地帯の人々が、年々歳々洪水に恐れ慄いたことは、今の青少年達の夢にも知らぬ所であらう。これは明治二十九年九月、私の故郷高須輪中に再度の入水のあつた時であつた。揖斐川の水が再び今尾町の堤防を決壊して狂奔亂入し、百雷の落つるが如き勢で、家を倒し、村を流し、住民は逃げ場を失つて、父母兄弟相扶け相救ふに、遑無く、悲叫救を呼ぶ様は實に悲惨の極であつた。其の夜洪水中更に暴風雨が襲來し、天地晦冥、怒濤洶湧、家屋崩壊して、溺死する者數を知らず。此の世ながらの地獄相を現出した。忘れもせぬ其の夜、堤防上の假小屋に避難した私達は、一夜まんじりともしせず、幼な心に天候回復を念じて居ると、同じ思ひの祖母と母とは、交々薩摩義士が油島締切堤工事の犠牲となつて切腹した事を、私達兄弟に語り聞かせて呉れた。そして「私等は祖先以來此の人達から少からぬ恩恵を受けて居る事を忘れてはならぬ。」と附け加へ



治水神社

史蹟油島千本松（薩摩工事遺蹟）遠望

—岐阜縣海津郡大江村油島新田—



た。此の恐怖の一夜の物語は永久に私の幼な心に彫みつけられたのであつた。

其の後、私が郷土史の研究に興味を持ち、岐阜縣の史蹟調査會委員となるに及び、今も猶薩摩義士の偉大なる功業を物語る油島千本松や、大藪薩摩堰の遺蹟を訪ひ、又屢々濃勢二州に散在する義士の墳墓に展して、其の偉業に想到し、暗涙數行、低回去るに忍びなかつた。爾來一層義士の事績調査に心を注ぎ、關係文獻を涉獵蒐集して、只管義士の顯彰に努め來つたのであつた。私の研究の一端は既刊の岐阜縣史蹟調査報告書に數回發表しておいた。今日それ等の遺趾は、或は文部省より、又本縣より史蹟として指定せられ、且最近油島千本松には義士を祀る治水神社が創建せられて、參拜者漸く多きを加へ、義士の偉業が廣く世に知らるゝに至つた事は、私の衷心喜びに堪へぬ所である。

客年八月下旬、前外務次官大橋忠一氏が郷里岐阜縣羽島郡に歸省の途次、縣廳に數藤明府を訪はれた際、「豫てオットー獨逸大使から、獨逸國民に紹介すべき日本精神の美談を求められたので、實曆治水の恩人薩摩義士の事業の概要を話した所、『それは實に日本精神の華、武士道の精髓である。是非樞軸國の雜誌に發表したいから、詳細な事績を知

らせて呉れ。』との依頼があつたから。」とて、是が史實の起草を囑せられた。それで明府は數日後私を招いて、其の執筆を依頼せられた。薩摩義士の忠烈が獨伊等の樞軸國にまで紹介せられることは、獨り薩摩義士の榮譽たるばかりでなく、實に日本國民の誇でもあるので、私は欣然快諾、即日執筆の準備に着手し、二三箇月を費して其の梗概を纏めた原稿を書き上げ、數藤明府を通じて獨逸大使館へ差出しておいた。

岐阜縣に於ては、一昨々年來治水史編纂の計畫があり、私も亦囑を受けて編纂の一員となり、廣く史料を蒐集して、是が完成に努めつゝあるのである。是は遠からず脱稿の豫定であつて、勿論其の中には實曆治水の史實も記述はするが、然しそれは治水工事其の物を對象とするもので、義士の事績を中心とするものではない。又獨逸大使館へ差出した原稿は、固より義士が業績の梗概に過ぎない。依て已に蒐集し得た治水史料の外に、更に義士關係の新史料を涉獵して、治水史とは別箇に、義士の偉業を詳述することにした。

實曆治水工事關係史料としては舊笠松郡代役所竝に水行奉行多良高木家の文書記録、内閣文庫所藏の舊幕府柳營日次記等が最も有力なものであるが、夫等は何れも工事其の

物の記録で、殆ど薩摩義士の事績に觸れる所が無い。現存の義士の史料として有力なもの、舊薩摩藩島津公爵家の文書記録、多良西高木家所藏「蒼海記」、大藪舊渡邊家文書、桑名海藏寺文書、その他濃勢兩國各地の寺院に散在する義士の墓碑や、過去牒等、數種のものに過ぎない。今是等の史料を參考にして、治水工事の史實を經とし、義士の業績を緯として、義士が偉業の全貌を傳ふるに努めたのである。

既出の薩摩義士關係書籍は、概ね片々たる小冊子で、一として根本史料に據り義士が業績の實相を誤り無く傳へたものはない。本書はすべて確實な史料に據り、努めて記述の正確を期した。希くは本書に依りて廣く薩摩義士の偉業を世に傳へ、聊かなりとも後進をして感奮興起せしめ、自己を犠牲にして任務を遂行する武士的精神を涵養し、以大東亞建設の聖業に邁進せしむるを得ば、著者が望外の光榮とする所である。

昭和十七年三月初旬

伊藤 信 識す

寶曆治水と薩摩藩士 目次

緒言	一
目次	五
圖版目次	一六

前 篇

一、序 説	四
一死大工事を竣成す、日本精神の精髓、赤穂義士と薩摩義士、義士事蹟の湮滅、文献足らず	
二、濃尾平野の發達	七
〔濃尾平野の概観〕 史前の濃尾地方〔濃尾平野の成因〕 大和民族の移住	
三、輪中の由來	一四
〔粟落の發達〕〔輪中の濫觴〕〔輪中の増加〕 現輪中一覽表〔輪中堤と河床との關係〕〔輪中と洪水〕	
四、三大川と其の支川	二四
三大川〔木曾川〕〔長良川〕〔揖斐川〕〔三大川及び支川の延長と流域〕 二百二十三河川	
目次	五

五、濃尾の水害と其の對策……………三〇

〔洪水の原因〕〔水源山林と洪水〕〔奈良時代〕〔平安時代〕 中古の林制、防河役〔鎌倉時代〕〔吉野時代〕〔足利時代〕 大洪水頻發〔秀吉、家康の治山川〕 濃尾洪水年表(一)

六、御圍堤と美濃の水害……………三九

〔古代の尾張國〕〔徳川家康の深謀〕〔御圍堤築造〕〔美濃側堤防〕〔洪水頻至〕 濃尾洪水年表(二)

七、江戸幕府の治水制度……………五一

〔普請の四法〕 公儀普請、國役普請、御手傳普請、自普請〔水行奉行〕 高木三家〔笠松役所堤方〕〔定式春役普請〕 水下役と遠所役〔國役金〕〔根本的治水策〕

本篇

一、三大川分流の企畫……………五九

〔三大川合流の害〕〔井澤の三川分流策〕 井澤彌惣兵衛爲永〔農民の歎願〕〔延享の御手傳普請〕 美濃御手傳普請の嚆矢〔大樽川喰違堰自普請〕

二、水行普請の請願と檢分……………六三

〔水行普請所檢分〕〔水行普請の請願〕 大垣輪中請願書〔村々請願書四十餘通〕〔治水計畫の腹案〕 大造の普請、經費七十萬兩

三、寶曆三年の洪水と復舊工事……………七二

〔寶曆三年の洪水〕 出水十七尺、笠松支配所の損害〔破損所檢分〕

四、御手傳工事施行の内申……………七六

〔勘定奉行の内申書〕 水行普請、木曾川分水、伊尾川分水、入用金、急破定式普請、大名御手傳、〔工費負擔割合書〕〔普請仕立方意見書〕 工事の時期、第一・二期工事、百姓人足

五、御手傳役下命の経緯……………八四

〔幕府の政略〕 前代未聞の命令〔薩摩藩島津侯〕 遠祖忠久、島津日新齋、義久、義弘、忠恒、家久、綱貴〔大岡守繼豊〕〔將軍の養女―竹姫との結婚〕 竹姫の婚儀、菊姫の出生〔薩摩守宗信〕〔尾州侯の女と婚約〕 房姫、勝子姫、宗信の薨去、結婚政略の破綻〔薩摩守重年〕 家重時代〔局面の轉換〕 三大川治水工事〔美濃の領主〕 尾州藩と幕府、高須侯、尾州侯宗勝、幕閣の内情〔有力な傀儡師〕

六、島津侯に御手傳役を命ず……………九六

〔御手傳普請命令〕 普請御用係〔仰渡書交付〕〔勘定奉行へ伺〕〔堀田開老の諭示〕〔江戸家老の書翰〕 工事着手期、繪圖面と仕様帳、御手傳方役人、工事費、總奉行、副奉行、入用金借入、勘定方御用係

七、薩摩藩の態度……………一〇

〔急報到着〕〔薩州藩の内情〕〔鹿兒島城内の評定〕〔總奉行、副奉行の任命〕〔祝儀言上命令〕〔請書呈出〕〔工事施行伺書〕〔工事遂行指針〕〔派遣人数〕〔役人姓名届〕……………一三五

八、工事費調達の苦心……………一三五
 〔借銀策〕 中馬の大阪特派、二十二萬兩〔藩債募集〕 仰出書〔獻納金〕〔藩費節約令〕〔人別牛馬船船税〕 仰出書〔諸出銀の總額〕 大なる試煉地……………一四〇

九、薩摩藩士の工事場來着……………一四〇
 〔鹿兒島發足人数〕〔大阪立寄〕 工費調達、七萬兩〔江戸邸發足人数〕〔本小屋及び出張小屋〕 係役人数、薩摩側出役人数〔御手傳方心得書〕 多度神社へ祈願……………一四〇

一〇、幕府側役人の來着と起工の準備……………一四九
 〔工事區域と工事設計〕 關東流と紀州流〔工事關係役人〕 總支配一色周防守〔幕府側役人〕 勘定方、目付、普請役、笠松堤方、多良役人〔誓詞起請文〕〔江區の區分と係員の部署〕 一之手―四之手、分擔事務と宿泊地……………一四九

一一、工事の分擔と着工……………一五三
 〔工事の種類〕 第一期工事、第二期工事、定式急破普請、水行普請〔御手傳方の任務〕〔工事着手〕 水源地の雪解、御飯初、普請取掛村々〔人足賃銀〕 請書、藩費徒費……………一五三

一二、村方の藩士待遇……………一五〇

一三、薩摩守重年夫人の逝去……………一七五
 〔村々觸書〕 竹木材料、人馬賃錢、飯米代、牛馬飼料〔藩士の待遇〕 止宿村々申渡書、一汁一菜、賄賂を禁ず、冷酷な幕吏、同情に堪へぬ薩摩藩士……………一七五

一四、悲惨なる最期……………一七六
 〔第一期應急工事〕 指揮者と被指揮者、海松新田立籠伏直し〔大野鐵兵衛の談〕 外見の美、冗費多し、普請役人の權柄〔最初の犠牲〕 證文一札、腰物にて怪我……………一七六

一五、内藤十左衛門割腹の顛末……………一八四
 〔内藤十左衛門の自殺〕 工事監督不行届、五明村庄屋覺書、大嶽善右衛門の申口、死後の名を重んず、胸中を披瀝す、聞取書、絶命、死骸改書、立派な武士……………一八四

一六、第一期定式急破普請の竣功……………一九三
 〔第一期工事〕 一之手定式普請、二之手定式急破普請、三之手定式急破普請、四之手急破普請〔第一期工事の竣功〕 三之手應援、竣功、幕吏の一時引揚……………一九三

一七、洪水頻至と普請所の破損……………二〇一
 〔六月の洪水〕 西福永切所、押越・直江の普請所、澤田村の破損〔七月の洪水〕 西福永・金廻の破……………二〇一

損、油島新田の漏水、應急處置

一八、薩摩守重年の普請場視察……………三〇六

〔江戸参観〕 大垣來着、工事場検分 〔隨員の報告書〕 油島締切、大樽川締切、難場外請負、水行普請經費十萬兩、總工費十二三萬兩、幕府支出金

一九、平田總奉行の報告書と人數増派申請……………三二〇

〔總奉行の報告書〕 水行普請難場外請負、工所用杵材木と竹、蛇籠造人足と垣樋造調、難場三十二箇所外請負、水行普請竣功豫定期、七郷輪中新川堀割中止と油島締切堤新築、無動寺村崩所と大樽川締切堤、油島締切の外請負 〔人數増派申請〕 増人數、水行普請設計書、小奉行・歩行士・足輕の配置、巨額の石材と切土、蛇籠用石一萬九千坪、石寄の苦心、油島締切用石二萬三千坪、切土八千坪、増人數、諸材料受取役、増普請と人數 〔勤場人數書〕 油島締切方、大樽川締切方、無動寺村崩所方、諸出張

二〇、水行普請計畫の變更……………三三四

〔設計變更の要〕 幕吏の工區検分、本小屋總寄合 〔設計變更箇所〕 〔各工區豫算の増減〕 〔一色周防守の指令〕 七郷輪中五明輪中の普請、駒野羽根谷先渡、七郷輪中新川堀割中止 〔油島新田締切〕 〔大樽川締切〕 〔一色周防守の内申〕 七郷輪中新川堀割、油島新田締切、大樽川締切、洗堰目論見、桑原輪中の差障、江代米、潰地米、堀田相模守の指令

二一、難工事場の外請負……………三三五

〔村請負と外請負〕 村請負、外請負 〔水行普請難工事場〕 難場三十八箇所、難場六箇所の外請負、水中工事外請負 〔外請負再出願〕 水中水上共外請負、残り三十二箇所外請負、一色周防守の指令 〔外請負契約〕 難場六箇所、難場十二箇所、油島千間締切、垣樋普請の村請負

二二、工事材料蒐集の苦心……………三四八

〔工事材料の調達〕 石材蒐集の苦心、尾州藩政番所、石寄外請負、石寄遅延 〔幕府側の督促〕 一色周防守への届書、石寄督促、一色周防守の督促、石材輸送減少と督促、石寄減少の原因、岩田村河原石、志津村外六箇村へ諭示、高須役人へ諭示、御手傳方へ督促、再三の督促、石寄状況届書、佐久間源太夫届書 〔木材蒐集の苦心〕 材木請取役人

二三、第二期工事準備期間の犠牲者……………三六〇

〔大期工事の準備〕 屠腹者氏名、屠腹の事情

二四、悲惨なる病死者の續出……………三六五

〔疫病流行〕 病死者續出、佐久間源太夫の書翰、第二期工事着手の時期、病人百五十七人、病死數十人、病死者氏名

二五、第二期水行普請着手……………三七〇

〔幕吏の來着〕 幕吏増派、工事着手、水行普請所と仕立村々、一之手、二之手、三之手、四之手

二六、水行普請の増加と薩州藩の工費追調達……………三六一

〔水行普請の増加〕 追加工事〔薩州藩の工費追調達〕 平田總奉行の書翰、目論見附、御用金十八萬兩、御用石二萬坪不足、追加十二三萬兩

二七、二之手普請の竣功と出來榮檢分……………三六五

〔二之手普請の竣功〕 二之手水行普請箇所、清檢分、賞詞、平田の報告書、二之手清檢分、出來榮檢分

二八、洪水と普請所の破損……………三九三

〔正月、二月の洪水〕 破損所届書、出水、八神猿尾、石田猿尾、拾町野猿尾、逆川締切、山澤の江戸急行

二九、第二期工事中の犠牲者……………三九七

〔第二次起工後の自刃者〕 犠牲者名〔竹中傳六の自刃〕 蒼海記の記事、悲壯なる竹中の最期

三〇、油島締切堤工事……………四〇一

〔油島締切堤〕 二大難工事、油島地先の河勢、寛延の工事、下埋着手、假締切の苦心、工事進捗状況、竹木値段の暴騰、幕吏の届書、締切堤三百間成る、一色周防守の指令、下埋中間より着手の可否、油島締切仕立方、普請出來形、石寄不足、締切堤計畫決定、一色周防守の指令、計畫小變更、締切堤竣功、平田の報告書〔締切堤の構造と其の材料〕 油島新田分、松之木村分、締切堤の壯觀、千本松、治水神社、史蹟指定

三一、大樽川洗堰工事……………四三三

〔大樽川普請〕 大樽川附近の地勢、締切か洗堰か、幕吏の書翰、下埋着手、障村々の洗堰願、假締切、洗堰に決定、一色周防守の伺書、堀田老中の指令、一色周防守の指令書〔洗堰の構造と設計變更〕 設計變更伺書、御入用大概書付、洗堰竣功〔大樽川洗堰の構造と材料〕 薩摩堰

三二、一、三、四之手普請の竣功と出來榮檢分……………四三八

〔一、三、四之手普請の竣功〕 工事箇所、一之手水行普請、三之手水行普請、三之手以繩普請、四之手水行普請、四之手以繩普請、山澤の届書、洲浚未完成箇所、平田の報告書〔出來榮檢分〕 檢分役、檢分役の歎賞、平田の最後の報告書

三三、平田總奉行の最期……………四五六

〔平田靱負の人物〕 責任を痛感す〔悲壯なる最期〕 遺骸埋葬、薩摩守靱負を厚弔す

三四、巨額なる工事材料と工事費……………四六一

〔工事材料高〕 薩州藩負擔の工費、幕府負擔の工費、御勘定帳、恩恵を受けし村數、工事保護

三五、工事竣成と薩摩守重年の卒去……………四七三

〔工事竣成届〕 褒賞〔薩摩守重年の卒去〕

三六、幕吏の歸府と論功行賞……………四七五

〔幕吏の歸府〕 御禮言上〔論功行賞〕 幕吏の行賞、御手傳側の行賞

三七、薩摩工事負債の處分……………三八〇

〔工事負債償却問題〕〔薩州藩の新舊借銀總額〕 薩摩守重豪〔調所の財政挽回策〕 財政整理の効果、維新回天の原動力

後 篇

一、寶曆以後の御手傳普請……………三七八

〔寶曆以後の御手傳普請〕 諸侯の油島締切堤工事、明治二十年以前の油島締切堤〔諸大名御手傳普請一覽表〕

二、義歿者と其の菩提寺……………三九七

伏見大黒寺、桑名海蔵寺、桑名安龍院、桑名長壽院、香取常音寺、大山田長禪寺、太田圓成寺、根古地天照寺、大藪江翁寺、下大樽心岩院、今尾常榮寺、江吉良清江寺、狐穴少林寺、竹ヶ鼻別院、岩崎靈松院

三、義士の面影と其の後裔……………四〇七

平田靱負、贈位、後裔、永田伴右衛門、石塚仁助、崎本才右衛門、水吉惣兵衛、徳田助右衛門、山元八兵衛、江夏次左衛門、家村源左衛門

四、薩摩義士の顯彰……………四一七

義士の功績運滅、篤志家の顯彰、寶曆治水碑、大樽川洗塚碑、治水義士の碑、追弔法要、贈位、大黒寺薩摩義士碑、鹿兒島義士記念碑、平田靱負終焉地記念碑、海蔵寺忠魂堂〔治水神社〕 薩摩塚遺跡記念碑

五、結 語……………四二八

國民精神、忠魂義魂、大東亞共榮圈建設、薩摩義士の精神氣魄

索 引……………四三二

圖版目次

口繪寫眞

薩摩工事施工後の木曾、長良、掛斐川圖
總奉行平田靱負肖像
史蹟油島千本松（薩摩工事遺蹟）遠望
治水神社

挿入圖版

第一圖 濃尾地方古圖……………一〇
 第二圖 大垣市南一色町出土彌生式土器……………一一
 第三圖 大垣市南一色町彌生式土器發見地……………一二
 第四圖 堤防断面圖……………一四
 第五圖 水行奉行高木新兵衛家記「蒼海記」……………一五
 第六圖 井澤彌惣兵衛爲永書翰……………一六
 第七圖 平田靱負正輔在判書牘……………一八
 第八圖 薩摩工事役館遺址義士使用の井戸……………一八
 第九圖 水行奉行高木新兵衛家來血判誓詞起請文……………二〇
 第十圖 桑名海藏寺差入證文一札……………二二
 第十一圖 内藤十左衛門手記「川通御用日記」……………二九

第十二圖 内藤十左衛門墓碑……………二九
 第十三圖 總奉行平田靱負像……………三〇
 第十四圖 常榮寺義士墓碑……………三二
 第十五圖 萩原勘助貞次墓碑拓本……………三二
 第十六圖 永山市左衛門盛次墓碑拓本……………三三
 第十七圖 義士竹中傳六墓碑……………三三
 第十八圖 油島締切堤設計圖……………三三
 第十九圖 大樽川洗堰設計圖……………三三
 第二十圖 大樽川洗堰眞景……………三三
 第二十一圖 平田靱負正輔墓碑……………三三
 第二十二圖 薩摩義士遺墨……………三三
 第二十三圖 海藏寺薩摩義士墓碑……………三六
 第二十四圖 長壽院薩摩義士墓碑……………三六
 第二十五圖 圓成寺薩摩義士墓碑……………三六
 第二十六圖 天照寺薩摩義士墓碑……………三六
 第二十七圖 江翁寺薩摩義士墓碑……………三六
 第二十八圖 清江寺薩摩義士之碑及び墓碑……………三六
 第二十九圖 寶曆治水碑……………三六
 第三十圖 大樽川洗堰碑……………三六
 第三十一圖 寶曆義士記念碑及び義士墓碑……………三六
 第三十二圖 薩摩工事役館遺址平田靱負終焉地記念碑……………三六
 第三十三圖 治水神社を祀れる油島千本松……………三六

寶曆治水と薩摩藩士



篇

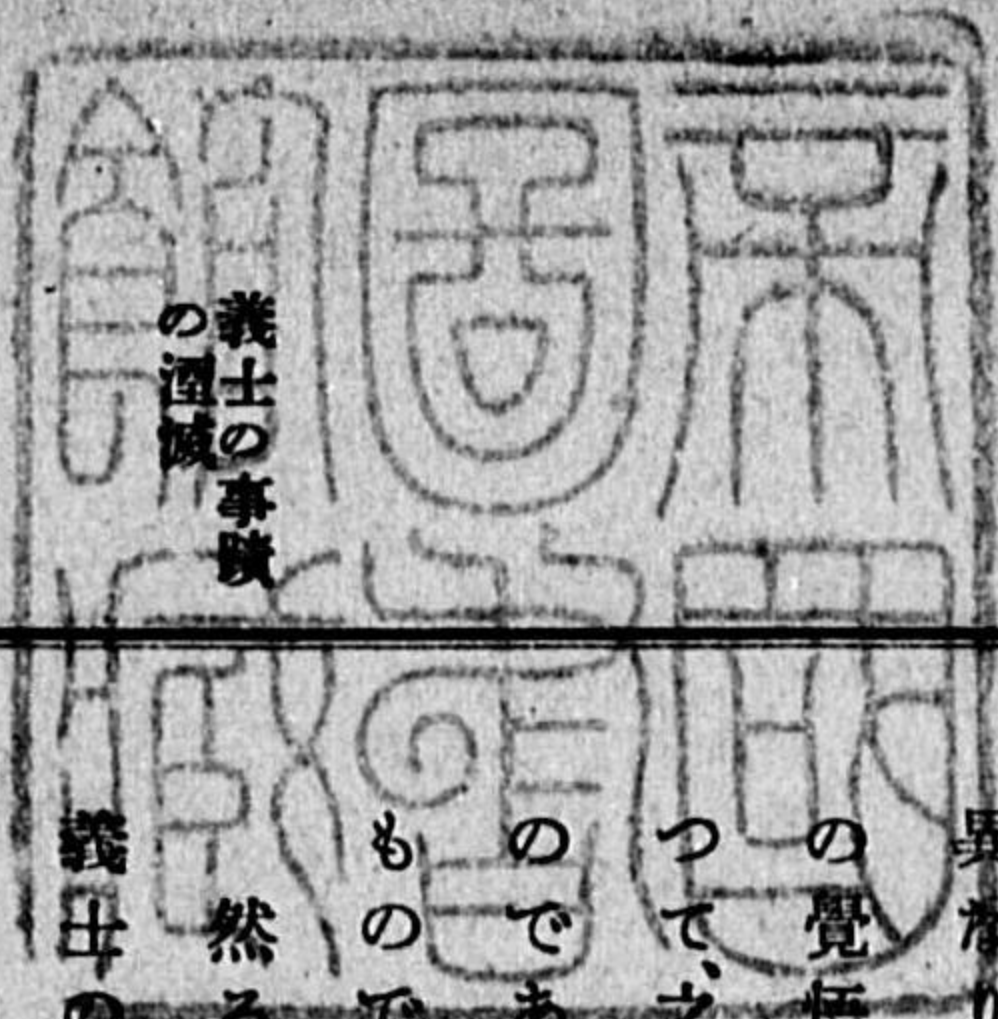
一、序 説

一死大工事を
竣成す

「慷慨難に赴くは易く、從容節に死するは難し。」とか、彼の一剑を執つて百萬の大軍に打ち向ひ、命を鴻毛の輕きに比し、屍を君の馬前に曝すが如きは、元より武士道の常とする所で、敢て日本男兒の難事とする所ではないが、寶曆治水工事に於ける薩摩隼人が、弓箭執る身を以て一介の土工に伍し、故山を距る三百餘里の遠距離に於て、前代未聞の難工事に従事し、梅風沐雨、備に艱苦を嘗め、工事屢々蹉跌するも堅忍不拔、遂に克く國土經營の偉業を成就し、君命を全うして主家を累卵の危機より救ふと共に、木曾川流域百萬の生靈をして覆沒流離の災を免れしめ、輝かしき偉功を立てたるにも係らず、巨萬の藩帑を糜し、多數の部下を失ひたる全責任を負ひ、從容自刃して罪を君侯に謝したるが如き、實に難中の難事を遂行せるものであつて、其の精忠義烈鬼神を泣かしむるものと謂ふべく、赤穂義士の壯舉と並び稱せらるゝ我が國に於ける二大義舉として、眞に日本精神の精髓、武士道の龜鑑である。

日本精神の
精髓
赤穂義士と
薩摩義士と

惟ふに赤穂義士の壯舉は、我が 皇室の陪臣たる淺野家に仕へた四十七義士



義士の事蹟
の遺蹟

が、一致團結して、不俱戴天の讎を偲し、主君の恥を雪ぎたる後、國法に據つて處斷せられ、自刃したものであつて、謂はゞ一個人の私怨を霽らしたに止まり、國家の利害休戚と何等の關係が無いのである。然るに薩摩義士の偉業は全く是と相異なり、假令幕命とは云へ、皇國の國土經營、生民救済の大任を負ひ、最初より決死の覺悟を以て、千辛萬苦、遂に能く君命を全うし、身を殺して仁を爲したものであつて、之を國家社會風教上より觀て、事の大小輕重難易、固より同日の論ではないのである。然らば薩摩義士の業績は、寧ろ赤穂義士に立ち優るとも、決して劣るものではないと謂へよう。

然るに赤穂義士の名は兒童走卒に至るまで之を知らないものは無いが、薩摩義士の消息は世に之を知るものが至つて少いと云ふことは甚だ遺憾に堪へぬ所である。然らば是は何に原因するか。理由は一言にして盡きる。曰く、時勢が時勢であつた爲に、薩藩が幕府に對しての遠慮といふことに基いて居るのである。それが爲にあたら烈士の行動を秘密裡に包んでしまつたのであつた。

抑も赤穂義士の壯舉は江戸の中央に於て決行せられ、一世の耳目を聳動させたものであるが、薩摩義士の事業といふものは、極めて地味な治水工事に従事し

御家断絶

て、黙々と働いたものである上に、當時世上に公にする事の出来ない事情があつたのである。其の事情はといふに、薩藩が此の難工事を見事竣功せしめた上は、幕府から島津家に對して、又其の工事に従事した家來達に對して、夫々恩賞の沙汰があるのである。それにどうして切腹したと披露が出来よう。殊に切腹といふことは、武士が主君に對する奉仕の終止を意味するものであつて、當時の慣習として、切腹自滅した人の子孫は家督を相續することが出来ないのである。所謂御家断絶である。故にどうしても之を表沙汰に取扱ふことは出来ない。どうしても病氣とか怪我とか云ふ名義にしなければならぬ。それで總奉行平田靱負でさへも、其の系圖には明かに病死と記載されてあるのである。若しも之を切腹としたならば、家名断絶は免れ得ないのである。それ故にむを得ず、事を秘密に葬つたのである。是今日、是等義士の事蹟を書き残した記録が一も存して居ない所以である。眞に遺憾の極と謂ふべきではないか。

文献足らず

世に薩摩義士の事業の概要を記したものは數種あることはあるが、或は記述簡略に過ぎて要領を得ず、或は潤飾に過ぎて事實を誤り、又或は史實に傳説を混入して、事の真相を傳へて居ないものが尠くない。是何れも文献の足らざるに

基因するものである。

幸に著者は曩に岐阜縣治水史編纂の囑を受けて、其の一員となり、史料蒐集に努めつゝあり、寶曆治水に關する貴重な史料を少からず蒐集し得たのである。依てこれまで蒐集した史料の外に、更に義士關係の新史料を涉獵して、本書を起草するに至つたのである。事勿卒に出で、未だ到底完璧を期する事は出来ないが、努めて武士道の權化たる薩摩義士の精忠義烈を發揮したいと思ふ。

二、濃尾平野の發達

本篇に入るに先だち薩摩工事の施行せられた濃尾平野の發達と、木會長良楫斐三大川並に其の支派川の治水の沿革に就て、一通り記しておかう。

濃尾平野の概観

濃尾平野の概観 濃尾平野は、北は山嶽重疊たる濃飛高原並に濃越國境山脈を以て圍まれ、西は池田山塊と養老山脈とを其の障壁とし、東は猿投山さるひから知多半島に接續する丘陵地帯を以て限られ、唯南方の一邊だけが伊勢海に向つて開いて居る。東西四十軒、南北四十五軒、面積一千八百平方軒に及ぶ大平原であつて、所謂日本三大平野の中に於て、關東平野よりは稍狭く、越後平野よりは稍廣い。

二 濃尾平野の發達

しかも此の平野は關東八州のそれと異なつて、平野中一の丘陵も無く、一の臺地も無く、平々坦々、一物の目を遮るものも無い、本邦稀に見る一大平地であつて、平野の全面には水田が相連り、村落相接し、美濃米の名を以て廣く天下に知られて居る沃野である。

史前の濃尾地方 全體濃尾平野は今でこそ本邦屈指の大平原であるが、太古悠遠の時代に於ては、伊勢海に續く茫渺たる一大海灣であつた。それは此の平野の縁邊には石器時代先住民の遺物たる幾多の貝塚が残つて居て、今尙ほ多數の牡蠣や蛤の類に混じて、石器及び縄文土器を出土するに見ても明である。數年前岐阜縣安八郡墨俣町に於て、岐垣國道長良川鐵橋の橋脚建設工事中、地下十五米乃至二十一米の間に於て、眞砂に混じて澤山の牡蠣蛤オホノ貝、蝶貝、赤貝、オキシマミ等を發掘したことがある。是又此の地方が太古海底であつた事を立證するものである。蓋し地質時代たる第四紀の初頭まで、此の平野が海灣であつたことは毫も疑を容るゝ餘地が無いやうである。

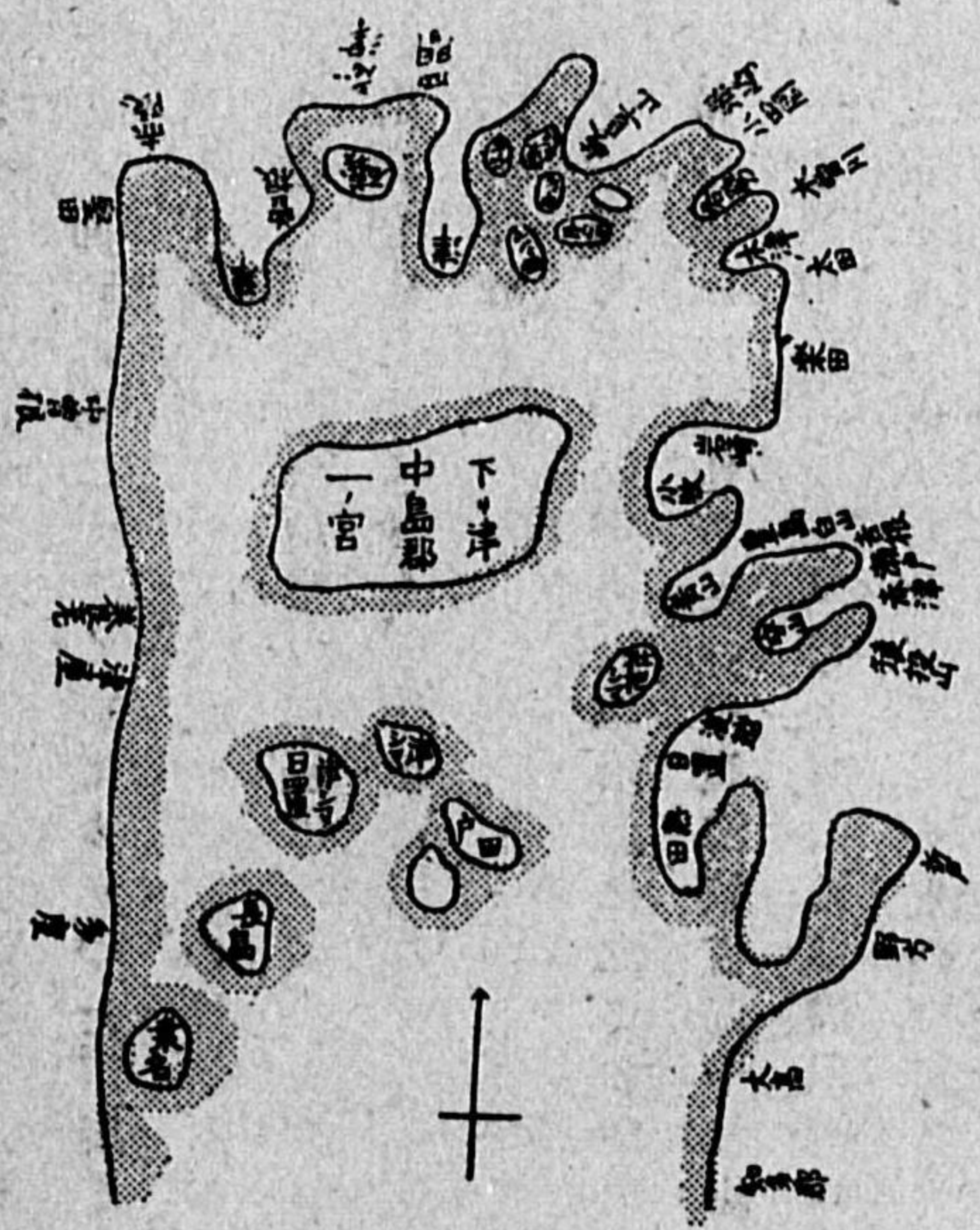
地質學者の説に據れば、第三紀の中頃(五十萬年前)日本全土に地塊運動と稱する地殼的大變動が起つた時、伊勢海から此の平野に續いて居る一大地塊は陥没

の運命に見舞はれる事となつた。而して此の地塊の陥没程度は南に大きく北に少く、同時に西に大きく東に少かつた。斯くして太平洋の水は深く陸地内に浸入して、其の先端は遠く濃飛高原の縁邊にまで及んで居た。其の後地塊の傾斜運動の爲め、陥没地帯の東邊には瀬戸地方から知多半島にかけて、第三紀丘陵の出現を見なければ、第四紀に至るまで、平野の大部分は尙ほ海底であつたと云ふ事である。

試に濃尾平野の中央大垣附近に立つて四周を展望すれば、養老山に連る南北一帯の山脈は、何れも其中腹海拔百五十米以下は特に急斜面をなし、不破郡赤坂町金生山の東面、岐阜市金華山及び權現山の西面も亦急斜面をなして居る。是太古陥没の痕跡を示して居るものである。

濃尾平野の成因 斯くて第三紀の終まで濃尾平野の大部分は尙ほ海底であつたが、第四紀に及んで、東からは木曾川、飛驒川、玉野川、矢田川、天白川等、北からは長良川、鳥羽川、糸貫川、揖斐川、杭瀬川等、西からは牧田川、今須川、相川等が盛に土砂を排出運搬し、之を海底に沈澱堆積して、濃尾の沖積層を發達せしめ、土地の隆起運動と相待つて、次第に陸面の伸長擴充を見るに至つたが、眞先に陸化したのは

平野の東北部(尾張一宮以東、名古屋以北の地)であつて、それから西南に向つて陸地は次第に伸展したが、西濃地方は海底が最も深かつたので、陸化も最も後れたのである。現在木曾、長良、揖斐の三大川及び其の他の支派川が濃尾平野の西南隅に集合して伊勢海に注いで居るのも、是が爲めである。



第一圖 濃尾地方古圖
三河國儀投神社寶藏より出でしもの

も、一として學理上信を措くに足るものは無い。世に三河國賀茂郡猿投神社及び尾張國葉栗郡玉井神社所藏の養老年間の古圖と稱するものがある。其の描く所濃尾平野地方は一面の海であつて、中央に中島郡の孤島があり、其の南に

大和民族の移住

日置津、島戸、田長島、枇杷島等の數島が基布されて居り、又長良河口に東西中などの六島が描かれてあり、今の金華山の邊に岐阜山と註し、其の西に磯島等を描いて居り、濃尾地方が當時廣い海灣であつたことを示して居る。此の地圖は明に後世の僞作であつて、恐らく徳川時代好事家の手に成つたものであらう。是を以て直に千餘年前の製作とし、或は奈良朝の頃斯く斯くであつたなど説くは斷じて誤りである。其の理由は次の通りである。



第二圖 大垣市南一色町出土彌生式土器

大和民族の移住 濃尾平野の北半には石器時代若しくは金石併用時代、既に民人の居住し得る陸地のあつた事は、幾多の例證に據つて證明し得られる。即ち石器時代並に金石併用時代の遺物の發見地、古墳の

二 濃尾平野の發達

存在、和名抄の郷名(時代平安)その他の古文獻に依つて考察するに、石器時代既に平原の縁邊なる山脚部に近く、縄文土器を使用した先住民聚落の發達を見、其の後時代推移して、金石併用時代、彌生式土器(神代土器)を使用し、農耕を主なる生業とした我等大和民族の祖先は、蘆荻繁茂せる沮洳の低地を整理して、次第に中央部三角洲に向つて進出し、少くも奈良朝以前、平野の北半に位せる大垣地方には已に移住民の土着を見たやうである。

是が例證として、近年大垣市内又は同市附近の村落に於て、現在の地面より二米半乃至三米下の眞砂層から、大和民族の祖先の使用した彌生式土器や祝部土器が屢々發掘されて居るが、特に顯著な例は、明治三十四年四月、不破郡荒崎村大字十六の東堤防東側水田に於て、田面より二米下の眞砂層から小型銅鐸一箇及び彌生式土器の破片數箇を發掘したことがあり、又昭和八年夏、大垣市南一色町若林紡績株式會社の工場敷地築立の際、約三町歩程の水田を掘下げたるに、田面より三米餘下の眞砂層から彌生式土器並に祝部土器數十箇と同破片多數を發掘したことがあり、其の彌生式土器の破片の中には、縁邊が磨滅して圓味を帯び、明に上流地方から洪水によつて押流されて來たものなることを示して居るも



第三圖 大垣市南一色町彌生式土器發見地
中央に見ゆるは地表面一丈下に於ける大木の立木株、其の左方に見ゆる二本の木は洪水防禦に用ひし柵の杭木

のがあつたが、更に珍とすべきは、一抱へもある巨樹が二三株立木の儘埋没して居たのや、小堤の如き所に數本の杭木が南北に一列をなして打込まれて、洪水防禦の柵を設けた痕跡であることが發見されたことであつた。

此の彌生式土器は、從來大垣市内及び其の附近各處に於て、やはり地下三米内外の所から屢々發掘されたものと同型で、形狀は壺形瓶形高坏形等種々の形をなし、紋様は刷毛目や波

目や祝部土器の紋様に似たものもあり、彌生式土器としては比較的後期のもの

洪水防禦

で、大體今より二三千年程以前のものと考察される。是等の例證によつて、神代末期又は日本紀元を幾何も經ぬ時代、此の地方には既に彌生式土器を使用した大和民族が聚落を作つて居住し、河岸に木柵を作つて洪水を防禦して居たことまで明にされたのである。(當時の地面は今の田面より二米半乃至三米低く、それより後約二千年間に洪水の運搬した土砂が二米半から三米も堆積したことが知られる。)

斯くて奈良時代、平安時代より鎌倉時代にかけて、住民は河川の沿岸に堰堤を築いて水害豫防の設備をなし、鎌倉末期には所謂輪中わちゆうなる洪水共同防禦施設を形作り、漸次西南部低濕地を開發して、村落田園を營んだものであることが推想せられるのである。

三、輪中の由來

聚落の發達

聚落の發達 朱雀天皇の朝、源順の著した和名類聚抄に據れば、當時濃尾平野の北部に屬する各務(西)、厚見方縣、席田本巢(南)、大野(南)、池田(南)、不破(東)、多藝(東)の各郡には、夫々若干の郷が置かれて、相當數の住民が聚落を成して居た事が明

にされて居る。

奈良朝以來戸口の増加と共に大に新田畠の開墾を獎勵された爲め、大資本を有する社寺や、京師の權門勢家及び地方の豪族等は争うて新田畠を開墾し、農民を移住せしめた結果、濃尾平野の各地にも多數の莊園聚落を形成し、住民は益々増殖するに至つた。

當時の住民は比較的洪水の脅威を受けぬ三角洲の高處に高畑たかばたを開墾して聚落を作り、さゝやかながら洪水防禦の堰堤を作り、順次下流側の低地に水田を營んで、之を耕作して生活して居たものであつた。平安朝以後、美濃國にも防河役といふものがあつて、洪水に因り堰堤が破壊した際には、各關係郷保莊園から役夫を出して堰堤を修築したのであつた。然し其の堤防は所謂築捨堤(また尻)で、即ち三角洲の頂點から左右の二邊へ下る、つまり上流に向つた方面だけに築いて居たもので、三角形の底邊に當る下流側には堤防は無く、未だ所謂輪中わちゆうの形を作つて居なかつた。故に之に取圍まれた水田は所謂流作場なしかくりばで、洪水時には洪水は下流側から徐々に自由に侵入したものであつた。斯様な状態は、今日でも木曾川に挟まれた羽島郡川島村の諸部落に見られる所である。

輪中の濫觴 輪中は古くは曲輪くまわと云つた。曲輪は元來城郭の郭くわくから來た語で、其の「曲輪の中」即ち堤防に圍繞せられた地域、それが輪中である。故に輪中は又一に「輪之内わのち」とも呼ばれて居る。輪中の本義は一言にして云へば、木曾長良、揖斐の三大川及び其の支派川に圍まれた低濕地の周邊に堤防を設けて、洪水の害を防禦した一區域を指すのである。それが漸次形態を整備して、有機的な防水組合、生活組合といつた社會的特質を兼ねるに至つたものである。

「輪中」といふものが初めて文献に見えたのは鎌倉末期である。即ち 後醍醐天皇の元應元年(皇紀一九七九年)高須輪中が潮除堤しほげつゝを築いて、伊勢海から逆上する潮汐の侵入を防ぎ、初めて輪中を形作つたのである。「百輪中舊記」に、

高須輪中其の外近郷の輪中も、先年は野方にて、流作場の所、人皇九十五代後醍醐天皇元應元年己未高須輪中潮除堤出來、目論見、勝村・今尾・佛師川・柿内・海松・脇野・土倉・西嶋・内野(以上安八郡九ヶ村)・野寺・幡長・蛇池・野市場・松ノ木(以上海西郡五ヶ村)・高須・馬目・萱野・東小嶋・西小嶋(以上石津郡五ヶ村)

と見え、隣接せる十九聚落が共同して潮除堤(今の高須輪中、西小嶋上リ森下に至る中堤を指す)を築造し、輪中を完成したのである。全體此の地方は海拔一米乃至五米の低濕地で、伊勢海よ

り逆上する潮汐の侵入を防ぐ爲めに、聚落の四周を繞らした堤防、即ち輪中堤を作つたのである。此の最初の輪中堤は高さ僅に常水位より八九尺に過ぎない小堤であつたやうである。

輪中の増加 此の高須輪中堤築造より七年後の嘉暦元年(皇紀一九八六年)に、西美濃五郡(海西・石津・多美・安八・不破)の潮除懸廻堤しほげつゝが出來た事が同じく「百輪中舊記」に見えて居るから、西濃地方には、高須輪中以外にも小堤防を築いて、不完全ながらも輪中を形作つた聚落の存した事が窺はれるのである。尙ほ同舊記に據れば、高須輪中堤は延元三年三月の洪水後、高さ一丈二尺に増築され、越えて弘和二年七月の洪水後、高さ一丈五尺に増嵩され、更に天正十四年六月の洪水後一丈六尺に増築されて居る。他の西濃地方の輪中堤も同様増強された事は想像に難くない。

江戸時代に入つてからも、西濃地方より伊勢海へかけて多數の新田が開發され、新しく懸廻堤を築いて輪中を作つたものも少くない。其の數は大小新舊七十餘の多きに及んで居るが、一々其の變遷を語る餘裕を持たないから、茲には一切省略する。それ等の輪中は、明治以後水害豫防組合法に據り、各輪中夫々水害豫防組合を組織し、年々相當の經費を賦課して、洪水時の水防、堤防の修理増強等

に努めて居る。明治三十三年三大川分流以後是等輪中は漸次合併の傾向を辿り、幾つかの小輪中を包含した大水害豫防組合が段々出現するに至つた。現存の輪中水害豫防組合を表示すれば左の通りである。

現輪中一覽表

輪中水害豫防組合一覽表

縣名	郡市名	現輪中水害豫防組合	輪中内の舊小輪中	輪中内の現町村名	被水害段別	輪中に水害を及ぼす河川
岐阜	稲葉	加納輪中	元加納輪中 百曲輪中	岐阜市、加納、舊部、市橋、三里、鏡島、鶴、佐波、日置江	二、町步 六、六七七	長良川、境川、荒田川
岐阜	稲葉	川北組合	鳥輪中 則武輪中 外二	木田、黒野、方縣、常盤、則武、鷲山	一、六二九	長良川、長良古川
岐阜	羽島	笠松以東組合		笠松、八劍、中屋、上羽、栗、下羽、栗、更木、那加	二、九八五	木曾川、境川
岐阜	羽島	松枝輪中		松枝、柳津、足近、小熊、正木、一部	五、五三三	
岐阜		足近輪中		足近、小熊	五、三三九	
岐阜		正木輪中		正木、竹ヶ鼻	六、七二二	木曾川
岐阜		大浦輪中		正木、内大浦	六、六一	

三 輪中の由来

岐阜	海津	桑原輪中	元高須輪中 本阿彌輪中 日原輪中 金廻輪中	高須、今尾、海西、吉里、東江、大江、西江、油島、東江、内、金廻、江内、大江、内、金廻、江内、油島	一、九九二	木曾川、長良川、大樽川
岐阜	海津	高須輪中	元多藝輪中 根古地輪中 下笠輪中 有尾輪中 外二	高田、廣橋、笠郷、池邊、上多度、下多度、池邊村、内、上多度、内、三郷、多藝、日吉、牧田、多藝、養老、一部	三、五二八	木曾川、長良川、大樽川
岐阜	養老	多藝輪中	飯積輪中 喜多輪中 靜里輪中 外二	多藝、内、飯積、直江、高田、多藝、小畑、日吉、元靜里、荒崎、綾里、合原、表佐	二、六〇二	川、津屋川、掛妻川、牧田川、金草
岐阜	養老	瀨田輪中	元大垣輪中 今村輪中 禾森輪中 古宮輪中 浅草輪中 西中ノ江輪中	大垣市、南平野、中川、和合、三城、川並、元安井、内、元安井、内、元安井、内、元安井、内、元安井、内	三、五五三	掛妻川、水門川
岐阜	不破	瀨田輪中	元大垣輪中 今村輪中 禾森輪中 古宮輪中 浅草輪中 西中ノ江輪中	大垣市、南平野、中川、和合、三城、川並、元安井、内、元安井、内、元安井、内、元安井、内	三、五一二	掛妻川、水門川
岐阜	安八	大垣輪中	元大垣輪中 今村輪中 禾森輪中 古宮輪中 浅草輪中 西中ノ江輪中	大垣市、南平野、中川、和合、三城、川並、元安井、内、元安井、内、元安井、内、元安井、内	三、五一二	掛妻川、水門川

岐阜	安八	平ノ井組合	東中ノ江輪中 新江輪中 傳馬町輪中	三城、川並 元南枕瀬、洲本、淺草 大垣市内	一、二二八	掛斐川
本巢	掛斐	掛斐以東組合	濃俣輪中 (結輪中) 森部輪中 北今ヶ淵輪中 大明神輪中 中須輪中 中村輪中 福東輪中 元福東輪中 仁木ノ内三郷	和合ノ一部 北平野、神戸、下宮、中川 濃俣、結 名森ノ内 名森ノ内北今ヶ淵 大明神 中須 中村 福東、大藪、仁木 仁木ノ内三郷	七六三 七四二 一四九 一五九 一五四 三五四	長良川、掛斐川 長良川、中須川 掛斐川、中須川 掛斐川、中村川 長良川、大樽川 掛斐川、中村川
本巢	掛斐	掛斐川左岸	元古橋輪中ノ内	船木、川崎、鷺田ノ内	二、二一四	掛斐川、中村川
本巢	掛斐	五六輪中	牛五六輪中	鷺田ノ内、古橋、横屋、寶江	四一八	掛斐川、犀川
本巢	掛斐	河渡輪中	本田、穂積 牛牧、船木	合渡、生津	一六〇	掛斐川、犀川
本巢	掛斐	掛斐川組合	北方、大和、掛斐、清水 西郡、鷺、河合、豊木	一、四八一	一、二六五	長良川、中川 糸貫川、犀川、五六川 長良川、糸貫川
本巢	掛斐	掛斐川組合	富秋、大野、川合ノ内、 彈正ノ内	山添、一色	六八四	掛斐川、犀川
本巢	掛斐	掛斐川組合	山添、一色	山添、一色	四七六	掛斐川、犀川

三重	桑名	七郷輪中	七取	三三一	掛斐川、香取川
愛知	海部	長島輪中	長島、楠	一、八八五	木曾川、鯉江川、 掛斐川
愛知	中島	葭ヶ須輪中	伊曾島ノ内葭ヶ須		
愛知	海部	横溝輪中	同上ノ内横溝		
愛知	海部	老松輪中	同上ノ内松陰		
愛知	海部	加路戸輪中	木曾岬村加路戸		
愛知	海部	田代輪中	同上田代		
愛知	海部	和泉輪中	同上和泉		
愛知	海部	源緑輪中	同上源緑		
愛知	海部	立田輪中	立田、八開	一、五一五	木曾川、 鍋田川、 木曾川、 白鷺川
愛知	海部	神明津輪中	長岡、八開		
愛知	海部	佐屋輪中	津島、佐織、佐屋、市江ノ 内、神守、蟹江ノ内	二、三四四	佐屋川、日光川
愛知	海部	五明輪中	彌富ノ内五明	六〇	木曾川、佐屋川
愛知	海部	鍋田輪中	鍋田村		鍋田川、筏川
愛知	海部	森津輪中	同上ノ内		
愛知	海部	加稻輪中	同上		
愛知	海部	稻元輪中	同上		
愛知	海部	新田輪中	南陽村		新川、日光川

是等の輪中は三大川の河口から上流十數里の間に在つて、海拔一米乃至十五米といふ低濕地である。而して川筋の關係上、輪中の大小は區々一様でなく、例へば最小な大浦輪中、中須輪中の如きは一箇村(今の一)で輪中を作り、面積五六十町歩に過ぎないが、大垣輪中、高須輪中の如きは中に數十箇村(今の數)を包含し、面積三千五百町歩に及び、周堤十里、馬踏六七間、堤敷の最大部分の幅五六十間に達する大堤防を以て圍まれて居る大輪中である。

輪中堤と河床との關係 輪中堤を完成しない前は、堤防は三角洲の上流に向つた方面だけにあつて、洪水が上流側から氾濫するのを防いだのみで、下流側から徐々に浸水するのは、其儘放任されて居た。それ故洪水の都度水源地から運搬される土砂は河床にも堤防内の田畑にも一面に堆積する譯であるが、一旦輪中を形成した後は、洪水が氾濫しない限り、輪中内の地面には土砂の堆積すること無くして、河床のみは出水の度毎に土砂の爲め次第に高上する故に、輪中もそれに伴つて氾濫を防禦すべく、漸次其の周堤を増築しなければならぬ。即ち河床と輪中堤とは兩々相競うて相高上した爲め、自然輪中内の低地は堤外の河床より低いと云ふ有様で、平時すら三大川を上下する船舶の底板は、輪中内の民家

輪中堤と河床との關係

輪中と洪水

の棟と其の高さを競ふといふ奇現象を見るに至つた。

輪中と洪水 それ故一朝洪水に際しては、濁流滔々として輪中堤平越ひらことなり、或は忽ち輪中堤を決壊して堤内に突入する。斯かる時は輪中内は忽ち森漫たる泥海と化し、民家を水底に埋没して、屋棟も見えぬと云ふ慘狀を呈することが尠くなかつた。彼の大垣市の如き、河口を十里も遡つた輪中内に在る市街でありながら、浸水の場合には、階上二尺にまで及ぶことがあつたので、用心深い町家では平時軒下に船を吊しておいて、不時の災厄に備へたものである。

斯様な譯で、舊大垣藩では、平時に於ても輪中堤防の保護に萬全の注意を拂ひ、輪中堤防を若干區に分け、各重臣に割當て、保護せしめ、一朝出水の際には、一番貝、二番貝を吹かせて、藩士や水防夫の非常召集を行ひ、各受持區域を警戒せしめ、堤防危険に瀕すれば、豫て各區の水小屋に貯藏してある水防用具を利用して、全力を擧げて防禦に當つたのであつた。

要するに輪中堤は住民の生命財産を保護する唯一の城砦であるから、有事の場合には非常手段を採つて、其の警戒と防禦とに全力を傾けたものである。

四、三大川と其の支川

三大川

濃尾平野に灌漑して居る河川としては、木曾長良揖斐の三大川の外、東濃から出て尾張の東部を流れる庄内川を挙げねばならぬが、平野構成の役目は、主として前記三大川の勤める所であつた。

木曾川

木曾川は天龍大井富士の三川と共に、東海地方を流れる四大川の一であるが、水量の豊富な點では四大川中の隨一である。水源を長野縣西筑摩郡木曾村の鉢伏山溪谷に發し、福島郡の南にて王瀧川を併せ、飛驒山系に屬する御嶽と、木曾山系に屬する駒ヶ嶽の中間に、所謂木曾の大峽谷を成しつゝ西南に流れ、美濃に入つて、惠那峽にて片品川を呑み、太田の上にて飛驒川を合せ、勝山附近にて可兒川を併せ、犬山にて濃尾平野に出で、それから美濃と尾張の國境を洋々として西南に流れ、三川分流工事竣成前に於ては小藪村にて長良川を合せ、更に南流して油島にて揖斐川を併せ、三重縣桑名市の東にて伊勢海に注いで居る。全長約二三〇軒(五十八里)、流域面積五四七〇平方軒(三百四十二平方里)と云はれて居る。

飛驒川

木曾川の一大支流なる飛驒川は源を乗鞍山麓の大池に發し、上流を益田川と云ひ、濃飛高原の東部を南下して、木曾川に合するまで、延長一四四軒(三十六里)の間殆ど峽谷を成して居る。

長良川

長良川は濃越の國境に峙つ大日嶽に發源し、上流を上之保川と云ひ、八幡町にて吉田川を合せて、郡上川となり、武儀郡に入つて板取川、武儀川、津保川の三川を合せ、岐阜市の西を過ぎ、穂積驛にて更に根尾谷より出づる糸貫川を呑み、それから木曾川と揖斐川との間を、兩川に並行して桑名の海に注いで居る。全延長一二八軒(三十二里)に垂んとし、流域面積二、四〇〇平方軒(百五十平方里)である。

糸貫川

長良川の支川糸貫川は濃越の國境に聳ゆる能郷白山に發源し、根尾谷を流れること四八軒、山添村の山口に至つて二派に分れ、本流は北方町の西を過ぎて、穂積にて長良川に合し、分派は藪川と云ひ、西南に向つて流れ、川合村にて揖斐川に合する。

揖斐川

揖斐川は三大川中の最西端に位し、源を濃越國境の高倉峠に發し、上流を徳山谷と云ひ、揖斐町に至つて平野に出で、伊吹山麓より出づる粕川を合せ

四 三大川と其の支川

南流して川合村にて葦川を併せ、更に牧田川及び津屋川を合せ、長良川と並行して伊勢海に注いで居る。もと伊尾川と書いたが、明治初年揖斐川と改めた。全延長一一二軒(二十八里)餘、流域面積一、五五〇平方軒(九十七平方里)で、其の河床は木曾、長良兩川に比して八尺以上も低い。

以上三大川及び其の支派川は、木曾川の本流を除けば、其の他は皆濃飛高原の中に發源し、高原の南部山間を蛇曲迂回して流れ、その山間から押出した土砂礫石を以て濃尾平野を築造したものである。故に濃飛高原と濃尾平野とは實に親子の關係に在ると謂ふべきである。

三大川及び支川の延長と流域 左に三大川及び其の支川の主なるものを擧げて、其の延長及び流域面積を記さう。

河川名	種別	流域		流路延長	流域面積
		縣名	郡名		
木曾川	幹川	岐	惠那	二四四	二、二〇一
川上川	支川	岐	丹羽	一四四	二、二〇一
木曾川支		岐	桑名	五	九三
		岐	重知	五	九三
		岐	惠那	五	九三

三大川及び支川の延長と流域

四 三大川と其の支川

河川名	種別	縣名	郡名	流路延長	流域面積
中津川	木曾川支			二八	二二六
付知川				一一	一一一
阿木川			土岐、可兒	一七	一一三
可兒川			益田、大野、武儀、加茂	一四四	二、二〇一
飛驒川	飛驒川支		益田	五	九三
秋神川				一四	一九七
小坂川				六	七六
竹原川				七一	四六七
馬瀬川			武儀	二	七七
神淵川			惠那、加茂	三一	二九二
白川	白川支		加茂	四	一〇八
黒川				二八	二、四〇〇
長良川	木曾川支		郡上、武儀、山縣、稻葉、岐阜、本巢、羽島、安八、海津	二	三一
牛道川	長良川支		郡上	二二	一九〇
吉田川				一九	一九
武儀川			武儀、山縣	三七	三二六
板取川			武儀	一六	二七八
津保川			武儀、加茂、稻葉		

以上列挙した木曾長良揖斐の三大川並に其の支流を合せると、大小二百二十三
 四 三大川と其の支川
 二九

長護寺川	坂内川	柏川	水門川	杭瀬川	相川	大谷川	泥川	色目川	牧田川	藤古川	小畑川	金草川	津屋川	大江川	東大江川
揖斐川支	"/	"/	牧田川支	"/	杭瀬川支	相川支	"/	"/	揖斐川支	牧田川支	"/	"/	揖斐川支	"/	大江川支
"/	"/	"/	"/	"/	"/	"/	"/	"/	"/	"/	"/	"/	"/	"/	"/
本巢、安八	揖斐	安八	揖斐、不破、養老、安八	不破、養老	不破	不破	不破	不破、養老	養老、安八	不破、養老	養老	"/	養老、海津	海津	"/
一一四	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
四七	六九	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四

伊自良川	鳥羽川	板屋川	根尾川	天王川	糸貫川	境川	大江川	荒田川	論田川	中川	五六川	犀川	桑原川	揖斐川	三水川	花田川
長良川支	伊自良川支	長良川支	"/	"/	"/	境川支	長良川支	"/	犀川支	"/	"/	長良川支	木曾川支	揖斐川支	蘆川支	"/
"/	"/	"/	"/	"/	"/	"/	"/	"/	"/	"/	"/	"/	"/	"/	"/	"/
山縣、稻葉	山縣、稻葉	稻葉、本巢	本巢	"/	揖斐、本巢	稻葉、羽島	"/	"/	本巢	"/	"/	"/	羽島	揖斐、本巢、安八	本巢、揖斐	揖斐
一一四	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
四七	六九	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四

流域面積

河川の多數に上り、其の流路は七百七十九町、流域面積は五百八十九平方里餘に達すると云ふ廣大さであるが、更に其の流域面積を詳細に調べて見ると、山間部の流域面積が四百三十四平方里、平坦部の流域面積が百五十五平方里を占めて居り、山間部の面積は平坦部面積の約三倍に及んで居る。此の山間部流域面積の廣大なること、並に其の地質、山勢、林制などが、平坦部流域の水害に甚大な影響を及ぼすものであることは、注目すべき事柄でなくてはならない。

五、濃尾の水害と其の對策

洪水の原因

洪水の原因 今試に前記三大川の山間部流域の地勢を検するに、東は本邦第一の峻嶮と謂はれる濃飛山地の一角を占め、北と西とは越前と近江の國境をなす脊髓山系を包括した廣大な山區である。然も其の間には幾多の山系が縦横に奔進して、頗る複雑を極め、惠那山、駒ヶ嶽、御嶽、乘鞍嶽、大日嶽、伊吹山、養老山等の山嶽が群峰を率ゐて屹立し、高さは一萬尺以上にも及んで居る。若し一朝豪雨に見舞はれんか、忽ち大洪水を漲らし、大小二百二十餘の河川は互に相衝きて横溢し、漲滞し、頻年平坦部に水害を惹起して、慘狀言語に絶すると云ふ有様であつた。

水源山林と洪水

水源山林と洪水 此の廣大な地區の三大川流域地方に於ける洪水が、水源山地に森林が繁茂して居たと想像し得る有史以前の太古石器時代から既にあつたと推測せられることは、既記の通りであるが、山間部に於ける林制の弛廢、即ち森林濫伐の弊は、中古以前から既に始まり、延いては山嶽の崩壞となり、早くも洪水を誘發する原因を作つたのであつた。

奈良時代の洪水

奈良時代 國史に據れば、濃尾平野に於ける洪水防禦の史實は、既に奈良時代から史上に表れて居る。稱徳天皇の神護景雲元年(皇紀一四二七年)、木曾川に大洪水があつて、尾張側の海部中島二郡が大害を被つた。尋で同三年八月又鵜沼川(木曾川の本流)に大洪水があつて、尾張國葉栗中島海部三郡の百姓の田宅を流し、國府並に國分二寺も漂流の憂目を見んとするに至つたので、尾張國から上言して許可を得、河道を掘鑿したのであつた。(續日本紀)

平安時代の洪水

平安時代 越えて清和天皇の貞觀七年(皇紀一五二五年)、廣野川(木曾川の本流)に又洪水があつて、美濃側へ流れ落ちて居た河口を壅塞したので、同年十二月尾張國から太政官に上言して、廣野川の河口を掘開せん事を請ひ、許可を得て、翌八年河道開鑿の

工事を始めたが美濃國各務郡の大領各務吉雄厚見郡の大領各務吉宗等が之に反對し、兵衆步騎七百餘人を率ゐて河口を襲ひ、尾張側の郡司を殴ち傷つけ、役夫を射殺して、河水を血に染めるといふやうな不祥事を惹起したことがあつた。

(三代實錄)

中古の林制

中古平安時代の山林制度は、森林の保護、管理、刑罰の三方面に亘つて、夫々嚴重な取締をしたもので、(日本書紀、令、三) 三大川山間部流域の森林は、到る處老樹鬱鬱として山を埋めて居た。故に文德天皇の齊衡元年(皇紀一四一五年)以降四百年間は、林制最も整うて居たので、洪水の記録は甚だ稀で、地方農民は殆ど水害を被らなかつた。

防河役

平安時代には美濃國にも防河役なるものがあつて、洪水により堰堤が破壊した際には、各郷保から役夫を出して之を修築したのであつた。其の後莊園制度の發達するに及んでは、公領、莊園の兩方から役夫を出させて、同様堰堤修築の事に當らせたのであつた。(東大寺古文書)

鎌倉時代の洪水

鎌倉時代に入つて、土御門天皇の正治元年揖斐川に洪水があり、安八郡の堰堤を破壊したので、翌年春之を修築することになり、美濃國司から東大

寺領大井莊(安八郡に在り)へも役夫を出すやう命令したが、大井莊は東大寺領莊園役夫

工免除の先例を盾にとつて、堰堤役夫を出すことを承諾しなかつたので、美濃國並に東大寺から、後鳥羽上皇の院廳に度々訴狀を上つて、兩者の間に諍論を繰返したことがあつた。(東大寺古文書)

吉野時代の洪水

吉野時代 尋で吉野時代に入つて、後村上天皇の正平十五年(皇紀二〇〇五年)八月、木曾川に大洪水があつて、皇室御領大榑莊(安八郡に在り)、勝村の堤數ヶ所を破壊し、百姓等は多く逃散した。其の後度々堤防を修築したが、容易に成就しなかつた。郷内觀音寺住侶宥惠大徳が大に之を憂慮して、堤成就の祈禱をしたので、やつと堤防が復舊したのであつた。(名古屋大須寶生院文書)

足利時代の林制

足利時代 足利時代に入つて、林制漸く緩み段々森林の濫伐が行はれ、更に戰國時代に入つては水源山林は全く荒廢に歸した。加ふるに出水に關係の深い焼畑(山林を焼いて、其の燒跡を畠とし播種するもの)が盛に行はれたので、木曾、長良、揖斐の三大川とも洪水が頻發し、其の河道に大變動を來さしめた。

先づ後奈良天皇の享祿三年(皇紀二一九〇年)六月三日根尾川(糸貫川の上流)に大洪水があつて、新に派流藪川が出来、揖斐川また河道を變じて従前の本流は安八郡の北端か

大洪水頻發

五 濃尾の水害と其の對策

ら西南に向つて、今の杭瀬川に注ぎ、支流が安八郡と大野本巢兩郡との境を東南流して、墨俣川に注いで居たのが、新に藪川を合せて呂久川(呂久・佐渡以)が出来て、之が主流となるに至つた。

尋で四年後の天文三年(皇紀二二)九月六日郡上川(長良川の上流)に大洪水があつて、武儀郡中屋村を南へ突破して、津保川筋から岐阜の北部へ流れる新川(現長良川)を作り、従前武儀郡から山縣郡に入り、高富附近を西北流して、梅原から鳥羽川筋に注いで居た郡上川の河道を一變し、家屋流失、生民流亡の大慘事を惹起した。

越えて天正十四年(皇紀二二)六月廿四日、濃尾に大洪水あつて、木曾揖斐二川は二丈も増水し、高須輪中の如きは堤が百八ヶ所も破壊した。是まで濃尾兩國の境であつた現境川筋を西南流して墨俣に於て長良川を併せ、南流して居た木曾川は、新に各務郡前渡村と尾州葉栗郡草井村との間を突破して、尾張國葉栗中島海西三郡の中央を貫流し、富田莊三ツ谷村を流失し、中島郡小信中島より南流して伊勢海に注ぐやうになり、更に駒塚加賀野井兩村の間より逆川を分派して、竹ヶ鼻附近にて足近川に合せしむるに至つた。爾後此の新木曾川が濃尾兩國の境界となり、羽栗中島海西三郡の各半分は美濃國に編入せられたのであつた。

秀吉の治山

家康の治山

濃尾洪水年表

秀吉と家康の治山川 豊臣秀吉は文祿三年(皇紀二二)正月家臣に命じて木曾川筋の尾張側堤を修築せしめ、また犬山城主石川備前守貞清に木曾の山林を管理させ、別に肝煎、袖方、土井役、目付等の諸役を設けて、林制を革整した。また徳川家康は慶長五年山村甚兵衛良勝を木曾代官に任じて、林制釐革の局に當らしめ、翌六年加納城主奥平美作守信昌に命じて、羽栗中島兩郡の木曾川沿岸美濃側に小堤を築き、猿尾を設けさせた。斯くて洪水の被害は暫く其の跡を絶つに至つたが、慶長十三年木曾川の御園堤築造は、美濃側に大なる洪水の脅威を加へるに至つた。御園堤築造に就ては、章を改めて記述することとし、左に奈良朝以來、慶長十三年に至る迄の濃尾兩國洪水の被害を表示しよう。

濃尾洪水年表 (一) (慶長十三年以前)

紀元	年號	月日	洪水状況
一、三〇九	大化	五、八、一五六	池田郡柏川大洪水、沿岸の地所々決壊被害多し
一、四二七	神護景雲	元、一、一	尾張國洪水、中島、海部二郡大害を被る
一、四二九	同	三、八、一	鵜沼川(木曾川)大水、葉栗、中島、海部三郡の百姓田宅を侵す

五 濃尾の水害と其の對策

一、四三五	寶龜 六、八、九	濃勢尾暴風雨大洪水、沿河の地百姓三百人、牛馬千餘漂没す
平安時代		
一、四八七	天長 四、一、一	安八郡の堤防破壊す、美濃介藤原高房修治す
一、五一〇	嘉祥 三、一、一	尾張國大水、課役を免す
一、五一四	齊衡 元、七、二七	濃尾兩國沿河の地水難に苦しむ
一、五二五	貞觀 七、一、一	廣野川(木曾川)洪水、河口を壅塞す、尾張國より河口を掘鑿せんことを太政官に請ふ
一、六〇八	天曆 二、七、一五	本巢郡洪水、家屋流失、人畜死傷多し
一、六四〇	天元 三、一、一	池田郡春日谷出水被害あり
一、六五七	長徳 三、八、七	池田郡春日谷、霖雨大水の爲め大飢饉となる
一、七九四	長承 三、一、一	池田郡洪水、大飢饉あり
鎌倉時代		
一、八五九	正治 元、一、一	伊尾川出水、安八郡の堰堤を破壊す
一、八九八	嘉禎 四、二、一	安八郡墨俣川、羽栗郡足近川出水あり
一、九一八	正嘉 二、七、四	大風洪水あり、粕川房島の南にて伊尾川に合流せしもの流路を變ず
一、九二四	文 永 年 間	木曾川筋年々出水、羽栗郡三宅村の人家流亡す
一、九三四		
吉野時代		
一、九九三	元弘 三、六、五	伊尾川出水、高九尺八寸、安八郡脇野村堤平越にて破壊す

一、九九八	延元 三、三、一	出水八尺七寸、高須輪中堤平越にて入水
二、〇〇七	正平 二、四、二八	伊尾川出水一丈二尺、石津郡萱野堤切入五月十二日同所切、再入水
二、〇二〇	同一五、八、一	木曾川洪水、安八郡勝村郷堤三ヶ所切入
二、〇二三	同一八、七、一三	伊尾川出水一丈、安八郡内野堤切入
二、〇二九	同 二四、八、二〇	伊尾川出水一丈一尺五寸、石津郡西小島堤切、入水
二、〇三〇	建徳 元、七、九	伊尾川出水一丈八尺、石津郡高須村堤切、入水
二、〇四二	弘和 二、七、二九	木曾、長良、伊尾三川出水一丈六尺餘、高須輪中堤四十八ヶ所破壊す
室町時代		
二、〇八〇	應永 二七、五、二六	木曾川、伊尾川出水一丈四尺七寸、安八郡脇野、今尾切入水
二、〇八七	同 三四、秋	池田郡春日地方大洪水
二、一〇九	寶徳 元、八、一二	木曾川、伊尾川出水一丈四尺七寸、海西郡駒ヶ江、安八郡脇野、石津郡萱野、西小島堤切入水
二、一一二	享徳 元、一〇、一三	伊尾川出水九尺五寸、石津郡萱野村堤抜入水
二、一一八	長祿 二、一一、一	伊尾川出水一丈四尺三寸、安八郡土倉村堤切入水
二、一五二	明 應 年 間	羽栗郡長池村洪水甚しく、一時無人家となる
二、一六〇	永正 六、七、一	木曾、長良、伊尾三川出水一丈五尺五寸、高須輪中堤平越、海西郡岡村、駒ヶ江、安八郡脇野、今尾、石津郡西小島五ヶ所堤切、入水
二、一七〇	同 七、二、二九	木曾、長良、伊尾三川出水一丈五尺七寸、海西郡岡村、野寺村堤切入水
同	同 八、二	石津郡萱野村堤切、入水

五 濃尾の水害と其の対策

二、一九〇	享祿三、六、三	根尾川大洪水、派流藪川を出し、伊尾川河道を變じ佐渡川を生じ、沿岸地方被害多し
二、一九四	天文三、九、六	郡上川大洪水、流路を變じ、新川(現長良川)を出し、家屋流失、死者多し
二、一九五	同 四、二、一四	長良川出水、死者を出す
二、一九九	同 八、七、一	長良川出水、溺死者數ふべからず
二、二〇〇	同 九、(五、四、一四)	池田郡春日村地方大洪水あり
二、二〇四	同 一三、七、九	池田郡春日村地方大洪水あり、大飢饉となる
二、二〇七	同 一六、八、二三	長良川洪水、岐阜中川原押抜け流る
二、二〇八	同 一七、七、六	伊尾川出水一丈四尺九寸、安八郡今尾、石津郡西小島堤切入水
二、二〇九	同 一八、四、二	木曾川出水一丈五尺、海西郡駒ヶ江、安八郡脇田堤切入水
二、二一〇	同 一九、八、一	伊尾川出水一丈一尺五寸、石津郡萱野村以樋抜入水
二、二一一	永祿四、四、一	伊尾川出水、安八郡上開發村、津村堤切入水、被害多し
二、二二六	同 九、九、二	木曾川出水、安八郡大森村堤五十四間切、入水
二、二三一	元龜二、五、一	郡上川大水、山林田野を流し、川瀬を變ず、牧田川亦大水、河狀を變ず
安土桃山時代		木曾川大水、沿河の地激流漲溢す、支川阿木川亦同じ
二、二四六	天正一四、六、二四	木曾川大水、前渡村以西流路を變じ、現木曾川筋を生ず
二、二五五	文祿四、八、一〇	高須輪中にて水嵩二丈程、輪中堤残らず平沈み堤切所百八ヶ所に及ぶ
		木曾川大水、羽栗郡長池村堤破損、里小牧堤切る

古代の尾張國

六、御圍堤と美濃の水害

二、二五六	慶長元、五、九	尾張、美濃諸國洪水
二、二五七	同 二、一、一	長良川通厚見郡早田村水災あり
二、二五八	同 三、一、一	木曾川通羽栗郡光法寺村破堤、中島郡須賀村、大浦村砂入、同郡三柳村川欠、村々家屋流失
二、二六一	同 七、四、一三	美濃國大水、みつや堤、中野塘切入
江戸時代		
二、二六五	同 一〇、一、一	木曾川通羽栗郡藤掛村堤切
二、二六六	同 一一、六、三	木曾川通羽栗郡江川村堤切
二、二六七	同 一二、八、一五	美濃大水、木曾川通米野村堤切入水、又河渡川堤切
二、二六八	同 一三、(九、八、九)	木曾川通羽栗郡村々堤切

古代の尾張國 慶長以前の尾張國は現今とは甚しく其の面影を異にして居た。殊に木曾川の川筋は慶長以前と以後とは全く其の位置を變へて終つた。全體木曾川の幹線は、天正の洪水以前は現今美濃國の稻葉郡と羽島郡との境界を流れる境川筋であつて、尾張國へは幾筋もの支流が分派して居た。第一は犬山下の木津村に一の枝、又の名を石枕川(現今の木津用水)といふのがあり、第二は般若村

の東に二の枝又の名を般若川といふのがあり、第三に草井村の西に三の枝又の名を浅井川といふのがあり、第四には北方村の東を流れる大分流で黒田川といふのがあつた。此の外にも尙ほ幾多の枝川が尾張一圓に分派して、其の數大小併せて三十六流に上つたもので、洪水の都度、尾張の農民は少からぬ水害を被つたのであつた。

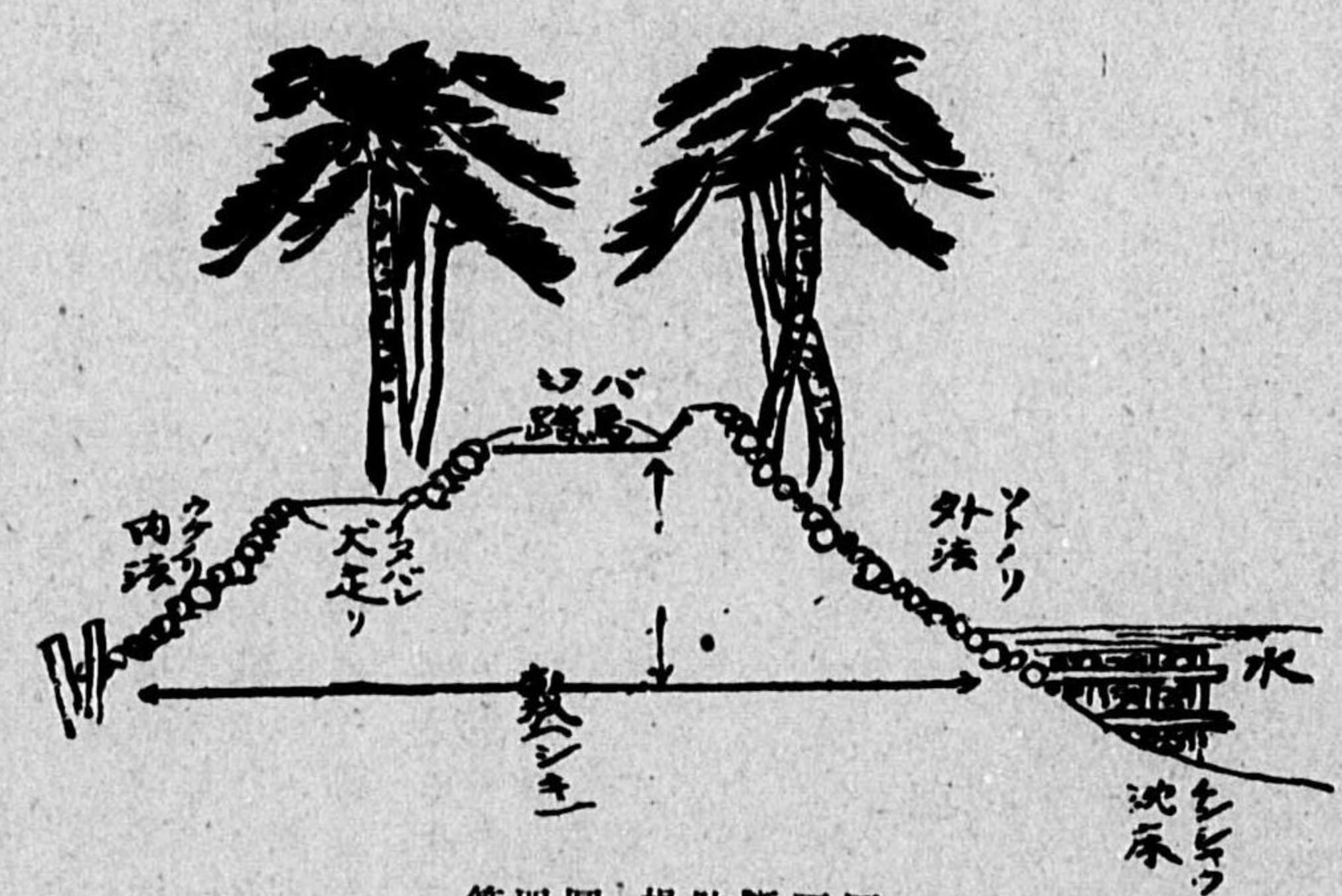
家康の深謀

徳川家康の深謀 然るに徳川家康が關ヶ原の一戦によつて天下の政權を掌握するや、茲に尾張國の農民は生れ代つたやうに國土の太平を壽ぐことゝなつた。當時大阪城には豊臣秀頼が控へて居たので、家康自身は駿府に蟠居して居り、其の前衛として、慶長十二年閏四月子義直を尾張に封じ、後更に頼宣を紀伊に配し、美濃伊勢の間には幕府の直轄領、或は譜代大名領、又は旗本領を置いて、全然幕府の勢力範圍としたが、更に伊奈備前守の發意と、平岩主計の同意で、尾張國を掩護すべき大堤防を築く決意をなし、發意の伊奈備前守に命じて事を謀らしめた。是は單に尾張の沃野を掩護するといふ精神では無く、寧ろ眞意は秀頼を主と仰ぐ西國大名の侵入に備へる軍略上に在つたのであつた。

御園堤築造

御園堤の築造 伊奈備前守は命に依つて工事の局に當り、慶長十四年から工

を起し、犬山町を起點として、海西郡彌富村に至る十二里の間、名古屋を中心とし



第四圖 堤防断面圖

六 御園堤と美濃の水害

て半徑七里の半圓形をなす木曾川左岸の大堤防を築造し、久しい間かゝつて竣成させた。其の堤は馬踏通常八間間々六七間の所もあるが、中には十間に及ぶ所さへあり、高さは五間乃至八間内外兩法は高さの二倍乃至三倍、それに幅三間許りの犬走りが數町の間に亘つて居る所もある。また堤の川に面した側には續粋片粋等の護岸工事が施され、且つ往々本堤以外に二重堤又は三重堤と稱する同大の副堤防が築かれ、又水勿ねの用を爲す猿尾と稱する突堤が無數に造られてあつて、全くの金城鐵壁、堅牢比するもの無

美濃側堤防

き、本邦唯一の大堤防であつた。
美濃側堤防 當時美濃の堤防は、美濃代官岡田將監に命じて之を修築せしめ
 たが、御園堤の堅牢さとは比較にならない貧弱さであつた。其の上、尾州侯は幕
 府親藩の威力を以て、美濃側に干渉して、御園堤に對抗するやうな堤防の築造を
 許さず、何時の間にか、「美濃側堤防は御園堤より三尺低かるべし。」といふやう
 な不文律が出来て、一朝洪水時に際し、堤防が破損した場合でも、「先づ尾州藩が
 修繕を終るまでは、美濃側に於て工事に着手することを遠慮せよ。」とまで戒告
 したのであつたといふ。

洪水頻至

洪水頻至 爾來尾張側は長城のやうな御園堤に保護されて、如何なる木曾川
 の大洪水にも、未だ一度も水害を蒙らなかつたが、之に反して美濃側は洪水の度
 毎に思ひ設けぬ惨害を被るに至つたのであつた。他面水源山間部の林制も、其
 の後幕府の隆替に伴うて一張一弛があり、時々大洪水が續發するやうになつた。
 就中慶安三年九月には木會長良伊尾三大川とも暴漲して、到る處堤防を破壊し、
 濃州低地は悉く水底に没し、大垣領内のみにも、死者千五百、斃馬七百頭、流失家
 屋三千五百に達し、岐阜、養老の間、直に船にて往復するを得たといふ。

其の後四代將軍家綱、五代將軍綱吉の時代には、政治の紊亂と共に林制も亦漸
 く弛み、山林の濫伐が行はれた爲め、萬治、寛文、天和、元祿年間には出水の都度大水
 災が續いた。寛文六年關老連署して代官へ「水源山の令を下し、草木の根掘り、燒
 畑を禁じ、上流左右の童山に植樹せしめた。けれども山地の住民は一般に樵業
 を營み、貢米の代りに舟用の板子を上納するといふ風であつたので、人民の繁殖
 するに従つて、林木の伐採益々烈しく、遂には禁制も行はれず、濫伐年を重ねて、茲
 に元祿十四年の大洪水を現出するに至り、三大川初め諸川何れも増水して、其の
 水嵩は慶安の大水よりも二尺高く、到る處堤防決壊、家屋倒壊、人畜流失の慘狀を
 極め、大垣領内のみにも浸水二百二十九ヶ村、堤防決壊百七十三ヶ所、其の延長
 一萬二千三百五十間、水刳猿尾の破壊延長四千百九間、家屋倒壊六百八十一軒、流
 失七十二軒、溺死者三人に及んだとある。他の輪中の被害亦察すべきである。
 左に慶長十四年御園堤築造以後、寶曆四年薩摩工事施行に至る百四十五年間に
 於ける洪水の被害を表示しよう。

濃尾洪水年表

濃尾洪水年表 (二) (自慶長十五年
至寶曆四年)

紀元	年號	月日	洪水狀況
二、二七〇	慶長一五	五、三	木曾川洪水あり
二、二七一	一六	八、一二	木曾川筋尾張方堤數ヶ所切る、中島郡加賀野井堤切る
二、二七二	一七	四、一	美濃國洪水、長良村崇福寺前川となる
二、二七四	一九	六、二二	木曾川洪水、尾張方堤所々切入
二、二七六	元和一	四、二九	木曾川通洪水、濃尾水害を被る
二、二七七	三	五、一	木曾川通洪水、美濃方堤切多し、藪川亦洪水あり
二、二七八	四	五、一	長良川通洪水、方縣郡長良村崇福寺前へ切入、新川を生ず
二、二七九	五	八、七	美濃洪水、堤切多し
二、二八〇	寛永二	六、七	伊尾川通洪水、安八郡蛇池村脇田分堤切入、八月再切入
二、二八五	六	八、一	伊尾川通安八郡蛇池堤又切入、大樽川新規掘開、五年十二月竣功、四年間不農
二、二八六	三	五、一六	牧田川通多藝郡島田村高畑村堤切入、粕川洪水、池田郡黒田村川欠
			木曾川通羽栗郡江川村堤切、小化村一村流亡
			六月以降霖雨二ヶ月、百輪中堤一而平越
			木曾川大水、長良川に漲溢し、安八郡善光村堤切入
			木曾川通各務郡前渡堤、安八郡善光村堤切入

二、二八七	四	八、一	長良川洪水
二、二八九	六	四、四	長良川通洪水、海西郡野寺、幡長堤切入
二、二九〇	七	八、一	長良川通厚見郡池上村、東島村堤切、島輪中入水
二、二九一	八	一、一	長良川洪水十合、破堤五百間
二、二九五	一一	四、一四	伊尾川洪水
二、二九六	一三	五、三〇	長良川通洪水十合餘、島輪中入水
二、二九八	一五	八、一三	長良川通洪水、海西郡野寺村堤切
二、三〇一	一八	七、一	長良川通洪水、方縣郡長良村崇福寺前破壊し、川瀬變る
二、三〇二	一九	六、二二	長良川通洪水、中島郡大須村入水、徳林寺流失す
二、三〇五	正保二	一、一	吉田川大洪水、同年木曾川通各務郡堤切
二、三〇七	四	六、一	伊尾川通洪水、安八郡福探村堤切
二、三〇九	慶安二	八、二〇	長良川洪水、中須川新に生ず
二、三一〇	三	九、二	牧田川通多藝郡大墳村堤切入
二、三一三	承應二	六、九	木曾川洪水、沿河堤塘所々破壊
	四	八、一	木曾、長良、伊尾、根尾、牧田諸川大洪水、堤平越となり、大野郡房島、大野郡稻富、上秋、安八郡大島、津村開發、佐垣城内入水、岐阜養老間船にて往來するを得
			木曾川通洪水、中島郡八神、石田、城屋敷、一色、長間村堤塘破壊す
			伊尾川通洪水、石津郡宮地村堤切入水

六 御園堤と美濃の水害

二、三三三	承應二、七、一	木曾川通洪水、羽栗郡松本村堤切
二、三三四	〃	伊尾川通大野郡島村、福島村堤切
二、三三五	〃	木曾川通羽栗郡江川村其他村々堤切
二、三三六	明曆元、一、一	牧田川通石津郡牧田村堤切
二、三三九	〃	津屋川筋河狀變ず
二、三二〇	萬治二、一、一	木曾川通中島郡馬飼村、大樽川通安八郡海松新田、牧田川沿多藝郡大墳村堤切入
二、三二一	〃	木曾川通羽栗郡堤切、家屋流失多し、伊尾川洪水大垣輪中入水、大垣城内へも押入る
二、三二四	寛文元、六、二〇	伊尾川通出水九合一勺、石津郡福岡村堤切入水
二、三二五	〃	長良川上流郡上川、板取川出水、武儀郡會代、上下白金、長瀬村堤破壊、耕地林野流亡す
二、三二六	〃	伊尾川、牧田川合流點附近一大湖となる
二、三三〇	〃	濃尾諸川洪水氾濫、流家二百四十五戸、大垣輪中も入水
二、三三二	〃	大樽川通安八郡海松新田堤切
二、三三三	〃	郡上川通武儀郡會代堤切、前野村耕地流亡す
二、三三四	延寶元、三、一	木曾川通羽栗郡所々、大樽川通海松新田堤切
〃	〃	長良川通海西郡野寺村堤切入水、板取川沿武儀郡片地、牧田川沿多藝郡大墳堤切入水
〃	〃	木曾川通石津郡福江村本堤切入、中堤萱野村にて切入
〃	〃	伊尾川通安八郡平村堤切、大垣城内浸水

二、三三五	〃	大樽川通安八郡下大樽堤切
二、三三六	〃	木曾川通中島郡八神村堤切、可兒川通可兒郡堤切
二、三三七	〃	武儀川通武儀郡跡部村堤切
二、三三九	〃	大樽川通安八郡下大樽新田堤切
二、三四一	天和元、六、二三	伊尾川通石津郡帆引新田本堤、札野中堤切
〃	〃	大垣輪中入水
〃	〃	伊尾川通大野郡三輪村堤切
〃	〃	伊尾川通大野郡上野村堤切
〃	〃	木曾川通石津郡福江村本堤、萱野中堤切
二、三四三	〃	伊尾川、長良川、逆川洪水、被害多し、安八郡會根村堤切、大垣城浸水、安八郡森部、南今ヶ淵、中島郡江吉良村堤切
二、三四四	貞享元、六、一	可兒川沿可兒郡堤切
二、三四七	〃	木曾川洪水、加茂郡取組村にて中仙道に氾濫す
二、三四八	元祿元、八、一八	伊尾川通大野郡三輪村、上野村堤切、伊尾川筋牧村の東に新川を生じ、中須川伊尾川に合流す
二、三五〇	〃	大樽川通安八郡大森村堤切
二、三五五	〃	長良川通安八郡大森村、津屋川沿多藝郡釜之段新田堤切入
〃	〃	大樽川通安八郡海松新田、下大樽新田堤切
〃	〃	木曾川通海西郡駒ヶ江村、伊尾川通安八郡難波村堤切、大垣市街浸水

二、三五三	元祿 六、六、一	牧田川沿多藝郡大墳村堤切
二、三五四	七、一、一	長良川通中島郡小藪村堤切
二、三五九	一二、七、二	木曾川通海西郡日原村、長良川筋所々堤切、伊尾川筋も被害あり、津屋川沿多藝郡志津新田堤切
二、三六〇	一三、五、一五	木曾川通海西郡駒ヶ江村堤切入
二、三六一	一四、八、一二	木曾川通加茂郡取組村にて流失二十三戸、羽栗中島二郡にても所々堤切、郡上川も大水被害多し、伊尾川通池田郡小島村堤切、安八郡柿木戸堤切、大垣城下浸水、領内二百二十九ヶ村入水、藪川、逆川、牧田川、津屋川、金草川沿岸亦破堤あり根尾川大洪水、被害多し
二、三六二	一五、六、一八	木曾川通洪水、加茂郡取組村入水
二、三六三	一六、一、一	木曾川通中島郡八神村前野堤切
二、三六五	寶永 二、一、一	津屋川通出水、駒野新田堤切入
二、三六六	三、七、八	網代川通本巢郡西秋澤堤切、被害多し
二、三六八	五、一、一	伊尾川洪水、安八郡前田堤切、大垣輪中入水、牧田川沿多藝郡島田村堤切
二、三七三	正徳 三、七、八	木曾川通洪水、羽栗郡村々堤切、流家多し、又石津郡福江村、津屋川筋同郡徳田新田堤切
二、三七四	四、八、二二	木曾川通洪水、石津郡福江村、津屋川沿同郡駒野新田堤切
二、三七五	五、五、一七	暴風雨、諸川出水、高須輪中被害多し、津屋川通駒野新田堤切入
二、三七六	享保 元、六、二八	伊尾川洪水、大垣輪中入水
		木曾川洪水、加茂郡取組村浸水、阿木川沿惠那郡村々被害あり

二、三七七	二、六、一	木曾川通洪水、加茂郡取組村浸水
二、三七九	四、八、一	糸貫川通本巢郡生津村堤切
二、三八〇	五、一、一	牧田川沿多藝郡大墳村堤切入
二、三八一	六、六、二八	津屋川通多藝郡志津新田堤切入
二、三八二	七、八、二四	伊尾川洪水、安八郡會根村堤切、大垣町入水、津屋川沿石津郡徳田新田堤亦破る
二、三八四	九、一、一	牧田川通嶋田堤切入、島江北堤切入
二、三八八	一三、八、一	伊尾川通安八郡前田堤切、大垣町入水、長良川通厚見郡忠節村堤切、岐阜町入水、同川通羽栗郡間島村、板取川通武儀郡長瀬村堤亦破る
二、三九〇	一五、七、二四	長良川通厚見郡茶屋新田堤、伊尾川通安八郡南波村堤破壊す
二、三九一	一六、八、一二	津屋川沿石津郡徳田新田堤切
二、三九三	一八、九、一	津屋川洪水、石津郡徳田新田堤切、牧田川通多藝郡直江村堤切、又小畑川沿同村堤切
二、三九四	一九、一、一	大雨出水、多藝郡大坪村堤切
二、三九五	二〇、六、二八	安八郡會根村堤切、大垣輪中入水
		安八郡會根、瀬古、前田堤切、多藝郡岩道、大坪、島田堤切
		津屋川沿石津郡徳田新田堤切
		多藝郡島江南堤切入
		牧田川通石津郡牧田村堤敷所切、耕地川敷となる
		牧田川沿小畑村堤切入

二、三九六	元文	元、五、二	伊尾川通石津郡萬壽新田垵樋吹抜入水、中堤所々切
二、三九七	〃	七、一四	水脈留出來の處、出水にて再吹破れ、中堤亦二ヶ所切
二、三九八	〃	二、一七	石津郡萬壽新田垵樋三度吹破る
二、三九九	〃	七、一	津屋川沿石津郡徳田新田堤切
二、四〇〇	〃	七、五	長良川通出水、岐阜町入水
二、四〇一	〃	三、六	津屋川沿石津郡徳田新田堤切
二、四〇二	〃	七、一	津屋川洪水、被害あり
二、四〇三	寛保	五、八	多壽郡大坪村堀之内堤切入
二、四〇四	延享	五、一八	伊尾川洪水、安八郡丈六道堤切、神戸村被害あり
二、四〇五	寛延	五、二五	津屋川沿多壽郡志津村堤切
二、四〇六	〃	一、一	長良川通厚見郡池上村東島村堤切、島輪中入水
二、四〇七	〃	一、一	牧田川通多壽郡大塚村堤切入
二、四〇八	寶曆	二、八	津屋川通多壽郡志津新田堤切入
二、四〇九	〃	一、一	木曾川通金廻堤及中堤所々切入、津屋川沿多壽郡志津新田堤切入
二、四一〇	〃	一、一	津屋川沿多壽郡鷲集村堤切入

以上列擧した通り、慶長より寶曆に至る百四十五年間に、百十餘回も大洪水に見舞はれたのである。以て如何に洪水が暴虐を極めて美濃の良民を悩ましたかが想像せられるであらう。

七、江戸幕府の治水制度

普請の四法
公儀普請
國役普請
御手傳普請
自普請

普請の四法 江戸幕府の水害復舊又は堤防修築の仕方には四法があつた。公儀御普請、國役御普請、御手傳普請、自普請が是である。公儀御普請といふのは幕府の費用を以て施行するもので、即ち日備普請である。國役御普請といふのは人民に國役金を賦課して工事の用途に充てるもの、御手傳御普請といふのは諸侯に命じて助成せしめるもの、其の内單に工事費のみを分擔支出せしめるものを御金御手傳といつた。又自普請といふのは一に手限普請ともいひ、文字通り領主又は住民の出願を認可して其の自費を以て施工せしめるものである。何れも水行奉行及び笠松陣屋堤方をして工事を監督せしめた。而して其の最も普通なるものは國役普請である。

水行奉行 美濃國水行奉行は其の初め定まつた家は無かつたが、寛永年中に至り、石津郡多良の領主高木權右衛門貞勝、同次郎兵衛貞俊、同藤兵衛貞友の三家に命じて、美濃國堤川除國役普請奉行を勤めさせたのが始まりで、是より新例を

開き、正保承應、萬治、寛文、延寶、元祿の間、三家は屢々國役普請奉行を勤め、次で元祿十六年寶永二年の兩度、濃州國中大小の川々並に勢州桑名川通り、尾州熱田川通りに於ける古田新田、竹木、葭萱及び百姓の家藏まで、苟も川々の水行の支障になる物は悉皆取拂を命ぜられ、夫を勤役してから、其の後代々三家交替して一ヶ年宛水行奉行を勤め、木曾川は勿論桑名川、熱田川等をも巡視することになつた。それで三家は各川通役二人宛を置き、年中三度程づゝ川々を巡視し、諸川の新規、葭尾、葭萱、植出等を禁じた。若し美濃國內に水論、井堰、堤論等あれば、幕府は三家に命じて調査せしめ、又國役普請があれば、其の仕立奉行を命じた。それで川通の公私領とも、若し新規普請、又は水害復舊工事等を施行しようとするれば、其の村方庄屋より、領主奉行、代官の添書を以て、村々願の趣を多良役所に上願する。すると高木家より笠松郡代役所へ照會し、川通役堤方の雙方立會吟味の上、許否を決する例であつた。何故斯かる重要な役を僻遠な多良山中の高木家に命じたかと云へば、高木家は濃尾平野に少しも所領を有せないで、却て公平に裁決して得るからである。斯くて高木三家は代々國役水行奉行として、幕末慶應二年に至るまで勤役したのであつた。

笠松役所堤方

定式春役普請



第五圖 水行奉行高木新兵衛家記「蒼海記」(高木貞元氏藏)

監が美濃奉行の節定めたもので、因襲して之を改めず、笠松役所堤方に於て監督

七 江戸幕府の治水制度

五三

笠松役所堤方 笠松郡代陣屋に堤方十四人を置いて、國役金の收支、治水工事の設計、施行監督、堤防保護等の任に當らしめた。三大川沿岸の濃州低地は殆ど毎年夏秋の頃出水があつて、多少の被害を免れない。それで其の翌年春の減水期に於て、堤方監督の下に復舊工事を施行する例で、之を定式春役普請といつた。又出水の節は堤方に於て、福東、高須、本阿彌、萬壽等諸輪中の洪水防禦、堤防保護を分擔した。

定式春役普請 濃州幕領村々堤川除定式春役普請の國法は岡田將

せしめた。即ち幕領中の沿河の地で、年々定式春役普請施工を要する村方を水
下役村と稱し、之を要せざる山間方面の村方を遠所役村と定め、水役村よりは
其の村高百石に就き百人宛を水人足と定め、一人五合宛の扶持米を給し、其の
餘の人足には一人一匁宛の遠所銀を與へて徴用した。又遠所役村は二分して
定遠所役村と取立遠所役村とした。前者は川通から距つて、定式普請の無い村
方を呼ぶもので、水人村に普請のある節は手傳人足を出して工事を助ける規定
であるけれど、便宜に従ひ、多くは遠所銀と云つて役高百石に就き人足二十五人
の分、一人銀一匁宛の割合で、之を笠松役所に徴收して工費に充てた。後者は臨
時普請を要する村方を汎稱し、其の普請ある村方に於ては、其の年の遠所銀徴收
を止めて、百石百人宛の水人足を課した。其の他工事に要する人夫は、賃人足
として一人銀一匁を給した。それで遠所銀の賦課は工事の有無に應じて年々
同一でなかつた。而して遠所人足の扶持米勞銀等は皆笠松郡代に於て計算支
給した。(笠松役所堤方
心得方覺書)

國役金 舊幕時代の治水制度は八代將軍吉宗の時代に至つて最も完備した。
享保中幕府の定めた國役普請の規定に據れば、關東及び東海道其の他諸國の大

河に要する堤防築造費は所要の總金高の十分の一を幕府より補給し、殘餘は關
係諸國の内幕領私領社寺領の別無く、一般に石高に應じて國役金を賦課した。
其の法は費額の多寡によつて年々異動があるけれど、大概高百石に付銀二十九
匁九分を以て率とした。

美濃國に於ける木曾長良伊尾三川の治水費按排の規定に依ると、工費金二千
兩迄は國役金を掛けず、二千兩乃至四千兩を要する場合は美濃一國に課し、四千
兩乃至四千五百兩を要する場合は之に近江を加へ、二箇國高百七萬三千石餘へ
割當て、四千五百兩以上を要する場合は、更に越前國高三十七萬四千石餘を加へ
て割當てる定であつた。而して其の全工費は一時公帑を以て支辨し、竣工後改
めて賦課金を幕府へ納入せしめる方法を採つて居た。

根本的治水策 斯くの如く、幕府では江戸開府以來洪水のある度毎に、水害の
程度に應じて、或は國役普請を以て、或は自普請を以て復舊工事を施行して來た
が、頻年洪水打ち續き、領主も農民も共に疲弊し、工費の負擔に耐へ得なくなつた
のみならず、斯かる姑息な手段では到底洪水の禍根を絶つといふ事は出來なく
なつた。それで幕府當局者も此の儘放任して置く譯に行かず、一方に於ては林

制の釐革を圖ると同時に、大名御手傳普請の名を以て、全く無縁な他藩に工事を分擔せしめ、或は工事の全體を大藩に負擔せしめるといふやうな非常手段を採つて、三大川分流と云ふ根本的な河川改修工事に乗出すに至つたのである。

本 篇

三大川合流
の害

一、三大川分流の企畫

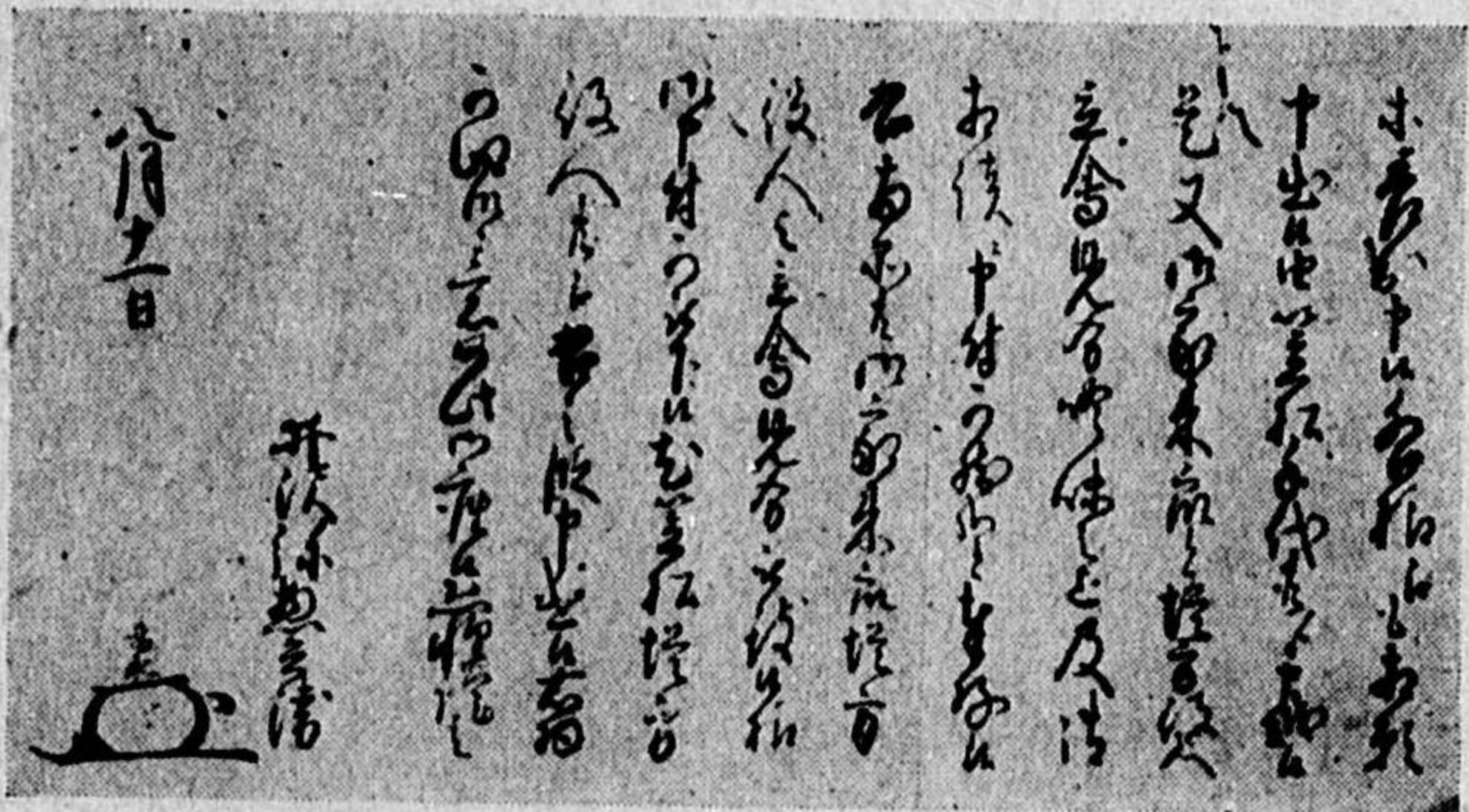
三大川合流の害 當時西濃平野に集注する木曾・長良・伊尾の三大川は、下流に至つて水脈相通じ、一川に洪水があれば、三川の沿岸皆其の害を蒙つたのであつた。即ち先づ伊尾川と長良川とは中須川、並に大樽川に由りて相通じ、木曾川は逆川に由りて長良川に通じ、長良川は更に南流して中島郡小藪村(現羽島郡桑原村大字小藪)地先にて木曾川と合流した。此の二川の合流した木曾川は南流三里にして、勢州桑名郡油島新田(現岐阜縣海津郡大江村の内)地先に至つて一旦伊尾川と合流し、尾州長島輪中(現三重縣桑名郡)の北端松之木村地先にて再び分れ、長島輪中を挟んで流下し、伊勢海に注ぐのであつた。而して此の三川の河床は伊尾川最も低く、次に長良川、次に木曾川と次第に高くなつて居た。

元來我が邦の天候は昔も今と變り無く、常に西南方に發生した低氣壓が東北に進行するにつれて降雨を齎らすのである。換言すれば雨天は西方より東方に移動する故、此の三川中、伊尾川が先づ出水し、次に長良川が出水し、更に後れて木曾川が出水する。故に伊尾川は長良川の出水に因り、一層水嵩が増して水位を高められ、更に木曾川の出水に因り、其の壓迫を受けて益々水位を高め、容易に減水しない。従つて南濃平野は一面浸水して堤防を破潰し、各輪中に巨害を及ぼすに至るのであつた。

井澤の三川
分流策

井澤彌惣兵
衛爲永

井澤の三川分流策 それで此の水害を除かんには、三大川を分流せしめることが第一の要訣である。夙く此の點に着眼したのが炯眼なる紀州流治水の大家井澤彌惣兵衛爲永であつた。八代將軍吉宗の時代、享保二十年八月十日爲永は幕府の勘定吟味役より、美濃郡代兼帯を命ぜられ、濃州の幕府領高十二萬石餘の御預り仰付けられ、八月二十一日暇を賜はつて笠松役所へ來任した。爲永は紀州溝口村の人で、初め紀州家に仕へたが、紀州徳川吉宗が將軍職を襲ぐや、江戸に伴はれて勘定所に出仕し、拔擢せられて新田開發、河川浚治の事を掌つた。淀川・木津川・江戸川・信濃川・大井川など、何れも爲永が關係して、或は治水計畫を立て、或は浚渫修治したものである。爲永が美濃國に滞在したのは、同年八月より十二月に至る五箇月に過ぎず、それより三年後の元文二年九月五日には、美濃郡代を退いたが、美濃在任中、三大川を初め各河川を巡視して、綿密な三大川分流治水工事の計畫を立て、幕府に建言したのである。幕府では直に之を實施するに



第六圖 井澤彌惣兵衛爲永書翰 (高木貞元氏藏)

は至らなかつたけれども、元文三年三月爲永が病歿してから、十六年後に施行せられた寶曆治水工事は、實に爲永が美濃郡代在任中に企畫せる設計に基づいて實施せられたものであると傳へられて居る。

農民の歎願 是より先民間に於ても三川分流の緊要事なるに着目し、濃州多藝安八右津不破海西中島羽栗の七郡三百箇村の庄屋等協議して、寛保の初笠松郡代瀧川小右衛門へ、濃州川々水行普請大樽川締切工事を施行せられんことを出願したが、大袈裟な工事なる故採用せられなかつた。尋で寛保三年(皇紀二四〇三年)十一月幕領多藝郡横屋村外七十七箇村總代として、横屋村庄屋寺倉孫九郎外五

人が江戸表に赴き、勘定奉行神尾若狹守春央へ、大樽川締切、水行普請施行の願書を提出したが、是も許可せられなかつた。

越えて延享三年(皇紀二四〇六年)正月高須輪中内尾州領及び高須領四十箇村の庄屋が連署して、木曾伊尾兩川の分流、桑名川の浚渫等の工事施行を願ひ出た。同時に本阿彌新田其の外十六箇村よりも、庄屋連署を以て、木曾伊尾兩川分流工事實施の歎願書を提出した。其の他各輪中民より差出した治水工事の請願書は一列擧する煩に堪へない程である。

延享の御手傳普請 それで幕府も遂に水行普請實施の決意をなし、延享四年(皇紀二四〇七年)十一月奥州二本松城主丹羽若狹守高庸に美濃伊勢兩國川々の水行普請御手傳を命じて、工事を施行せしめた。是實に美濃國川々御手傳普請の嚆矢である。

一方幕府に於ては、勘定奉行神尾若狹守春央、勘定吟味役堀江荒四郎芳極、井澤彌惣兵衛正房(爲永の子)に普請御用掛を命じ、美濃郡代青木次郎九郎安清、水行奉行高木新兵衛、同求馬、同内膳に普請見廻を命じた。

翌延享五年(寛延元年)正月丹羽若狹守は家老江上三郎右衛門を總奉行、番頭岩井田

舎人を副奉行とし、元締普請奉行場所奉行場所掛小奉行、下役等の役々を美濃、伊勢兩國に派遣して工事に當らしめた。工事の主なるものは、木曾川通石田村及び拾町野村の杭出延長二百間、同川通油島新田及び松之木村の杭出延長百八十間、油島新田下水勿土堤長百五十間、桑名川通南之郷附洲堀割、深谷部澤の堀割、千倉村前の附洲堀割、與左衛門新田、茂左衛門新田及び大山田澤の堀割、香取川口の附洲浚堀割等で、請負普請として、正月二十二日工事に着手し、三月二十日竣功した。けれども農民待望の大樽川締切普請は、此の際遂に實施せられなかつた。

大樽川喰違堰自普請 延享の御手傳普請は期間も短く、規模も小にして、未だ到底洪水の災害を根絶するといふことは出来なかつた。是より先、大樽川沿岸福東輪中並に多藝輪中四十二箇村の農民は、十七年前の享保末年頃より、長良川の水の樽川に流注するを制せん爲め、百姓自普請を以て大樽川通に常水堰を設けんことを企て、屢々笠松郡代多良水行奉行兩役所へ出願し、寛延三年十月に至り、笠松郡代青木次郎九郎、本田代官川崎平右衛門、水行奉行高木三家及び笠松堤方等の檢分を経て、工事施行の許可を得、翌四年正月二十日より、工費三千兩を投じて、村々百姓自普請を以て、長良川通大藪村渡場及び同村八右衛門東に一番

大樽川喰違堰自普請

延長百十間、二番延長百十間の猿尾を繼足し、且大樽川通に長五十八間、八十七間の喰違常水堰を新築したが、之とて未だ充分なる効果を擧げること出来なかつた。

一、水行普請の請願と檢分

水行普請所檢分 木曾長良、伊尾三大川沿岸の輪中民は、延享五年丹羽若狹守の御手傳普請竣功後も、依然として洪水氾濫、悪水停滯の害を免れることが出来ぬので、止むなく寛延四年大樽川喰違堰の自普請を施行したが、之もさしたる効果は見えず、連年凶作が打續いて、農民は自活の道を失ひ、毫も前途の不安は除かれず、疲勞困憊、總百姓退轉の外に道が無くなつたので、多良笠松兩役所に止まらず、態々江戸まで出府して、幕府入費を以て治水工事を施行せられんことを歎願するものが續々あらはれるに至つた。

そこで幕府に於ても愈々根本的治療に乗出す肚を決し、寶曆三年(皇紀二四一三年)四月勘定奉行神尾若狹守よりの内申に因り、同五月代官吉田久左衛門並に幕府普請役の者を美濃國に遣して、笠松郡代青木次郎九郎、水行奉行高木新兵衛、同求馬

農民の歎願

水行普請所檢分

同内膳等と立會つて、水行普請箇所を檢分せしめた。吉田久左衛門は普請役元締萩野藤八郎、普請役菊池惣内、同長岡文兵衛等を率ゐて美濃國に來り、笠松郡代役所堤方右田伴右衛門、原田儀兵衛、棚橋辰左衛門、野々村辨右衛門、田中林藏等も之に加はつて、同月から七月にかけて、木曾長良、伊尾三大川は勿論其の他の支派川に至るまで、備さに視察檢分を遂げた。(笠松郡代文書)

水行普請の請願

水行普請の請願 當時笠松郡代に於ては、檢分と並行して、檢分着手の初、私領役人を笠松役所に呼出し、夫々、水行普請存寄書を提出するやう命令した。各輪中村々に於ては、恰も大旱に雲霓を望むが如く、殆ど蘇生の思ひで、夫々水損を免れん爲めの計畫を樹て、多良笠松兩役所へ續々請願書を提出した。左に一例として、大垣輪中八十七箇村の名主が連署して、多良水行奉行役所へ差出した請願書を掲げよう。(笠松郡代役所へ差出した請願書も略ぼ之と同文である)

大垣輪中請願書

乍恐以口書奉願上候覺

一、濃州川通水行宜しからず、數十年村々水損難儀仕り候に付、「御見分成し下され候間、水損相遁れ候儀相考へ、願ひ奉るべき旨」有り難き仕合に存じ奉り候。之に依て願の趣左に申上げ奉り候。

木曾、長良、伊尾三川分

一、東大川通木曾・長良の兩川水道、西へ片寄り、伊尾川一筋へ馳込み候に付、伊尾川の水嵩大分の儀にて、伊尾川一方に盛り湛へ候故、海口引取り遅く年々川底高く相成り、洪水度々に及び、其上常水落ち兼ね候故、年々村々水損相増し、迷惑仕り候間、川筋相分け、東川筋へ水道付け候様願ひ奉り候御事。

大明神附殿

一、大明神字淨土堤(附殿)と申す土手次第に高く相成り、其上野畑に土砂等置重ね候に付、追々水開き差間え、迷惑仕候間、右土手并土砂共先規の格に御取拂ひ下し置かれ候様に願上げ奉り候御事。

牧田川筋附

一、牧田川・段海川烏江にて落合ひ、村々落樋先へ大分の土砂馳込み、其上押上水、水門先まで水盛り湛へ、剩へ右湛水落先横切に相支へ申し候間、牧田川筋山添へ御附け、鷲巢川へ落込み候様願上げ奉り候御事。

船付鼠ヶ森洲

一、船付村鼠ヶ森置洲出來、水引落悪しく、迷惑仕り候間、浚へ仰付けられ、眞直に、水行滞らず引落ち候様仰付け下され候様願上げ奉り候御事。

大牧村洲浚

一、大牧村置洲近來夥しく出來、水盛り湛へ候儀大分にて、水行淀み、彌々川底埋まり、流水相湛へ申し候間、右場所より下借地仕り、石堰取除き江通り仕り、水通し候筈に約束仕候。然れども川幅狭く御座候に付、古來の通り古川跡古堤通り川筋御立て、佛師川へ水落ち候様に

古川筋開鑿

二 水行普請の請願と檢分

中須川洲渡

願ひ奉り候。則ち古形に御座候間、御見分の上願の通り仰付け下さるべく候。さ候はゞ村々
貳萬六千石餘の所、水損必ず相遁れ申し候間、願の通り仰付け下され候様願ひ奉り候御事。
一、長良川へ水開きの場所中、中須裏大分土砂馳込み、水行差間え申候間、前々の形に川渡仰付
け下され候様願ひ奉り候御事。

鯰ヶ口洲渡

一、難波野村東鯰ヶ口水行、古來の通先年御吟味の上、難波野村にて水勿仰付けられ下し置かれ
候へども、右場所、就中水道西へ片寄り、川下りに付、西の方へ落込み、鯰ヶ口置洲水行甚
だ滞り申候に付、牧村藪野畑共に御取拂ひ、尾張様御領牧村にて、五十間の猿尾仰付けられ
下し置かれ、難波野村と南波村の間、川幅七十間程の所、兩方より喰違猿尾仰付けられ下し
置かれ候はゞ、古來の川形に相成り、御料私領格別水落宜しく、牧田川へ落合ひ、水相減じ、
決して水損相遁れ申候間、右の通仰付け下され候様、願ひ奉り候御事。

牧村藪畑取
拂

猿尾新築

水門先石籠
繼足

一、水門先に有來り候石籠五十間先繼ぎ、川中置洲等凌へ仰付け下され候はゞ、大分の村々悪水
吐き宜しく罷成り候に付、仰付けられ下され候様願ひ奉り候御事。

水門先川筋

一、水門先水落、鹽喰村石堰に堰留められ、水引落ち申さず、必至難儀仕候に付、右鹽喰村豐喰
新田へ引合ひ候間、右の所、近き頃まで川通りにて、則ち川形相残り居り申候へば、右堤形
に川筋仰付けられ下さるべく候。さ候はゞ上村々水落ち宜しく、決して水損相遁れ申候間、

大藪村築切

今尾新川開
鑿

願の通仰付け下され候様願ひ奉り候御事。

一、大藪村喰違の所、御築切り下し置かれ、川筋相分れ候様願ひ奉り候御事。

一、川々水落、今尾と申す所にて伊尾川一筋へ諸川落合ひ、其上羽根・駒野・安江三ヶ所の砂石川
筋へ横切に馳出し、水行甚だ差支へ申候間、右今尾より鯰池と申す所、川口御明け、萬壽新
田まで新川御立て下し置かれ、夫より海口迄の所、所々御取拂ひ下し置かれ候はゞ、今尾よ
り上村々水腐の難決して相遁れ申候間、右の通仰付けられ下され候様願ひ奉り候御事。

根古地川野
畑取拂

一、根古地川向野畑出張りの所切缺き、川形直に相成り候はゞ、水行相直り、上村々水落宜しく
御座候間、右出張りの所御取拂ひ下し置かれ候様願ひ奉り候御事。

右願上げ奉り候場所繪圖面相認め差上げ申候。願の通り仰付けられ下し置かれ候はゞ、御料
私領大分の御高水損相止み、數萬の者共有難く存じ奉るべく候。以上。

寶曆三酉年五月

戸田采女正領分(大垣輪中八十七ヶ村名主連署)

多良御役所様

(西高木家文書)

請願書四十
餘通

請願書四十餘通 此の外各輪中村々から提出した請願書は四十餘通の多數
に上つて居るが煩を避けて一々之を掲記せず。唯其の普請出願の箇所と請願

二 水行普請の請願と檢分

村名とを左に摘記しよう。

水行普請出願箇所

- 一、木曾川通堤 長六百九十間餘 修復外一件
- 一、逆川通 加賀野井村、駒塚村の間 石堰
- 一、木曾川通 拾町野村前、八神村へ メ切常水堰外五件
- 一、逆川メ切石堰外一件
- 一、伊勢海口獵師町 猿尾三ヶ所外五件
- 一、赤須賀新田間 川替一ヶ所外六件
- 一、勢州東平賀村西角より 今嶋村まで新川開鑿 油島新田より 松之木村北角築切 木曾川伊尾川分堤一ヶ所
- 一、木曾川通 八神村より、拾町野村へ 築切新堤一ヶ所
- 一、大樽川通 大藪村、勝村間 築切新堤一ヶ所
- 一、逆川通 駒塚村より、加賀野井村へ メ切 以上外四件
- 一、太田輪中 七郷輪中へ 以下外一件
- 一、萬壽新田地内 以樋伏込貳艘
- 一、大樽川通 大藪村、勝村間 築切堰堤一ヶ所

請願村々

- 中島郡三ツ柳村
- 中島郡桑原輪中惣代四ヶ村
- 安八郡墨俣輪中下宿村
- 中島郡加賀野井村外二ヶ村
- 勢州桑名郡十七ヶ村惣代
- 石津郡本阿彌輪中
- 高須輪中村々
- 太田輪中村々
- 高須輪中 村々
- 本阿彌輪中 村々

一、墨俣輪中と小川メ切一ヶ所

一、森部輪中と小川メ切一ヶ所 以上外五件

一、難波野村間

一、萬壽新田取拂

一、藪川通伊尾川通猿尾十二ヶ所

一、伊尾川通 大牧村、外畑 川替一ヶ所

一、逆川通 駒塚村と、加賀野井村 メ切一ヶ所

一、木曾川通 拾町野村、八神村間 メ切一ヶ所

一、木曾川通猿尾繼足五十間

一、長良川通猿尾、梓、出籠、腹籠

一、伊尾川通 福岡村、脇野村間、より萬壽新田まで 川替一ヶ所

一、牧田川通堤修復

一、鷺巣川通川凌一ヶ所

一、牧田川通堤笠置腹付 腹籠外一件、積籠外一件

一、安八郡高淵村堀割川替一ヶ所外二件

二、水行普請の請願と檢分

福東輪中 津屋輪中 村々

高須輪中三十七ヶ村惣代

大野郡西座倉村

安八郡豐喰新田外一ヶ村

中島郡東方村外五ヶ村

海西郡成戸村

安八郡勝村

石津郡釜段新田外五ヶ村

多藝郡岩道村

同郡飯ノ木村

同郡嶋田村

同郡押越村

同郡祖父江村外七ヶ村

不破郡室原村

- 一、小畑川通 祖父江村と江月村間 川替一ヶ所外二件
 - 一、相川通 不破郡嶋村より下段海渡場まで 川替一ヶ所外五件
 - 一、相川通押上水除 中曾根村より綾野村まで 新堤外一件
 - 一、赤坂川通川浚一ヶ所外一件
 - 一、杭瀬川通川浚一ヶ所
 - 一、牧田川通 高瀬村 烏江村 間川廣ゲ一ヶ所外一件
 - 一、伊尾川通猿尾繼足外三件
 - 一、藪川通堤笠置外二件
 - 一、藪川通築捨堤外三件
 - 一、糸貫川通堤腹籠根籠出梓等十一件
 - 一、逆川通 駒塚村堤より城屋敷堤まで 堤築切外一件
 - 一、伊尾川通新堤一ヶ所
 - 一、長良川通三ツ俣猿尾二ヶ所
 - 一、木曾川通 八神村より拾町野村へ 常水堰一ヶ所外一件
 - 一、伊尾川通川筋直し
- 多藝郡飯積村外三ヶ村
 - 不破郡表佐村
 - 同郡久徳村外四ヶ村
 - 池田郡八幡村外二ヶ村
 - 不破郡福田村
 - 同郡長松村外三ヶ村
 - 大野郡嶋村、公卿村
 - 同郡一ツ木村
 - 同郡東座倉村
 - 本巢郡上下本田村
 - 中島郡曲利村外三ヶ村
 - 安八郡神戸村
 - 同郡森部村
 - 勢州桑名郡上ノ郷村外四ヶ村
 - 大野郡鹿野村外二ヶ村

治水計畫の腹案

大造の普請

一、藪川通猿尾筋籠三ヶ所
 同郡上磯村下磯村

一、伊尾川通川筋直し
 池田郡上野村外二ヶ村

一、藪川通川筋直し
 大野郡上秋村外三ヶ村

一、伊尾川通水除刳籠
 安八郡上開發村外八ヶ村

一、伊尾川通圍堤新築
 同郡落合村外二ヶ村

之で觀ると、逆川締切を第一とし、大樽川締切、木曾川築切などが、地方民の最も翹望して居た所であつたことが察せられる。

治水計畫の腹案 代官吉田久左衛門並に幕府普請役の者は、郡代青木次郎九郎及び笠松堤方役人と共に、五月から七月までかゝつて、仔細に木會長良、伊尾三大川其の他支派川を視察し、且各輪中村々より請願せる普請所を調査し了つて、老大な水行普請計畫の腹案を立て、八月末笠松を發して歸府の途に就いた。同月廿九日笠松役人山岡程右衛門が其の妻の兄なる安八郡大藪村渡邊勘右衛門に贈つた書簡は、此の間の消息を物語つて居る。其の一節に云ふ。

吉田久左衛門様、御普請役も昨日迄に出立、御歸府に御座候。永々の義故障無く相濟み、大慶仕候。御普請は迫て御下知御座有るべく候。大造の御普請の様子に御座候。御普請所大概

七拾五箇所ほどこれ有り、御入用金七拾萬兩も懸り申すべきやに候。委しき事は此の方にも相知れ申さず候に付、篤と相知り申さず候。大概右の通りに御座候。(渡邊家文書)
 入用金七十萬兩といふ巨額である。以て如何に其の計畫の老大であつたか、推し量れよう。斯くて吉田久左衛門等は九月十五日歸府の上、登城して、川々普請所檢分を了つた旨復命した。(寶曆三年柳營日記)

「薩摩義士事蹟概要」其の他の諸書に、「寶曆三年四月の末、桑名藩主松平下總守忠訓が大垣藩主戸田侯を訪れるべく船で揖斐川を遡つた時、川の東岸金廻輪中の堤から、油島新田の郷士加藤傳藏なる者が、サンブと河中に飛び込んで直訴を企て、「三大川治水工事を完成して、農民を窮境より救済せらるゝ様、將軍家へ御懇願下されたし。」と歎願したといふ事が記されて居る。之は小説的で面白いが事實ではない。それは元和五年八月十六日金廻輪中堤が切れ、入水して作物皆無となり、百姓困窮して逃散せる時、揖斐川廻りを桑名侯御座船にて御下りを見掛け、名主次郎太夫俸傳藏、川中へ泳ぎ出し、御座船へ取付き、百姓困窮の状況を訴へ、歎願に及べる史實(金廻村庄屋傳藏眉書)を寶曆治水の事に混入したものである。

三、寶曆三年の洪水と復舊工事

寶曆三年の洪水 代官吉田久左衛門及び江戸幕府普請役等の普請所檢分もまだ了らぬ寶曆三年秋八月中旬、連日の秋霖が豪雨を齎し、木曾川の出水一丈七尺を初めとして、長良川、伊尾川、其の他牧田川、津屋川等いづれも増水し、所在の堤防、川除を破壊して、濁流が田園廬舎を流失せしめ、饑餓の者夥しく、農村到る處目も當てられぬ惨狀を現出した。實に數十年來稀有の水難であつた。八月廿九日附、笠松役人山岡程右衛門が大藪村渡邊勘右衛門に與へた書翰に云ふ。

(前略)先頃は近年にこれ無き大雨洪水にて、其邊も高水に御座候由、新三郎(山岡の子息)に承り候處、少々難所もこれ有り候處、御無難にて御同悦に存じ奉り候。木曾川も八合五勺(一丈七尺)にて、笠松より二里上、坪内權之助様御知行所中屋村堤切入り申すべき様子にて、笠松も騒々しく、陣屋(笠松郡代陣屋)始め拙者共邊迄も、諸道具疊等も片付け申し候處、されども圍ひ留め、大悦仕り候。今度は海邊により候て、高水に御座候て、下々にては堤十合(増水二丈)餘これ有り候。切所(笠松)支配所の分大概左の通り、

- 一、金廻堤、木曾川通切所百五十間ほど
- 一、金廻萬壽境、横手堤、九十間、五十間餘、二ヶ所
- 一、森下村一ヶ所

三 寶曆三年の洪水と復舊工事

- 一、石龜村三ヶ所
- 一、七郷輪中の内上之郷村一ヶ所
- 一、同福永村一ヶ所
- 一、勢州五明村堤三ヶ所
- 一、濃州有尾輪中一ヶ所
- 一、勢州鎌ヶ池輪中一ヶ所

右の外少々づゝの切所・破損所は數多に御座候。切所の分は流失家・潰家夥しき義にて此節改として多田周右衛門罷越し候。飢人大分の義に付、急扶持、且那(笠松郡代)より取替へ相渡し候積りにて、小山唯藏罷越し候。何十年にもこれ無き水難に御座候。尾州も津島邊より海邊にかけて、百ヶ所餘切入り、三拾萬石餘皆無の由、尾州役人の咄に御座候。(渡邊家古文書)以て其の慘狀を想見することが出来よう。

破損所檢分

破損所檢分 茲に於て笠松郡代青木次郎九郎並に本田代官川崎平右衛門等は部下の堤方諸役人を遣して、九月より十月にかけて、仔細に破損所を檢分せしめた。幕府に於ても普請役松村平右衛門兼池惣内を美濃に遣し、堤方役人をも立會はしめて、急破定式普請所を檢分させた。十二月廿日笠松郡代から江戸幕

府勘定所へ差出した堤方役人在方出立歸宿覺(笠松郡代文書)に據れば、當時普請役並に堤方役人の檢分した破損所は次の通りである。

月日	檢分破損所	檢分役人
自九月十四日 至同 十四日	勢州金廻輪中、五明輪中、七郷輪中、濃州高須輪中村々切所破損	堤方役人 四人
自九月十五日 至同 十八日	濃州多藝郡、石津郡村々切所破損	同 二人
自九月廿一日 至同 廿三日	勢州桑名郡金廻村、五明村切所水留の節	同 二人
自九月廿三日 至同 廿八日	勢州桑名郡鎌ヶ池新田大破、同郡上之郷村、福永村切所水留の節	同 二人
自九月廿四日 至同 廿四日	濃州多藝郡有尾輪中、根古地輪中、石津郡内記村切所水留の節	同 二人
自十月十四日 至同 廿一日	濃州御料所村々來戌年春定式普請檢分	同 二人
自十月十七日 至同 廿六日	同 上檢分	同 下役一人
自十月廿二日 至同 廿七日	同 上檢分	同 二人
自十月廿七日 至同 三十日	同 上檢分	同 下役一人
自十月廿八日 至同 三十日	同 上檢分	同 下役一人
自十一月六日 至同 十五日	同 上檢分	同 下役一人
自十一月十五日 至同 十五日	濃州桑名郡金廻輪中、五明輪中、鎌ヶ池輪中、七郷輪中村々濃州海西郡、安八郡切所破損檢分として御普請役巡廻の節濃州多藝郡、石津郡村々切所破損檢分として御普請役巡廻の節案内	同 二人 同 一人

三 寶曆三年の洪水と復舊工事

自十一月廿五日 來戊春定式御普請檢分として御普請役巡廻の節案内
至十二月廿二日 斯くて普請役松村平右衛門菊池惣内は、上記急破定式普請所の檢分を終り、十二
月廿八日江戸へ歸府した。(笠松郡 代文書)

四、御手傳工事施行の内申

勘定奉行の
内申書

勘定奉行の内申書 江戸幕府勘定所に於ては、代官吉田久左衛門並に美濃郡
代青木次郎九郎水行奉行高木新兵衛同内膳等が濃勢尾川々檢分の復命書に基
づいて、木曾長良伊尾三大川及び其の支派川の水行普請の計畫を立て、又青木次
郎九郎、川崎平右衛門等の復命に因つて、去る八月の洪水に破損した堤塘川除の
急破定式普請の計畫を立て、工事設計書並に工事場所の繪圖を添へて、此の年十
二月六日勘定奉行一色周防守政流の名を以て、老中筆頭堀田相模守正亮へ普請
施行の内申書を提出した。

水行普請

内申書の要點は、水行普請として第一、木曾川の水を制して、佐屋川加路戸川等
へ分流疏通せしめ、第二、七郷輪中を掘割つて油島新田附近にて木曾伊尾兩川を
分水し、伊尾川は桑名川へ流注せしめ、木曾川は加路戸川へ流通せしめることで、

急破定式普
請

大名御手傳
普請

此の經費金七萬九千七百兩餘、御林木三千本餘を要するといふのである。また
急破定式普請として、去る八月洪水の際の堤川除破損所を修理すること、此の經
費金一萬三千五百兩餘、御林木千六百本餘で、前者を合せて、總經費金九萬三千兩
餘、御林木四千六百本餘を要するといふのである。尙ほ工事は大名御手傳普請
として、來春より着手し、三月頃竣功殘工事は來冬施行しようといふ豫定であつ
た。内申書の原文は左の通りである。

濃州、勢州、尾州川々御普請之儀申上候書付

濃州・尾州・勢州川々近年川瀬代り、水行宜しからず、御料私領村々水腐難儀仕候に付、御
普請仰せ付けられ候様、村々願出で候に付、當(寶曆三年)四月十日神尾若狹守より申上げ、御代
官吉田久左衛門并御普請役の者共を遣され、美濃に罷在候高木新兵衛、高木内膳、青木次郎
九郎立會ひ、場所見分吟味仕り、并私領役人共へも相觸れ評議仕り、吟味の上、申聞け候趣、
左に申上げ候。

木曾川分水

一、木曾川の儀、前々は佐屋川へも水分け流れ候處、近年佐屋川埋り、附洲等にて水行差支
へ候に付、此度猿尾、水刳仕立て、洲浚等普請仕り、佐屋川へ四分程落し、川末加路戸川・
筏川・見入川・鍋田川浚普請仕り、右川々へ水分け落し候積りに御座候。

四 御手傳工事施行の内申

伊尾川分水

本篇

七八

入用金

一、伊尾川の儀、油島新田・松之木村の間にて、木曾川と落合ひ候所、木曾川の水勢強く、伊尾川の水を押へ、其上川下桑名川通り埋まり、川床にて水淀み落兼ね候故、上郷村々水腐仕候に付、七郷輪中堀割りメ切り、伊尾川を桑名川へ落し、木曾川は加路戸川へ落し候積り、桑名川并其外所々川々埋まり、附洲浚、猿尾・水刎等御普請仰付けられ候へば、村々水腐相止み、然るべき旨、右入用金七萬九千七百兩餘、御林木三千本程相懸り候旨、久左衛門并次郎九郎・新兵衛・内膳申聞け候。

急破御普請

一、右御普請の外、當八月出水に付、堤川除急破損所出來仕り、是又青木次郎九郎・川崎平右衛門一通り吟味仕り、申聞け候に付、先達て申上げ候通り、猶又御普請役の者差遣し、當時少しも措置き難き切所等の分は假築留等仕らせ候。其外、來春御普請仰付けらるべき急破御普請、大積り金壹萬參千五百兩餘、御林木千六百本餘に御座候。總て三月頃より雪代水これあり、夏秋の間は折々出水にて、御普請出來仕らず、内破損これあり、手戻り仕り、御失墜罷成り候由に御座候間、右場所の分は來(寶曆)四年)早春取懸り、早速相仕立て、然るべく存じ奉り候。

入用金

大名御手傳

右之通りに御座候。急破御普請の儀も來春早々御普請仰付けられ候儀にて、是又前條の通、餘程の人足高に御座候間、總御普請に相加へ大名御手傳仰付けられ、然るべく存じ奉り候。

總御入用金

御入用金都合九萬參千兩餘、御林木四千六百本餘に御座候。勿論來春より取懸り、三月頃迄にて相仕廻、残る分、來冬仕立て候積り仕り、且又七郷輪中堀割りメ切の儀(中略)大造の儀にて、潰地等も多く御座候間、外御普請出來仕り候上にて、川筋の様子等相極めの上、來々亥年(寶曆)五年)御普請仰付けられ、然るべく存じ奉り候間、別紙御手傳割合書、繪圖差上げ申し候。(下略)

酉十一月

一色周防守

御勘定方(笠松郡代文書)

工費負擔割合書

工費負擔割合書 前記内申書に添へて、同日一色周防守から御手傳普請に對する幕府側と御手傳側との工費負擔の割合書を、同じく堀田相模守へ提出した。右割合書に據り各工區と之に要する工費の分擔額とを示せば左の通りである。

濃州、勢州、尾州川々御普請御手傳割合

一番手之分(寶曆四戌年)

濃州桑原輪中より尾州神明津輪中まで

一、御林木千九百二十本餘

幕府負擔

四 御手傳工事施行の内申

七九

金九千九百四十兩餘

此譯金二千三十兩餘 幕府負擔

金七千九百十兩餘 御手傳方負擔

二番手之分(寶曆四戌年)

尾州梶島村より勢州田代輪中まで

一、御林木八十本餘 幕府負擔

金一萬千九百八十兩餘 (内二千四百七十兩餘、寶曆三年秋洪水に付急破御普請の分)

此譯金二千三百二十兩餘(内九百六十兩餘、急破御普請の分) 幕府負擔

金九千六百六十兩餘(内千五百十五兩餘、急破御普請の分) 御手傳方負擔

三番手之分(寶曆四戌年)

濃州墨俣輪中より同國本阿彌輪中まで

一、御林木千六百四十本餘(急破御普請の分) 幕府負擔

金一萬千四百七十兩餘(内七千六百八十兩餘、急破御普請の分)

此譯金千三百五十兩餘(内八百二十五兩、急破御普請の分) 幕府負擔

金一萬百二十兩餘(内六千八百六十兩餘、急破御普請の分) 御手傳方負擔

四番手之分(寶曆四戌年)

勢州金廻輪中より同國海落濱地藏邊まで

一、金七千四十兩餘(内金三千四百二十兩餘、急破御普請の分)

此譯金七百九十兩餘(内二百八十兩餘、急破御普請の分) 幕府負擔

金六千二百五十兩餘(内三千四百四十兩餘、急破御普請の分) 御手傳方負擔

五番手之分(寶曆五亥年)

勢州七郷輪中より同國南之郷まで

一、御林木九百九十本餘 幕府負擔

金五萬二千八百七十兩餘

此譯金九千八百五十兩餘(内五千二百四十兩餘、地代並百姓家引料共)

幕府負擔

金四萬三千二十兩餘 御手傳方負擔

總計御林木四千六百四十本餘(内千六百四十本餘、急破御普請の分) 幕府負擔

金九萬三千三百兩餘

此譯金一萬六千三百四十兩餘(内二千六十兩餘、急破御普請の分)幕府負擔

四 御手傳工事施行の内申

金七萬六千九百六十兩餘(内一萬千五百十兩餘、急破御普請の分)

御手傳方負擔(笠松郡代文書)

七郷輪中堀

右の通り、來る寶曆四年より同五年にかけて、御手傳普請を仰付けられたいと云ふのである。尙右の内、寶曆五年着手豫定の七郷輪中堀割は工事費も多く、且堀割工事面積も幕府領私領を合せて千五百石餘に上り、百姓家も二百十戸餘取拂はなければならぬから、假令其の地代金は下附されても、百姓が難澁に陥るので、寶曆四年の工事が完成の後、水行等を調査の上、是非堀割を施行しなければならぬと決定したならば、其の節上申する。」と云ふ事が附記してある。何れにしても來年分は是非御手傳普請仰付けられたいと云ふ上申である。

是に對して十二月二十七日老中堀田相模守から、一色周防守に對し、「書面の通り、戌年御普請御手傳仰付けられ候。」旨言渡された。

普請仕立方意見書 尙同月一色周防守は御手傳普請の仕立方に就て、堀田相模守へ意見書を提出して居る。それは第一期及び第二期工事着手時期の問題と、工事人足は村々農民を使用し、町人請負に附せないと云ふ問題である。意見書の原文は左の通りである。

普請仕立方意見書

工事の時期

第一期工事

一、御普請取掛の儀、二月上旬より取掛り、三月中旬比迄、閏月も御座候に付日數七十日程の内は枯水の節に付、堀割、洲浚、締切等の分並當秋(寶曆三年)出水に付、缺崩場所の分相仕立て、然るべく存じ奉り候。尤例年四月下旬よりは雪代にて、水嵩増上、右閏月だけ、三月下旬よりも雪代出水申すべきかと存じ奉り候。さ候へば水中の普請は成り難く御座候に付、右の節より八月中迄の内は、水上の普請の分成るべきだけ仕り、且又御林木伐出し、塚樋切組、山方より石など其場所場所に置き候様仕り、九月下旬より段々濁水に罷成り候に付、水中の普請取懸り候はゞ、夏の内とても一切手明き候様なる儀も御座あるまじきかと存じ奉り候。

第二期工事

町人請負

百姓人足

一、右御普請儀、町人請負等に罷成り候ては、兎角利潤を專一に仕り候に付、奉行附にて罷在り候ても、自然と不丈夫に御座あるべく候間、此度の目論見帳面(設計書)の通りを以て、其村々百姓共へ仰付けられ候へば、自分自分の田畑園ひの事に付、目論見通り餘分に仕り候とも、龜末の儀は一切仕らざる儀に御座候。尤村方莫大の御救ひに罷成り候儀に御座候間、右の趣、御手傳方へ仰渡され、然るべく存じ奉り候。(笠松郡代文書、御手傳御普請掛書狀留)

斯くて幕府の御手傳普請に關する一切の準備は全く成つて、茲に十二月二十五日薩摩藩島津家に對し、空前の大工事御手傳の命令を發せられるに至つたので

四 御手傳工事施行の内申

ある。

五、御手傳役下命の経緯

幕府の政略

幕府の政略 江戸幕府が諸大名を駕御する政略は洵に巧妙を極めて居た。大名の妻子を江戸に住居せしめること、大名をして参観交代せしめること、親藩家門譜代外様等の配置に注意すること等、何れも用意周到である。それと相並んで大名駕御政策の一に數へらるゝは、大名を餘り富ましめない事である。小大名には國替を命じ、大諸侯には普請の助役を命じて疲弊せしめるのである。彼の名古屋城築造の際に御手傳を命ぜられた諸侯の中で、福島正則が不平を云つたら、加藤清正が「それなら國へ歸つて戦備を整へる外致し方が無い。」と云つたといふ事は有名な話である。諸大名も此の遠國工事の手傳には少からず困らされたものであつた。此の寶曆年間に木曾長良伊尾の三大川治水工事を薩州藩に命じた如きも其の好適例である。

前代未聞の命令

さあれ、幕府は何故に突如斯かる前代未聞の命令を、選りに選つて薩州藩に下し、態々三百里も距つた九州の果から島津侯を招致して、美濃三大川治水の大土木工事に當らしめたか。是は決して尋常一様の事ではない。前述の通り、從來斯かる大土木工事を諸大名に命じて藩帑を消費せしめ、其の勢力を弱めようと云ふのは幕政の根本方針であつたとは云へ、單にそれだけの理由のみで、斯かる苛酷な命令を下したものは思はれない。然り、政略以外、更に迂餘曲折した特殊な事情が裏面に潜んで居たやうである。

薩摩藩島津侯

遠祖忠久

薩摩藩島津侯 薩隅日三國と琉球島とに於て七十七萬八百石を領有した島津侯は遠祖島津忠久以來名主相繼いで、國を治め士を養ひ、勤儉尙武を事として頗る富強を極め、各時代を通じて常に九州の一角に雄據して居た。

島津家系圖に據れば、忠久は比企能員の養妹丹後局が源頼朝の寵を蒙つて生んだ庶長子で、源頼家源實朝の異母兄であるが、局が妊娠中、政子の嫉妬を被り、攝州住吉に逃れて其處で分娩したもので、幸に母子は近衛關白基通に救はれ、文治二年頼朝から近衛家領九州島津莊(薩・日・隅の三國)の總地頭職に擧げられ、且島津の姓と十文字の家紋とを賜はつた。

島津莊總地頭職

或は云ふ、惟宗日向守基言の子廣言、京都に在り、比企能員の姉丹後内侍と通じ、忠久を生む。忠久近衛家に仕へ、其の邑島津莊の地頭たり。因て氏とす。忠久の外祖母比企禪尼嘗て

五 御手傳役下命の経緯

頼朝の乳母となる。故を以て其の興るや忠久往て歸す。建久中頼朝之に日隅薩の守護を授く。」と

爾來島津氏は世々島津莊を領して、代々時の執權に歷仕したが、特に三代久繼は弘安四年北條時宗の命を奉じて、彼の元寇の來襲を拒ぎ、勳功を樹て、島津氏の名を擧げた。

其の後、戰國時代に入つては、名君良弼輩出して、益々島津氏の威名を鎮西に輝かしたが、就中十二代忠治時代に於ける一族島津忠良は日新齋と稱し、島津家中興の名主とまで謳はれた。豊臣秀吉が天下を統一した頃は十六代義久が世を繼いで居たが、義久もなか／＼の豪將であつた。

天正十五年豊臣秀吉は徳川家康と和し、兵三十萬に將として島津氏征討に向つた。時に藩主義久、弟義弘は此の大軍を引受けて善く戦ひ、豊臣軍の先鋒を破つて、流石の秀吉をして心膽を寒からしめた。豊臣氏滅亡後に於ける徳川家康も、島津氏の畏るべきことは疾くに之を見抜いて居た。彼の關ヶ原の役には、義弘の子忠恒が藩主となつて居たが、義弘は西軍に屬して關ヶ原に出陣し、戦敗るるや、寡兵を以て家康の本陣に通り、薩摩隼人の意氣物凄く、東軍の中央を突破し

三代久繼

島津日新齋

義義 弘久

忠 恒

て、其の國に引揚げたのであつた。

されば家康は島津氏の如きに對しては、劈頭に大斧鉞を加ふべき筈なのに、豫て島津氏の實力を知る所から、之を敢てしなかつたのみならず、特に使者を薩摩に遣して本領安堵の教書を送り、島津主従を慰撫し、且領地には全く干渉せぬことを確約して、僅に藩主の江戸入を促したに過ぎなかつた。加之當時家康は頻りに土木を起して諸侯に普請助役を命じたが、唯獨り島津氏には全然之を課せず、特に忠恒をして家號松平を稱せしめ、且家康の諱字を興へて家久と改名せしむるなど、眞に優遇至らざるなき有様であつた。畢竟斯かる優遇は、家康が島津氏の鋭鋒を挫く手段で、伶俐な家康は克く柔を以て剛を制した譯である。故に島津氏も家康の優遇に對しては、勢ひ恭順を表さなければならぬ羽目となつた。要するに島津氏は家康の爲めに巧に軟化されて了つたのである。

徳川氏の覇業は家康から秀忠家光を経て、次第に其の基礎を固め、世は益々泰平無事に治まつたが、五代將軍綱吉の晩年に入つて、將軍は漸く政治に倦み、諸侯は尙武の氣風を失ひ、士民亦昇平に馴れて遊惰に耽り、茲に元祿の如き頽廢文弱の時代を作るに至つたが、殊に營中に於ても、柳澤吉保萩原重秀の輩が跋扈して、

家 久

元祿時代

幕府の財政を攪亂し、賄賂に依つて事を決するなど、世を擧げて浮華文弱に流れ、地方侯伯の家には所謂御家騒動なるものが續發するに至つた。

然るに島津家のみは、名主良弼相繼いで藩政を整へ、文武の道を勵み、質素勤勉を事としたので、上下親和して克く時代の潮流に拮抗した。特に元祿當時には十九代綱貴が聰明英邁の資を以て政務を執つたので、國富み士氣振ひ、薩藩の名聲は益々高まつて來た。

其の後享保元年五月に至り、徳川吉宗が將軍職を繼ぐに及んで、快刀斷麻の手腕を揮つて、さしも紊亂に紊亂を重ねた元祿以降の悪政を廓清し、幕府中興の名を博した。吉宗は鼻祖家康の故智に倣つて、島津家に對し結婚政略を以て之を懐柔しようとした。此の頃から幕薩間の婚姻關係は、次第に枝を生じ葉を茂らすに至つたのである。

大隅守繼豊 當時の薩藩主は二十一代大隅守繼豊であつた。繼豊は前代吉貴の子で、九歳元服して繼嗣となり、又三郎忠休と稱し、享保元年四月登營して、松平姓と七代將軍家繼の諱字を許され、松平大隅守繼豊と改めたが、將軍家繼が薨去し、吉宗が將軍職を繼いでから六年後の享保六年六月、繼豊二十一歳にして、台

島津綱貴

八代將軍吉宗

大隅守繼豊

繼豊夫人毛利氏

益之助

竹姫との結婚

命に依り封を襲うて藩主となつた。翌七年四月繼豊は台命に依り前代吉貴の養女將軍綱吉の孫女、台命に依り養女とす於喜代の方を福山侯阿部伊勢守正胤に嫁がしめた。茲に於て幕府の譜代大名阿部侯は外様大名の島津侯と姻戚關係を結ぶに至つた。翌享保八年四月繼豊は防長二國の主毛利民部大輔吉元の女と結婚した。時に繼豊二十三歳、夫人十五歳であつた。然るに此の夫人は不幸にも五年後の享保十三年不圖した病が原因で病歿した。が此の年五月繼豊の側室於嘉久の方が男子を儲けた。名を益之助と云つて、後に藩主となるのであるが、此の益之助の婚姻關係が愈々事情を複雑ならしめるに至つた。

竹姫との結婚 繼豊は正室を失つた儘、未だ繼室を迎へずに居ると、翌享保十四年六月將軍吉宗は突然命を發して繼豊を登城せしめ、「故將軍綱吉の養女竹姫を娶れ」との命を下した。此の竹姫は實は清閑寺大納言熙定の女で、綱吉の寵妾大典侍の姪に當る婦人であるが、十五歳にして綱吉の許に引取られ、二十二年間も大奥に在つて人と成つたのである。竹姫は最初會津侯松平肥後守正容の世子久千代と婚約があつたが、久千代の早世によつて婚姻は成立しなかつた。次で有栖川太宰帥正仁親王が幕府の掎選みに當らせられ、既に幣を納れて婚約

が出来て居たが、又々親王の薨去により結婚は成立しなかつた。斯くて三十七歳の老嬢となつて居たのである。時に繼豊は二十九歳であつた。繼豊は意外な押付けの台命に一時は驚いたが、元より將軍の命令否むに由無く、快く謹諾した。茲に唯一つ寛大な條件とも云へることは、繼豊は既に側室に男子(益之助)を儲けて居たので、「竹姫に若し男子が出来た場合にも、去年出生の男子を嫡子として苦しくない。」と云ふ内意が傳へられて居たことであつた。

一旦縁談が纏まると、驚くべし、掌を覆したやうに、種々な恩典が頻りに島津侯に天降つたが、特に芝薩摩原の島津邸は竹姫を容れるに狭いとあつて、新に芝新馬場に六千八百九十坪の地を與へ、繼豊をして竹姫の居殿を築かしめ、此處で婚禮を行はせたのであつた。婚禮は此の年十二月十一日に行はれたが、其の仰々しさは言語に絶する許りで、江戸城から新馬場の新邸へ送り込む調度荷物が三日間も引續き、愈々輿入の當日には、新嫁は行装嚴めしく、江戸城を發して練り行き、老中以下諸役人は徒歩で陪從したのであつた。將軍吉宗の歡喜は一通りではなく、更に薩侯厚遇の種々の事件が續發して來た。

繼豊の結婚後四年目の享保十八年夏、竹姫が女兒を分娩するといふ慶事が起

竹姫の婚儀

菊姫の出生

つた。之を菊姫と名づけたが、此の時の祝賀應答の禮といふものは更に又仰山な事であつた。幕薩の間は菊姫の出生に因て肉親の連絡が出来たのであるから、其の満足の程も思ひ遣られるのである。享保二十年春、竹姫は襦袢の中から鞠育した世子益之助と自分の腹を痛めた菊姫とを携へて、將軍に謁すべく登營したが、將軍吉宗の喜びは一通りでなく、益之助には延壽圓重の短刀や烏帽子頭巾など色々の物を與へ、菊姫にも夫々賜物があつた。

薩摩守宗信 越えて四年目の元文四年八月、將軍吉宗は老中水野壹岐守忠定を芝の薩邸に遣し、「益之助は島津の世子であり、且竹姫に取つては養子も同様であるから。」とて前例を破つて、年齒漸く十二歳で、元服もまだ済まぬ益之助に松平の姓を許し、且代々の世子に此の恩典を與へる。」との恩命を降した。依て益之助は早速元服して、又三郎忠顯と改め、冬十二月台命に依て登營し、從四位下侍從に叙せられ、薩摩守に任じ、將軍吉宗の諱字を許されて、名を宗信と改めた。

尾州侯の女と婚約 翌元文五年四月、將軍吉宗は薩摩守宗信に「尾張中納言宗勝の五女房姫を娶れ。」との恩命を傳へた。島津家では有難く御請けした。時に宗信は十三歳、房姫は九歳であつた。蓋し賢明な吉宗は、竹姫に子供はあるも

尾州侯の女房姫

薩摩守宗信

の、それは女一人であるから、若し他日他家へ嫁せば、薩藩との血族関係は薄くなる。」といふ點に着目したのであらう。加之嗣子薩摩守宗信の伶俐なるを觀るにつけ、隆々たる薩藩の勢望を觀るにつけ、更に幕薩縁組の必要を感じたのであらう。けれども好事魔多く、房姫はこれから十一年後の延享五年(寛延元年)七月、結婚も最早目眩の間に迫つて居たのに、不圖した病が原で、二十歳の若さで、遂に不歸の客となつて了ひ、將軍家媒介の縁組は不成立に終つた。尾州侯は勿論、將軍吉宗の遺憾思ひ遣られるのである。

尾州侯宗勝はどうしても思ひ切れず、翌寛延二年正月勿々使を芝の薩邸に遣して、自分には尙ほ季女が有る故、將軍へ願つて貴殿の夫人にしたい。」と更に第二の縁談を持ち掛けた。薩摩守宗信は快く承諾の趣を傳へた。同三月六日將軍吉宗から薩摩守宗信に、尾州中納言の季女勝子姫を娶つて夫人とせよ。」との台命が降つた。元より豫期した事故、宗信は謹んで御請をした。時に宗信は二十三歳、勝子姫は僅に十三歳の少女であつた。

薩摩守宗信は此の月幕府に暇を請うて、例年歸國の期より一箇月繰上げ、微恙を押して急に歸國の途に上り、五月十八日鹿兒島に入部したが、其の儘病床に呻

第二の縁談
勝子姫

宗信の薨去

結婚政略の
破綻島津兵庫久
門

薩摩守重年

吟する身となり、手厚い看病の甲斐も無く、病既に膏肓に入つて、前途有爲の資を抱きながら、寛延二年七月十日終に物故したのであつた。繼母竹姫は侯の計を聞いて悲歎慟哭した。菊姫も哀悼の涙に咽んだ。幕府と尾州侯の遺憾亦察するに餘りある。斯くて尾薩二侯の縁談は二回とも不成立に終つたのである。

薩摩守重年 是より先薩摩守宗信は夙に慮る所あつてか、歸國に際し登營して、萬一不慮の禍があつた際には、異母弟兵庫久門を以て繼嗣とすべき旨届出て、措いたので、宗信逝去後、久門が後を嗣ぐことになつた。久門は此の時年二十一歳で、既に島津の一族兵庫久季の嗣子となり、同姓備中守貴備の女を娶つて居たが、此の度宗家へ復歸したのである。

寛延二年九月十三日幕命により、久門は一族老臣を従へて鹿兒島を發し、十一月七日江戸芝邸に入つた。同十日台命によつて登營すると、老中列座の席上で、本多伯耆守は久門へ襲封の命を傳へた。茲に於て久門は前例によつて松平氏を冒し、同月廿八日從四位下に叙せられ、九代將軍家重の諱字を許されて、薩摩守重年と改めた。此の重年こそ後年美濃の大治水工事の難局に當らねばならぬ不幸な藩主であつた。

局面の轉換 將軍家重は是より四年前の延享二年九月前代吉宗から將軍職を譲り受けたのであるが、元來父吉宗とは違ひ、人爲り懦弱闇愚なる上に、品行濫放で疍癖強く、口吃して言語明瞭を缺くといふ厄介な將軍であつた。此の時から幕政は再び亂れ始めた。殊に寶曆元年六月前將軍吉宗薨去の後、幕政の腐敗はまた前に還つて、やがて所謂田沼時代なる闇黒時代を現出するに至つたのである。

前將軍吉宗の時代には幕府は島津侯を重視し優遇して來たのであるが、薩摩守重年が一旦藩主として立ち、且前將軍が薨去するに及んで、茲に局面はガラリと一變して來た。即ち當主薩摩守重年の父大隅守繼豊は既に隱居の身となつて鹿兒島に世を外にして居る。其の室竹姫は當主重年の繼母といふ格で、依然芝の新馬場邸に在つて、良人繼豊とは離れくになつて居る。其の間に儲けた菊姫は曩に台命によつて筑前侯松平修理大夫重政と婚約が出來て、遠からず同侯へ引取られる事になつて居たので、詮する所最早六十の坂を越した竹姫が、唯獨り幕府側から入つて縁故を繋いで居るに過ぎない。況して尾州家などは故薩摩守宗信の死歿が縁の切れ目で、今は全く他人といふ關係になつて居る。要

するにこれ迄色々仕組まれた幕尾薩三家の結婚政略は、熱心に且恫口に取運ばれたにも拘らず、竟に其の目的を遂ぐるに至らなかつたのである。

三大川治水工事 幕府が島津侯に命じた美濃三大川の治水工事は、是より先將軍家重が職を襲いで二年後の延享四年十一月、始めて二本松城主丹羽若狹守高庸に普請御手傳を命じて、一度施行せしめたのであるが、其の効果が充分でなかつたので、更に寶曆三年十二月島津侯へ普請御手傳を命じたもので、治水工事の必要は家重時代に入つて突發したものではなく、前將軍吉宗が將軍職を襲うた享保元年より、其の職を家重に譲つた延享二年に至る三十年間に、二十七回も洪水の災厄が続いて居たから、工事施行の腹案は既に吉宗時代に出來て居たやうであるが、未だ施行に至らずして、それが家重時代に入つて、大名御手傳普請として施行するに至つたのである。

美濃の領主 當時美濃の國土は總石高六十四萬五千一百一石五斗餘と計上されて居たが、是が領主中の大頭株は勿論尾州藩と幕府とで、其の收米石高は次の如く巨額に上つて居た。

一、十二萬八千八百石

尾州領

五 御手傳役下命の經緯

尾州侯の此の領地は殆ど美濃の全國に及んで居るが、特に注意すべきことは、今度幕府が島津侯に命じた治水工事地の、海西石津羽栗中島安八多藝本集等の各郡とも、其の工事區域の大部分は尾州領と幕府領であり、且工事の中心地とも觀るべき石津海西兩郡には尾州分家高須侯の領地が一萬五千石もあつたことである。

抑も高須藩主松平侯は尾州侯二世光友の二男義行が分家したもので、尾州家にとつても最も重きを措かるゝ家柄であつた。特に當時の尾州侯徳川宗勝はもと高須藩主であつて、松平攝津守義淳と云つたが、元文四年正月宗家七世大納言宗春が行事亡狀を理由として、將軍吉宗より蟄居を命ぜられ、嗣子が無かつたので、分家より入つて宗統を繼ぐこととなり、同時に己が二男義敏をして分家を相續せしめたのである。斯くて義淳は三十一歳にして宗家を繼ぎ、同年二月從三位參議となり、名を宗勝と改め、次で翌五年十二月權中納言に叙せられた。實に宗勝は前半生を高須侯として美濃で送つたのである。故に工事地區は宗勝・義敏父子の領地であり、従つて水害の情況も詳しく承知して居れば、治水工事を

高須侯

尾州侯宗勝

施す場合には、それが天下稀有の難工事であることも能く呑みこんで居た譯である。

薩州侯に美濃三大川治水工事御手傳の命の降つた寶曆三年は將軍吉宗薨去の翌々年であり、宗勝が宗家を相續した元文四年から十四年目で、當時宗勝は四十五歳の働き盛りであつた。前將軍吉宗の退職後江戸幕府の政治は次第に腐敗に傾いたが、是と前後して閣老間にも著しい動搖があつた。彼の賢明の聞え高かつた松平左近將監乘邑は前將軍の退職と同時に官を免ぜられ、代つて新老中が相次で補任させられ、其の他若年寄寺社奉行町奉行勘定奉行など、舊臣は擧げて其の地位を失ひ、前將軍薨去後に及んでは、前代の遺臣は僅に三名を餘すのみとなつた。而も現將軍家重は闇愚にして、要職の臣が新參者と來ては、勢ひ樞府に列なる尾張中納言などが權力を揮ふに至るのも無理は無い。

有力な傀儡師 以上述べ來つたやうな幕政の根本方針と、幕尾薩間の情實關係とを綜合して考察する時、治水工事御手傳を薩州侯に命じた裏面には、他に有力な傀儡師があつて、それが絲を引いて一場の芝居を打つたものでなかつたかと推せられるのである。それは論理上の一大飛躍ではあるが、「薩摩義士録」の

幕閣の内情

有力な傀儡師

著者小西可東氏は云ふ。

幕府が事を好むの餘り、態々九州の果てから島津侯を招致して、此の大土木を起すに於ては、是れ決して尋常一様の事ではない。必ず政治上の意義以外に何等か特殊の事情が無ければならぬ。然り、全く特殊の事情があつた。それは外ならぬ幕府の元老てふ一人の大立物があつて、それが黒幕の蔭から操つた罪深い一場の芝居であつた。爲めに事の局に當つた島津一藩は財政上の大迫害を蒙り、剩へ多數の藩士を失うて、事情悲惨を極め、其の結果として茲に藩制に大改革を加へなければならぬ關係を生ずるに至つた。然らば此の罪造りの主は抑も何人であらうか。驚くべし、此の大傀儡師こそ、幕府三親家の筆頭、尾州八世の君、徳川中納言宗勝其の人であらんとは。

と、夫れ或は然らんか。今日記録缺乏して備さに事件の真相を穿鑿し得ないけれども、小西氏の此の斷案は強ち牽強附會の説として排斥し去ることは出来ないやうである。

六、島津侯に御手傳役を命ず

御手傳普請命令 寶曆三年(皇紀二四一三年)十二月二十五日、此の日は薩摩の太守島

御手傳普請命令

津家にとつて永久に忘るべからざる最も悲しむべき記念の日であつた。それは徳川九代將軍家重が、外ならぬ濃勢尾三州川々治水工事の御手傳役を島津家二十四代薩摩守重年に命じた日である。當時薩摩守は暇を賜はつて薩摩へ歸國中であつたので、翌二十六日老中西尾隱岐守忠尙が薩摩江戸芝邸の留守居山澤小左衛門を江戸城に呼出して、御殿に於て濃勢尾三州川々治水工事助役仰付けられた台命を傳へ、閣老五人連署の奉書を手交した。(笠松郡代文書) 其の文面は左の通りである。

濃州、勢州、尾州川々御普請御手傳被_レ仰付候間、可_レ被_レ存_二其趣_一候。尤此節不_レ及參府候。恐々謹言。

十二月二十五日

- 西尾隱岐守忠尙判
- 松平左近將監武元判
- 本多伯耆守正珍判
- 酒井左衛門尉忠壽判
- 堀田相模守正亮判

松平薩摩守殿

(島津公爵家文書)

六 島津侯に御手傳役を命ず

斯かる空前の大工事を一片の奉書を以て高壓的に命令しておいて、之に對する恩典として、纔に江戸城參勤を免ずると云ふに至つては、如何にも冷酷な處置と謂はざるを得ないのである。

此の命を受けた薩摩守江戸留守邸の驚きは如何ばかりであつたらう。江戸家老嶋津主殿嶋津主鈴は即日直に早飛脚を鹿兒島に差立て、台命の趣を在國の薩摩守に急報した。

翌二十七日幕府に於ては勘定奉行一色周防守政沆を城中芙蓉間に召出し、老中列座の上、西尾隱岐守から濃勢尾川々修覆御用を仰付けられた旨を傳へ、又祐筆部屋縁側に於て若年寄衆侍座の上、堀田相模守から直接小姓組石野三次郎同大久保荒之助、同淺野左膳書院番新見又四郎に同様川々修覆御用を仰付けられた旨を傳へた。(柳營日記 實曆日録)

仰渡書交付 また同日薩摩守江戸邸留守居山澤小左衛門を再び城中に呼出して、今日一色周防守に濃勢尾川々治水工事御用を仰付けられ、石野三次郎大久保荒之助淺野左膳新見又四郎を治水工事目付役として遣さるゝ旨を傳へ、工事に就ては萬事一色周防守と打合すべき事、工事人足は村々百姓に申付け、町人請

普請御用係

仰渡書交付

負にしない事現場へは多數の役人を派遣するに及ばない事などを傳達し、左の仰渡書付三通を交付した。

寫

十二月廿七日(寶曆三年)

御勘定奉行 一色周防守

右は濃州、尾州、勢州川々御普請御用仰付けらるゝ旨、芙蓉間に於て、老中列座隱岐守之を申渡さる。

大久保豊後守組 石野 三次郎

秋田大和守組 大久保 荒之助

稻葉紀伊守組 淺野 左膳

水野山城守組 新見 又四郎

右は濃州、尾州、勢州川々御普請に付、御目付として遣さるゝ旨、御右筆部屋縁類に於て相模守之を申渡さる。佐渡守侍座。

寫

松平薩摩守へ

濃州、勢州、尾州川々御普請御手傳仰付けられ候に付、相侖はれ候儀は相模守へ申聞けらる

六 島津侯に御手傳役を命ず

べく候。

御勘定奉行 一色周防守

右御用仰付けられ候間、諸事承合せらるべく候。

- 御小姓組 大久保豊後守組 石野 三次郎
- 同 秋田大和守組 大久保 荒之助
- 同 稻葉紀伊守組 淺野 左膳
- 御書院番水野山城守組 新見 又四郎

右御目付として差遣され候間、其意を得らるべく候。

寫

松平薩摩守家來へ

濃州、勢州、尾州川々御普請の儀、町人請負等に申付けず、此度目論見の通りを以て、其村々百姓共へ申付け候様に仕るべく候。

一、御手傳よりも役人多く差出すに及ばず。場所に於て人足員數見届け、並に掛引の世話など致し候役人これ有り候はゞ相濟むべき儀に候間、御用向辨じ候はゞ、無益の人数差立てざる様仕るべく候。

右の通其意を得べく候。委細の儀は一色周防守へ承合すべく候

(島津公爵家記録)

蓋し幕府側の老獪なる薩州藩をして容易に幕命を受諾せしめん爲め、役人も多数派遣するを要せぬなど、宣傳したものである。

何勘定奉行へ

勘定奉行へ伺 江戸家老嶋津主殿嶋津主鈴は歳暮の用をも餘所にし、奉書に

關する内容を詳に知りたく、即夜用人岩下佐次右衛門を勘定奉行一色周防守の邸に遣し、用人高阪専右衛門を通じて、今度當家へ濃州、勢州、尾州川々御普請御手傳を命ぜられたれば、直に國元へ通達せるが、承れば今日周防守様へ御用掛仰付けられたる由、當方諸事不案内なれば、萬端御差圖を仰ぎたく、家老共の命により伺候せる旨を傳へ、更に語を繼いで、「來年何月頃より工事に着手せらるべきか。唯今薩摩守留守中邸内は極めて小人数にて、邸内に在るは、萬一出火の節竹姫様(前藩主島津繼豐の繼室)御殿御退場、其の他火消方に要する人数のみに過ぎず、工事場へ派遣すべき人数整ひ難きにより、早速國元へ申遣したれど、遠國の事故急に到着すること不可能なる旨を申述べた。竹姫の守殿警火等を根據として、邸員を治水現場に分遣し得ない事を力説したのは、實に當然の主張であつた。

一色周防守は岩下佐次右衛門を引見して、「治水工事は來る正月末着手、三月

六 島津侯に御手傳役を命ず

末中止、九月頃再び着手、十一月竣功の豫定なる事、仕様帳、繪圖面等は追て相渡さるべき事、工事現場へは多人數派遣するに及ばない事などを内達した。此の日、目付役石野三次郎大久保荒之助、淺野左膳新見又四郎の邸へも、薩州藩用人佐久間源太夫が出頭して、「何かと心置き無く御差圖ありたき旨、挨拶に及んだ。

堀田閣老の諭示

堀田閣老の諭示 翌二十八日老中堀田相模守からの召狀により、岩下佐次右衛門が出頭した所、用人倉次甚太夫が對面して、「治水工事は町人請負等にせず、目論見通り村々百姓に命じて施工せしめること、又御手傳より多數の役人を派遣するに及ばぬ。」ことを重ねて通達した。此の日岩下佐次右衛門はまた一色周防守の邸に出頭して、「幕府御見積の工事入費は如何程要すべきか。内々承りたい。」旨を用人へ申出た所、用人の返答に、「凡そ十萬兩許りの御見積の由承りたるが、十四五萬兩にも及ぶべきか。」との漠然たる返答であつた。蓋し幕府は薩州藩の態度に懸念して、「役人も多人數を要せぬ、工事もさして莫大な額を要せぬ、やうに見せかけて、明答を與へなかつたものゝやうである。

江戸家老の書翰

江戸家老の書翰 其の翌二十九日薩州藩江戸家老嶋津主殿嶋津主鈴は長文の書翰を認めて、去る二十七日以來老中堀田相模守並に勘定奉行一色周防守の

工事費

邸へ用人を伺候させて探聞し得た顛末を細密に記し、總奉行副奉行を選定して派遣すべき事、工事入用金を借入れ調達すべき事などを書き添へ、幕府から渡された仰渡書寫三通外に諸方よりの承合書付六通、首尾書六通を副へ、在國の家老伊勢兵部義岡相馬新納内藏鎌田典膳平田靱負、市來左中に宛て、早飛脚を以て差出した。書翰の原文は左の通りである。

一色周防守の何

今度濃州、勢州、尾州川々御普請に付、御勘定奉行一色周防守様并御目付様、御用仰付けられし旨、一昨廿七日別紙の通仰渡され候に付、周防守様へ即晚岩下佐次右衛門差越、御用人高阪専右衛門へ取合ひ、「此度濃州、勢州、尾州川々御普請御手傳仰付けらるゝ旨、御奉書御渡なされ候に付、則ち國元へ申越し候。右に付御用係今日周防守様へ仰付けられ候由、承知致し候。諸事不案内の儀に御座候間、萬端御差圖成し下さるべく候。此段申上げ候様にと、家老共申付け伺出致し候。」由申達し、左候て演說致し候は、「來年何月比より御普請御取付に御座候や。御留守中の儀に御座候へば、御家中別して小人數にて差置かれ候。出火の節御守殿（當時芝新馬場邸に健在せる島津繼豐侯繼室竹姫の御殿）御除場、其外火消方に相掛り候人數迄にて、其内を何程減じ候ても、御普請場へ差越え候人數相調ひ申さざる積りに候故、早々御國元へ申越し、遠國の儀に候へば、何程差急ぎ候ても往返の間これ無く候間、急に着致し候儀も成り難く候。此段をも

普請着手期

派遣人數

六 島津侯に御手傳役を命ず

工事時期

繪圖面、仕
様帳

目付代へ換
抄

堀田相模守
へ伺

御咄申置き候由、相達し候處、周防守様御達成され、「今日御手傳方御用掛仰付けられ候へ共、御方様へ御手傳仰付けられ候儀、未だ仰渡しこれ無く候。兩日中仰渡さるべく候はんか。其上にて御意を得べくと存じ候。御普請御取付は來正月末方より御取懸り、四月に相成り候へば、山々雪解け水も相増し候故、三月末比引取り、又々九・十月比より御取付、十一月に掛り御仕廻ひ候様にと存じ候。此儀も外に御勘定方御役々、其外美濃衆並御代官へ兼て川筋御用も仰付け置かれ候間、此節御用係仰付けらるべく候。右仰渡しこれ有り候上にて、繪圖面、仕様帳等も相渡さるべく候。先内々此段申聞け置き候」由、傳聞けられ候。左候て用人衆へ相達し候通り、「當時留守居少人數差置かれ候に付、其内を相減じ、御普請場へ差出され候儀は成り難き積りに御座候に付、御國元へ追々申越し候。」由、申上げ候處、「餘り多人數遣さるるに及ぶまじく候。兩日中仰渡しこれ有り候上にて得と相達すべき旨」仰聞けられ候由、首尾書の通り申出で候。且又御目付代石野三次郎様、大久保荒之助様、淺野左膳様、新見又四郎様へ、佐久間源太夫罷出で、「此度右の通り、川々御普請御手傳仰付けられ候に付、御目付として御越し成され候間、何かと御心置無く、御差圖成さるべき旨、役人共申付け候」段、御銘々様御用人へ申達し候處、「追て申上ぐべき旨」承り候由、是又首尾書の通り申出で候。

一、昨廿八日堀田相模守様より「御留守居一人罷出づべき旨」御用人中より切紙到來、佐次

普請仕方
御手傳方役
人

一色周防守
へ伺

派遣人數

右衛門參上致し候處、御用人倉次甚太夫を以て、「御普請御手傳仰付けられ候に付、相伺はれ候儀は、相模守様へ仰達せらるべく候。且前條周防守様へ御用仰付けられ候間、諸事御聞合せ成さるべく候。御目附衆四人差遣され候段、別紙御書付御達成され候。且又御普請の儀町人請負等仰付けられず、此度目論見の通りを以て、其村々百姓共へ申付け候様に仕るべく候。又御手傳よりも、役人多く差出され候に及ばず。場所に於て人足員數見届け並掛引の世話など致す役人これ有り候は、相濟むべき儀に候間、御用向辨じ候へば、無益の人數差出さず候様に仕るべく候。委細は周防守様へ承合せ候様仕るべき旨」御家來への御書付御渡しなされ候旨、別紙首尾書の通り申出で候。(中略)

一、御普請御取付の儀、前條の通來正月末方より御取付成さるべき旨、周防守様より仰聞けられ候へば(中略)周防守様へ直に佐次右衛門罷越し、御用人高坂専右衛門へ取會ひ、「御手傳に付周防守様へ御用係仰付けられ候間、諸事御差圖を得べき旨、今日堀田相模守様より御書付を以て仰渡され候に付、此段申上候」由相達し、引次に相模守様にて申上げ候通り「御國元より差越され候人數到着の上にて御取付これあり候筋は相成るまじくや。」の旨、右同斷、御守殿御除場等の儀、委細申演へ候處、周防守様へ委細申上げ、御承知成され候。「御勘定方御役人、明日方御用係仰付けらるる筈に候へば、仰せ談せらるべく候。當分詰

六 島津侯に御手傳役を命ず

工費見積金高

役人員數

場所繪圖面

總奉行、副奉行

合の人数より強て何程計差出すべきや。士より足輕迄總人数の高書付、來月二日持參致すべく候。左候て其節御吟味成され、御普請場懸人数に御取付もこれあるべき事に候。何れにも二日罷出で候はゞ仰談せらるべき旨、仰聞けられ候由、右引次に「公儀御見積金高の儀内々相知れ候はゞ、承り度き旨」用人へ申出で候處、「凡そ十萬兩計の御見積の由承り候、十四五萬兩にも及び申すべきかと存じ候」段申候由、首尾書の通申出で候。

一、御普請場へ差越さるゝ人数等の儀、相決し候儀は未だ申越し難く候。昨日相渡され候別紙御書付の通、御手傳よりも役人多く差出すに及ばざる旨仰渡され候に付ては、別に多人數差出さるゝには及ばざる筈に候。然れども御普請場所の様子により、人数の多少は御吟味これ有るべき事に候。右の通來月二日には周防守様より場所繪圖面等御見せ成さるべしとの事に候。御當地詰の内より差越され候人数の儀も其の節申出で候筈に候間、何分仰聞けられ候趣を以て、其元より差越され候人数の儀は、相究め申越し候様に致すべく候。右の次第に候故、別紙脇々聞合せ迄にては、此節吟味成り難く候。總奉行・添奉行の儀は差越されず候て叶はざる筈に候間、仕舞次第早々差立てられ候様、仰渡され度候。爰元又は直に御普請場へ差越され候儀とも、周防守様御方にての御模様次第、則ち申越し候様に致すべく候。(中略)

御入用金借入

一、御手傳に付、御入用金、京、大阪へも今日便、御借入の儀、折角差急ぎ候様申越し候へ共、先達て申越の通、其元より御見合を以て、大阪へ差越され、御借入の儀申越され候て御座あるべく候。尤も其御元にて御金出方御吟味御座あるべき儀に候へども、猶又此段申越候。御當地にても専ら御借入吟味申渡す事に候。

右の通申越し候條、貴聞に達せらるべく候。當日迄脇々承合せ候分、承合書付六通、仰渡御書付寫三通、首尾書六通差越し申候。承合等も差急ぎ申候事に候へ共、時節柄にも候へば、埒明き兼ね申事に候。尤早速より別紙の御役々其内の御用勤め候様申渡し、座相立て、折角差急ぎ吟味申渡す事に候。追々相究め越し、飛脚を以て申越すべく候。以上

(寶曆三年)十二月廿九日

鳴津主鈴
鳴津主殿

伊勢兵部殿
義岡相馬殿
新納内藏殿
鎌田典膳殿
六島津候に御手傳役を命ず

平田 靱負殿
市來 左中殿

(島津公爵家記録)

右の書翰に記してある通り、幕府は最初、濃勢尾三州川々普請御手傳の奉書一札を重年侯の代理者に突き付けたのみで、工事仕様帳も繪圖面も渡さない。否見せる事すら敢てしなかつたのである。而して工費の豫算金額に至つては、此の工事に關する幕府の御用係たる一色周防守すら、「十萬兩計の御見積、十四五萬兩にも及ぶべきか。」と漠然雲を攫むが如き答辯を與へて居る。されば此の工事は、歸する所施行すべき箇所は目論見帳の通り施行させ、且工事場を變更したり、追加したりして、入費構はず薩州藩にやらせるといふ魂膽で、工事助役を命じたものであると斷定すべきである。

此の日幕府に於ては、美濃郡代青木次郎九郎、勘定組頭室田金左衛門、代官吉田久左衛門、勘定役長谷川安五郎、支配勘定役栗林平五郎に對し、濃勢尾三州川々普請御用を仰付けられた旨、夫々言渡した。(柳替日次記 寶曆日録)

七、薩摩藩の態度

急報到着

急報到着 當時は交通不便の世とて、十二月廿五日附の美濃國川々治水命令の閣老奉書は、即日江戸藩邸駐勤家老から、急飛脚を以て特送されたが、最急の飛脚でも、江戸から鹿兒島まで約五百里の道程を、晝夜兼程で十四晝夜半を要したといふ事であるから、遅くも翌寶曆四年正月九日か十日には鹿兒島に到着したであらう。迎春屠蘇の餘歡尙眉宇の間に漾ふの折、突然此のやうな奉書に接した藩主薩摩守重年と重臣等の驚愕は如何許りであつたらう。必ずや幕府の暴壓手段に、痛憤の血涙が雙眼に迸つたことであらう。見よ僅々三十七文字の奉書では、川普請の區域、工事の種類等がどうして推察されよう。況んや其の難易、大小等の關係如何に於てをやである。

従つて奉書の内容に關する江戸よりの詳報を一日三秋の思を以て待待したが、十二月廿九日江戸家老より發した報告と、奉書に關して交付された書類寫並に當路の人々を歴訪して聞き得たる承合書付等は、正月十三日頃やつと到着したらしい。茲に於て、漸く奉書に關する當時の眞事情を略ぼ審かにすることを得たのである。

薩州藩の内情 當時薩摩藩は幕府側からは餘程裕福と見られて居たやうで
七 薩摩藩の態度

薩州藩の内情

あるが、内實は竹姫婚嫁以來失費が嵩んで、藩内及び大阪等に於ける舊借銀は積り積つて四萬貫目餘（銀六十匁は金一兩に、金一兩を今日の實價金十二圓六十に達して居り、錢に換算すれば、今日では八百三十九萬圓以上上る）に達して居り、藩の財政は頗る困難な時であつた。是が爲め五年前から租米増徴の外、人頭税、牛馬税、船舶税等と特別に徴收されて、藩債の償却、財政の整理に藩主重年以下要路の有司等大に憂苦し、殊に二十二代藩主宗信以來の御勝手方家老職、財政主任家老として其の股肱の老臣たりし平田靱負正輔は、此の苦しい財政の局に當り、大に苦慮して居たのであつた。従つて此の御手傳普請の幕命を甘受すれば、巨萬の負債は忽ちにして倍加し、民力疲弊し、財政上の憂苦しに當面するは火を見るより明であつた。

然し縱令治水の幕命其のものは甚だ苛酷であるとしても、治水の對象は、普天の下、率土の濱、畏くも一天萬乘の大君の國土である。此の大君の國土たる濃勢尾三州に住む住民を、洪潰溺没の苦より救済し、衣食住に安堵せしめ、鵬眠鷲立の沮洳、枯蘆折荻の荒蕪地も、幸に治水其の功を奏せば、自ら歳と共に熟化し、穰々として際涯無き黄雲を漲らしむるの美田となり、永久に國利民福に貢献するの結果を來すのである。縱し薩藩は民力疲弊し、財政上の憂苦しに當面して、左支右

吾の策に窮すること萬々なりとは云へ、事茲に至つては、苟も遲疑逡巡すべきではない。茲に於て藩主重年も愈々奮然として意を決し、恭順幕命を甘受するに至つたのであつた。

鹿兒島城内の評定

鹿兒島城内の評定 傳ふる所によれば、薩摩守重年は、江戸家老よりの御手傳普請命令の報を得て、一族、老臣初め、家中の重立ちたる者を鹿兒島城中に召し出し、大評定を開いたが、或者は、美濃三川御手傳御普請は、徳川幕府が關ヶ原以來の鬱憤を晴らさん爲めの卑怯な手段にて、申さば、犬養的復仇の類なれば、おめおめ將軍家の台命に従はんは、弓矢神に對して恐れあり、他藩に對しても恥かしい。とて、幕命拒絶を主張する者もあれば、又或者は、此度將軍家からの上意も、其の實は治水工事にかこつけて、薩摩の御金藏を空に致し、結局御家を自然と滅却させんする幕府の魂膽なれば、七十七萬石（島津氏の提封）を以て、八百萬石（徳川氏の封土）を打ち倒す覺悟こそ肝要なれ。とて一戦を主張する者もあつたが、家老職平田靱負正輔は「縁もゆかりも無い他國他藩の土民共を塗炭の苦より救ひ出すなど、筋違の致方と申さるゝかは知らねど、四海同胞と申し、凡そ日本國中の人々は皆我等が兄弟同胞で御座る。普天の下、何れか王土に非ざらん。此の王地に住み、皇化

に浴するもの、皆等しく天子様の赤子で御座る。假にも我等が同胞の難儀を救ひ、朝廷の赤子を助け参らするは、仁義を經とし、忠孝を緯とする薩摩武士の本分では御座らぬか。されば此度の台命を幸ひ、我等薩摩衆は一心同體と相成つて、治水工事に必死の働きを仕らば、一には御家安泰の基を開き、二には無辜の人民を救ひ、永く薩摩武士の芳名を千載の後までも傳へることが出来申さう。此處ひとつ、忍び難きを忍び、耐へ難きを耐へて、枉げて恭順幕命を奉ずること、今日の上策かと心得申すが、如何で御座らうか。

と提議すると、伊集院十藏初め賛成者續出し、太守重年も「一段然るべし」とあつて、一藩擧つて決死難に當ること、即ち誓つて工事を仕遂げると云ふことに評議一決したと傳へられる。

總奉行副奉
行の任命

總奉行副奉行任命 斯くて正月十六日、家老職平田靱負正輔に總奉行を、大目付役伊集院十藏久東に副奉行を命じて、治水工事に着手さるゝ事となつた。

平田靱負殿

右御直此節御手傳仰付けられ候に付、總奉行仰付けられ候

伊集院十藏

右同斷に付、副奉行仰付けられ候
右之通仰付けられ候條、表方へ通達致し、御側方、御隠居方、御勝手方には寫を以て相達すべく候。

(寶曆四年)正月十六日

兵部 (伊勢)

(島津公爵家記録)

總副兩奉行任命は、斯かる形式の下に、家老伊勢兵部から全藩内へ發表された。また兩奉行任命の後、江戸芝の薩藩邸員よりは、留守居山澤小左衛門、普請奉行川上彦九郎等が之に出張参加することゝなつた。

請書提出 當時幕命が如何に表面尊嚴にして、不可侵的に敬重されたものであつたかは、家老伊勢兵部から出した左の命令書によつて、察知することが出来る。

太守(重年)様、此節濃州、勢州、尾州川々御普請御手傳仰付けられ候旨、御到來候。之に依りて月次御禮罷出候面々、來十八日四ツ時(午前十時)出仕、太守様へ御祝儀申上ぐべく候。

右の通表方へ通達致し、御側方、御隠居方、御勝手方へは寫を以て相達すべく候。

(寶曆四年)正月十六日

兵部 (伊勢) (島津公爵家記録)

七 薩摩藩の態度

一一五

祝儀言上命

藩主の請書
呈出

薩摩藩の爲めには致命傷とも謂ふべき幕命に對して、「祝儀を申し上げよ」とは背理矛盾の極み然し此の如きは當時必然等閑に附すべからざる式例であつて、幕威の暴絶無限なりしを思ひ遣らるゝではないか。斯くて薩摩守重年の請書は正月二十一日を以て幕府へ呈出された。

御奉書拜見致し候、濃州、勢州、尾州川々御普請御手傳仰付けられ、有難き仕合に存じ奉り候。尤も此節參府に及ばざる旨仰下され、畏み奉り候。右御請申上ぐべく、飛札を呈し候。恐惶謹言。

(寶曆四年)正月廿一日

松平薩摩守

堀田相模守様
酒井左衛門尉様
本多伯耆守様
松平左近將監様
西尾隠岐守様

人々御中

(島津公爵家文書)

右請書には「有難き仕合に存じ奉り候。」とある。當時三百諸侯の幕府に對する

工事施行何書

辭令は千篇一律皆然りて、一貫安從唯々屈服利害得失など微塵も口にし得るものではなかつた。

工事施行何書 之より先正月早々薩藩江戸家老嶋津主殿、同主鈴は岩下佐次右衛門を普請御用掛、勘定奉行一色周防守方へ遣して、一通の伺書を差出し、數箇條問合せる所があり、周防守は、夫に對し各條に一々張紙して、御手傳方へ回答した。依て嶋津主殿等は正月四日鹿兒島藩家老へ宛て、之を發送した。伺書並に回答張紙は左の通りである。

覺

工事場設計
圖及び工事
計畫

一、御普請御場所御繪圖、御帳面、近々相渡し申さるゝ儀に御座候やの事。

(御張紙)

繪圖相渡し申し候。帳面は近日相渡し申すべく候。

居小屋引渡
時期

一、御傳方居小屋の場所、何時比御引渡仰付けられ候やの事。

(御張紙)

是は青木次郎九郎濃州へ罷歸り、正月下旬引渡し申すべく候。

一、御普請所不案内に付、居小屋何方へ申付け手配宜しきと申す儀、申上げ難く候間、相應なる

居小屋場所

七 薩摩藩の態度

一一七

場所、御差圖成され下され候様仕り度候事。

(御張紙)

是は紙面の趣承知せしめ候。場所に於て次郎九郎申すべく候。

一、出張の小屋所々に取立て申すべく候や。其所に相應の百姓家又は寺院等御座候はゞ、相對を以て借受け申すべきやの事。

(御張紙)

是は書面の通りたるべく候。

一、御普請御場所御取付き御時節、兼ねて承知仕り度候事。

(御張紙)

是は二月中旬(笠松郡代文書には二月下旬とあり)に取付き候様に相心得らるべく候。猶次郎九郎より申し談すべく候。

一、御普請所御取付き成され候以前、一通り御案内にて御見せ成され候やの事。

(御張紙)

是は銘々箇所わけ繩張いたし、相渡し申すべく候。

一、御普請御場所へ罷出で候其所の人夫は、公儀御役人中より御手配成され、御手傳よりは賃錢

出張小屋

工事着手の時期

普請箇所

普請人足手配と賃錢

を相拂ひ申す事に御座候やの事。

(御張紙)

是は御普請を致し候人夫は其所の者を遣ひ申候へ共、右取計は勿論賃銀共に御手傳方より相渡す事に候。但場所の人夫積りもこれ有り候間場所に於て次郎九郎より申渡すべく候。

一、御普請の儀、町人請負等申付けざる様に仕るべき旨仰渡され候。木屋掛キヤカケ又は家中(藩士)用向等町人へ申付け候分は苦しからず候やの事。

(御張紙)

書面の通り御普請請負町人には申付けらるまじく候。且又御手傳方木屋掛、其外家中用事等は勝手次第、何分の者へ申付け候ても苦しからず候。

寶曆四年正月

右引札(省略)の通り申渡し候。此段申越候。以上。

正月四日

鳴津主鈴

鳴津主殿

伊勢兵部殿

義岡相馬殿

七 薩摩藩の廳度

町人請負

新納内藏殿
鎌田典膳殿
平田靱負殿
市來左中殿

(島津公爵家記録)

工事遂行指針 次で同月、一色周防守は薩摩藩江戸家老に御手傳普請所設計書を交付し、また次の覺書を渡して、工事遂行に就ての指針を示してゐる。

覺

一、濃州、勢州、尾州川々御手傳普請場所の儀、去夏目論見以後出水これ有り、瀬向等替り候所々これ有るべきに付、左様の場所は先積りに拘らず、當時の水當り相考へ、積替へ候筈に候。尤右積替の節は、何れも評議の上相究め、青木次郎九郎、吉田久左衛門方より、御手傳方役人へも委細申談し候筈の事。

一、先達て相渡し候「目論見帳」には都て假メ切等の箇所書記し申さず候。此儀は御普請仕立ての節、場所の水深、或は濁水等の時節により違ひ候儀故、前廣には究め難く、相除き候へども、場所により假メ切等致さず候ては、人足働き方格別費これ有る儀故、場所見計ひの上、懸りの者より差圖致すべき事。

工事遂行指針

積り替

假締切

輪中

差圖用船

竹木諸色代受取方

諸色改方

一、此度御普請の儀は都て輪中と申し一圍づつ川中に堤を築廻し、民家田畑等これ有り、見廻の役人往返に渡舟も入るべく、其上水刳等の内には、大河故、格別の長出し等もこれ有り、堤にて差圖等致し候ては届き難きに付、船にて川中へ乗出し、差圖等致し候場所もこれ有るべく候間、其場所の用船も心懸け置き申さるべく候事。

一、此度御手傳御普請所へ遣し候竹木諸色代は御入用に付、右御金請取方の儀、御手傳方役人印形を以て、手形御勘定所へ差出し、改を請け、右手形にて御金藏より請取り、場所へ相廻し預り置き、渡方の儀は、諸色納方に應じ、村方或は諸請負人、請取手形に見廻御普請役、場所詰御普請役奥印致し、青木次郎九郎、吉田久左衛門押切印形これある手形、村方請負人に相渡し遣すべく候間、右役人印鑑引合せ、相違これ無きに於ては御金相渡し、右手形を以て請取り金高追て渡方勘定これ有るべく候。尤右御金請取り候員數等は、其時々次郎九郎、久左衛門より差圖に及ぶべく候事。

但見廻・場所詰御普請役印鑑の儀は、彼地に於て青木次郎九郎、吉田久左衛門方より相渡すべく候。

一、御林木並御買上竹木繩俵諸色改方の儀は、御勘定所出役御小人目付に、御代官手代立會ひ相改め、御手傳方へ引渡し候筈に候間、其節は御手傳方役人も罷出で、立會見届け申さるべく

七 薩摩藩の態度

候事。

諸色運送入用

一、右運送の入用は御手傳方入用に候間、此分は青木次郎九郎、吉田久左衛門差圖を請け、別段御手傳方より相渡すべく候事。

出水の手當

一、出水等これある節は、晝夜を限らず場所へ罷出で、竹木諸色流失これなき様に心懸け、御普請所の儀も御普請役、堤方役人へ、御代官手代等防ぎ方差圖致すべく候間、人數差出し相防ぎ候様に手當これあるべく候事。

普請場所出勤時間

一、御普請場所へ罷出候役人の儀、卯の中刻(午前七時)場所へ相詰め、申の刻(午後四時)相仕廻候様申渡し候間、御手傳方役人も右刻限に罷出で候様致さるべく候。然れども場所により少々相残り、翌日仕立て候ては手戻りに成り候様なる場所は、暮時迄も相懸り仕立て候筈に候事。

無益の失費

一、惣て御手傳方無益の費これ無き様、役人共へも申渡し遣し候間、御普請の手廻しにもなり、御手傳方費もこれ無き様の手配、役人共より申達し候はゞ承届け、各々も勘辨これあるべく候事。

村請

一、御普請村請に吟味これある節、村方の者心得違ひ、場所不相應の高値段等にて請合ふべき旨申し候て、御普請差支にも相成り候場所もこれ有り候はゞ、青木次郎九郎、吉田久左衛門へも申達せらるべく候。勿論左様の儀これ無き様、豫て村々へも急度申渡し置き候事。

役人休息所

一、御普請仕立て候場所には、仕立役人休息の腰懸等ざつとしつらひ候積り、其場所、村請吟味の節申聞き、入用に見込み請負ひ候様吟味これあるべく候事。

仕越普請

一、御手傳御普請の内、去秋出水にて破損致し、捨て置き難き場所は、先達て御取替金を以て仕越普請に申付け候。右場所、此度役人共引渡すべく候間、請取り、右仕立入用村方へ相渡さるべく候。

會所寄合

一、都て彼地に於て御用向の儀、差懸り候儀は、場所にて申達すべく候へども、其外の御用向は御番衆並に場所引請け見廻りの面々、會所へ寄合ひ、各呼出し、御用向申談じ候筈に候間、其意を得らるべく候。以上。

戊 正 月

(笠松郡代文書)

普請場派遣人數

派遣人數 尙ほ同月薩摩藩江戸家老より一色周防守に對し、御手傳普請場所へ江戸及び國元より派遣すべき人數に就ての伺書を差出し、「小奉行三十人、歩行士百人、足輕二百人」差遣す豫定であることを申出て居るが、同月二十一日一色周防守は之に對し、「小奉行人數の儀は伺の通りたるべし。歩行士、足輕の儀は御普請所場廣の儀に候間、歩行士三百人、足輕五百人程差出されて然るべく候。」と指令を與へて居る。

七 薩摩藩の態度

翌二月十八日薩摩守重年が堀田相模守に公然届出した總奉行以下役人の姓名は左の通りで、其の數十四人であつた。

今度濃州、勢州、尾州川々御普請御手傳仰付けられ候に付て、御用相勤め候役人之覺

- 總奉行 平田 靱負 (家老、鹿兒島より)
- 副奉行 伊集院 十藏 (大目付、鹿兒島より)
- 用人 堀堀 右衛門 (用人、鹿兒島より)
- 近習役 諏訪 甚兵衛 (用人、江戸より)
- 留守居 伊地知 新太夫 (近習役、江戸より)
- 留守居 佐久間 源太夫 (留守居、江戸より)
- 普請奉行 山澤 小左衛門 (留守居、江戸より)
- 元締役 川上 彦九郎 (普請奉行、江戸より)
- 目付 石川 正右衛門 (物奉行、鹿兒島より)
- 山元 藤兵衛 (物奉行、鹿兒島より)
- 愛甲 源左衛門 (目付、江戸より)

- 場所奉行 村田 五右衛門 (目付、鹿兒島より)
- 大野 鐵兵衛 (郡奉行、鹿兒島より)
- 黒田 次郎兵衛 (郡奉行、鹿兒島より)

以上

二月十八日(寶曆四年)

松平 薩摩守 (島津公爵家記録)

以上十四名の肩書は治水工事上の職名であつて、(括弧内の職名と其の出發地とは参考のもの)八名は鹿兒島より、六名は江戸駐勤者より出張させたものである。

八、工事費調達の苦心

借銀策 ところで焦眉の急に迫られて居るのは、巨額な御手傳工事費の調達であるが、前節に記した通り、當時の薩摩藩には多額の舊借銀があり、財政不如意の時とて、霹靂耳を掩ふに違あらざる幕命に對し、無理算段して其の急に應ぜんとする妙策奇策のあるべき筈は無い。されば斯かる危急切迫の場合に於ける金策は、財界の中樞首腦地に頼るより外は無かつたのである。平田靱負が總奉行を命ぜられてより、其の胸中は、「如何にして工事費を調達し得べきか。」の苦悶

に充たされたに違ひない。藩主重年の苦悶も亦必ずや鞆負以上であつたに違ひない。定めて鞆負は坐針の思に堪へなかつたであらう。そこで中馬源兵衛諸香に左の命令的一札を授け、大阪に特派急行せしめて、大阪薩摩藩邸留主居久保七兵衛之眞、京都薩摩藩邸留主居上原十郎左衛門尙令と協議し、直に金策に着手して、日夜大いに斡旋盡力せしめたのであつた。

中馬源兵衛

右は今度御手傳仰出され候付ては、御入用銀何程と相知れず候へ共、大概金子拾四五萬兩程も御入用これ有るべきか。右御入金當地より差上げられ候儀は、何分調ひ難く候。何れ上方表御借入にてこれ無く候はでは決して成り難く候。右の通大分の金高、上方表當分の様子にては別て重き方に相聞え候。然れども此節の儀、尋常には相替り、格別なる御用銀に候。銀主の儀は兼て右體大分の御用金不圖これ有り候節は出銀差支へ無く相調へ候様との儀にて、銀主の内には御合力等も下され、頼み置かれ候故、此度の御用金出銀これ有り候様、段々事を分け、據無く頼掛け、何様致し候ても、御用銀さへ相調ひ候へば頂上の儀故、銀主共へ随分熟談致し、饗應又は附届等致し候儀は申談じ、何ヶ度も時宜次第致す可く候。右の段上原十郎左衛門、久保七兵衛へも申聞け、京、大阪算用役共も申談じ、何分にも御差支に及ばざる様申談すべく候。

右の通申渡すべく候。

(寶曆四年)正月

(平田)鞆負

(島津公爵家記録)

「此の節の御用銀さへ調達し得れば頂上の仕合なれば、銀主等へ随分熟談し饗應もせよ、進物もせよ。これも都合次第、何ヶ度も繰返してやれと指圖するに至りては、金策の困難苦心察するに餘りありである。然り而して縱令鞆負總奉行たりとも、此の如き公文を専断で一決する筈は無いから、必ずや藩主重年に呈覽經伺の上指令したものであらう。さすれば眞に是れ鞆負が一字一血涙に成り、重年も亦一悶熱涙を飲まれたものたるや疑を容れないのである。

斯くて治水費調達の爲め、中馬源兵衛の大阪への特派急行となり、平田鞆負等も後日美濃出張の途次、二旬の大阪伏見逗留となり、努力困苦の餘辛うじて七萬兩程の金を借り調へ、鞆負等は之を携帯して出張し、始めて治水工事御手傳の本部たる濃州大牧の本小屋に根據を定めたのであつた。島津氏世錄正統系圖寶曆三年治水記の條に、

八 工事費調達の苦心

豫め助役の費用を計るに、大抵金三十萬兩ならんか。是れ芝郎の傳ふる所なり。故を以て正輔、久東、大阪伏見に在り。藩邸留主居(京都上原十郎左衛門尙令、大阪久保七兵衛之真、中馬源兵衛諸)等と共に用金を銀師に議す。

二十二萬兩

金を假し息を取りて、而して我に頼る者、是を立入の銀師と曰ふ。後雜費を會計し、銀一萬三千三百七十八貫八百十五匁九分八厘五毛、之を金と爲して二十二萬二百九十八兩なり。銀師に借り、餘は國産及び士庶に收めて、以て之に充つ。

と註記されて居る。故に薩藩が治水事業手傳の爲めに大阪等に於て新に調達し得た新借銀は銀一萬三千三百七十八貫八百十五匁九分八厘五毛、之を金に換算して二十二萬二百九十八兩、今日では二百七十七萬五千圓以上であつた。之も最初の七萬兩程の新借銀を手初めとして、工事中幾回にも



在列書牘
平田四郎氏藏

分割調達された金額の合計であつて、其の調達上に要したる饗應、進物、謝儀等一切の雜費までも合計したる積算額である。

是に先代以來の舊借銀四萬貫目餘

(今日では八百三十九萬圓以上)を合算すれば、新舊合して千百十六萬五千餘圓の一大借銀を背負ふこととなり、薩藩の財政は根本的に破壊される運命に陥つたのである。薩摩守や靱負等の憂苦、一藩士民の苦痛や如何許りであつたらう。而して此の憂愁苦痛が如何に濃勢尾三州を益し、國家に貢獻せしかを考一考する時、重年侯、靱負等に對し無限にして無垢眞實なる敬意と謝忱とが油然として滿腔に湧くであらう。



第七圖 平田靱負正輔
(島津公爵家)

藩債募集 然し藩の當路者は、只單に大阪邊の借銀策のみを頼りとして居る事は出来なかつた。事は焦眉の急務である。仍て一面直に藩内に向つて借上金、即ち藩債の募集にも着手した。其の仰出書は左の通りである。

近年御所帯向續けられ難く、御借銀年々相増し當分四萬貫目餘に及び、御續方御手迫に罷成り、江戸御續銀、又は上方表御利拂、其の外御入料さへ相調はず、漸く乍ら跡先と御時借を以て償ひ置かれ候處、濃州・勢州・尾州川々御普請御手傳仰付けられ候に付、入用銀何程とは究て相知れず候へ共、大概金子拾四五萬兩程御入用これ有るべき由に候。此の節の儀、公邊に掛り、格別の御用金故、何分にも相調はず候へば成り難き儀に付、別て御大切の儀に候。上方表に於て、折角御借入仰付けられし事に候へ共、大分の金高故、中々上方表にては相調ひ難き筈に候。此度の儀、時節限りとしての御用金故、尋常には相替り、差當りたる御用金に候へ共、御藏々御取分銀其外の寄銀迎も少く有り、御參勤料も御不足に及び候に付、何様吟味仰付けられ候ても、御銀出方會て相見得ず候に付、諸士末々迄銀錢持合せ候はゞ、此節御奉公に候間御所帯向に應じ、多少に依らず、七分利付にて借上ぐべく候。利息の儀は年々堅固御拂方仰付けらるべく候(略中)

右の通り仰渡され候條、支配の末々迄洩れざる様申渡すべく候。尤も外城衆中、町濱、在郷、寺門前、借上銀差上げ候者、地頭、月番、御用人、町奉行、郡奉行、寺社方取次より、名書を以て、時々御勝手方御用人へ申出でらるべく候。右の外私領は領主、其外は支配頭より、右同斷の首尾致すべく候。

寶曆四年二月朔日

(義岡) 相馬
(鎌田) 典膳 (鳥津公爵家記録)

此の仰出書は、當局有司等が治水費の調達に行詰りたる實狀を藩の士民に訴へて、一人でも多く、一兩でも多く、應募者を得たき苦衷を、正直一徹實に駈引なくさらけ出したものである。純朴にして忠實なる士民が、之を一讀して貧富上下の隔て無く、主君の憂苦と幕府の横暴とに想到し、「一家の存亡浮沈を社稷と共にせん」と奮然財囊を傾けて應募したことが推察せられるのである。

獻納金 藩債應募の資力無き士民に向つて、藩は更に濃勢尾三州川々御手傳工事の御加勢銀と名づけて、獻納金を命じたのであつた。「朝鮮人根本記寶曆四年の條に、

尾州川々御手傳に付、御加勢銀仰渡され候事。

三月錢一貫文進上、李欣達、三百文づゝ、春貞、守徳、壽信、苗代川(歸化人部落)中、人別銀壹、八 工事費調達の苦心

匁づ、差上げ、九拾九貫百三十六文(銅錢)清藤御藏(伊集院邑清藤の藩の公廩)、馬壹疋出銀壹匁づ、是も差上ぐ。

錢十二貫文、欣達、慶春、龍清相中(おちゆ、共同)借上ぐ。龍清麓(地頭役所の所在地)

とある。是は藩が治水費を得るに行詰つて、如何に零細の資金でも之を吸収し、以て其の費用の幾分にでも補充しようと、窮餘遂に士民の膏血を絞る非常手段を用ひたことを明に物語る所の史料である。而して此の御加勢銀を、百數十年前(慶長八年)薩州に歸化せし朝鮮人の後裔が奮然進んで獻納したことより考へると、是が又一面五百有餘年來島津氏の恩顧を被つた譜代の士民に對し、強き刺戟劑となつたことは必然であつて、閩藩上下眞に藩侯の憂苦を自己の憂苦とし、競つて御加勢銀に赤心を表したであらうことが察せられるのである。

斯くの如くにして吸収し得た士民の膏血も、毫も藩に利益する所なく、何等利害關係も無い三百餘里外の河川に投ぜられるのであつた。藩主重年が祖宗以來赤子の如く愛撫し來つた士民より、治水費を收受さるゝ苦衷は如何ばかりであつたらう。到底今日より之を付度し得べき程度のものではない。侯が平田靱負の自盡に後るゝこと僅かに二十餘日、二十七歳にして逝去されたことは、實

に治水事業に對する至憂至惱の極病を爲して、遂に起つ能はざるの結果に至つたものであるまいか。

藩費節約令

藩費節約令 藩債募集に引續き、三月八日に至つて、更に又藩費の大節約令が發せられた。

仰出書

近年御所帶續けられ難く、連々御借銀相増し、當時四萬貫匁に及び、至極不如意の事に候處、今度濃州、勢州、尾州川々御普請御手傳仰渡され、御入用大分の積にて、其中春中御普請料、御當地よりの御續けは間に合はず、京大阪御借入を以て相調へられず候て叶はざる儀に候故、銀主中へ催促に及び候へ共、大銀の事に候へば、急には調ひ難く、御見賦料金の内、漸く七萬兩程も銀主働を以て差出す筋に相見え候へ共、未だ決りたる儀にてはこれ無く、此上は御國元御手當仰付けられず候はでは、必至に御手迫罷成るべき由にて、靱負殿より大阪諸算用役へ委曲申含められ、態と急ぎにて差下され、上方表不調にこれ有り候段委細相達し候。其上御場所に於て、都ての御入用金三十萬兩程にても相濟むべきかと取沙汰これ有りたる由をも相聞え候。大分なる御入用、上方才覺迄にては相辨じ難き積りに候故、前以てより、段々吟味に及び候へ共、差立ち候出方相見えず、公邊に相掛り、格別の御用筋に候間、御國元の儀は差當り候儀にても、成る可き程差止められ、纔宛にても差續けらるべく候條、古來より

定め置かれ候御規模の内、又は先例有來り候儀をも差歛かるべく候間、御座々々、細密吟味を遂げ、存寄り候儀は少しも遠慮無く申出づべく候。

右申渡すべく候。

三月 八日

(鎌田) 典 膳

(島津公傳家記録)

果して幾何の藩費を節約し得て、治水費に充てたであらうかは明でないが、如何なる零細な藩費でも絞出し得る限り出して、治水の資材にしようとする苦心した必至必迫の事情は、一讀酸鼻の極みである。

人別牛馬船舶稅增徴 斯くの如き藩費大節約令を發した翌九日、更に下記の人別出銀、牛馬船舶出銀、重出米等の徴收を仰せ出された。是は寛延二年以後寶曆三年迄、五ヶ年の繼續徴收に引續いて、又寶曆四年の徴收となつたものである。而も其の賦課は驚くべき幾倍の増徴となつたのである。

治水費用として特別賦課銀米に關する仰出し

一、文銀壹匁(七倍強の激増) 壹人分、錢にても

但無高(知行高)の面々並末々迄人別出銀(人頭稅)

人別牛馬船舶稅增徴

仰出書
人頭稅

牛馬稅
船舶稅

一、文銀壹匁(三倍強の激増) 牛馬(稅)壹正分、錢にても

一、同 八匁(五十三倍強の激増) 八反帆より廿三反帆、帆壹反分、錢にても

一、同 五匁(三十倍強の激増) 五反帆より七反帆まで、帆壹反分、錢にても

一、同 貳匁(十三倍強の激増) 四反帆より以下橋船、川平太(船)帆壹反分、錢にても

但右同段(無高)の面々、所持の牛馬、並船出銀(船舶稅)

右五行當年の儀は、御手傳方御用金大分の事に候故、去る巳年(寛延二年)より、去酉年(寶曆三年)迄の出銀より、右の通重上納(重ね増し)仰付けられ候間、當六月限金藏へ上納致すべく候。(中略)

一、御役料、役料銀米、御切米、御扶持米、支度料(旅行支)苦勞銀(慰勞)田舎行御扶持米、駄賃銀、

日雇賃、船賃銀、其外銀錢米拂方、何篇共、都て銀は百目に付壹匁五分、米は壹石に付壹升五合づ、帳面並手形の上にて時々差引致すべく候。

一、壹人御扶持米迄を下し置かれ候者は差引方に及ばず候。然し乍ら役料米下し置かれ候外に、壹人扶持米下し置かれ候者は、格別に候間、諸御拂方同前、壹石に付壹升五合差引方致すべく候。

一、琉球並道の島、其外島々行御賦、故實銀、飯米銀は、百目に付壹匁五分、米壹石に付壹升五

八 工事費調達の苦心

米銀差引

合つゝ、引方致すべく候。

一、奥女中へ下され方の内、白米は朝夕の賄用に引當てたる儀に候故、減じ候ては賄分不足致す筈に候故、引方に及ばず。白米外現米渡、並代銀渡共、銀は百目に付壹匁五分、米は壹石に付壹升五合差引致すべく候。衣裳代、雜用代錢、右の差引致し、御附女中も同前差引致すべく候。

一、諸御渡方の儀は、右の引方に及ばず候。御渡方より、男女への下され方も、引方に及ぶまじく候。

一、拜領銀、拜借銀は引方に及ばず候。

一、外城足輕、御中間坏、御當地へ相詰め、賄用に相渡し候米並雜用銀は、壹人前づゝ限りたる渡方故、引方これ有り候ては、賄用不足致し候故、引方に及ばず候。

一、諸細工人、諸職人飯米、並人足賃、米貳割減にて、腰書の通り申付候。

一、眞米八合、外貳合減、但諸細工人、諸職人飯米、壹日壹人分賃銀は百目に付壹匁五分引方致すべく候。其の外は右に準すべく候。

一、赤米壹升六合、外四合減、上人足壹日壹人分

一、赤米壹升貳合八匁、外三合二匁減、中人足右同壹人分

一、赤米八合八匁、外貳合貳匁減、下人足右同壹人分

一、定直成を以て御買入の品物代銀、百目に付五分づゝ、引方致すべく候。

一、百姓宿送人馬差立て候節、道程に掛り候賃銀は壹里壹人に付、文銀三分にて候へ共、五厘相減じ、壹里に付貳分五厘に申付け候。

右十行去る巳年（寛延二年）より、去る酉年（寶曆三年）迄引方仰付け置かれ候通り、引次に當年の儀も仰付けられ候。

右は今度尾州、濃州、勢州川々御普請御手傳仰渡され候に付、凡御入用金拾四五萬兩にても相調ふべきかと御見積りも候處、三拾萬兩これ無くては相濟み難きの由、段々聞えの趣もこれ有り、決りたる儀にてはこれ無く候。之に依て折角御銀の出方吟味これ有り候へ共、過分の儀に候故調ひ難く、上方表御借入の儀段々申越し、銀主共出精の上、漸く七萬兩程相調候。此上は一圓出方相見えざる由申來り候。右の通の大金、相償ふべき寄方外に相見え候に付、御規模又は先例等段々有來り候儀をも差欠かれ、猶又吟味申渡す事に候。此節の儀公邊に相掛り、大切なる御入用に候處、大分の御不足に及び、極々御差迫りに相成り、此上は御銀出方一切相見え候。當時の儀諸人も別て差迫り居る由に候間、右の通仰付けられ候ては、彌以て困窮に及ぶ筈に候へ共、是非に及ばれず、右の通り出銀、引方仰付けらるゝ事に候條、

此旨を存じ、此の涯（涯）の儀に候に付、随分精を出し、出銀、上納致すべく候。尤諸外城は最寄の下代藏へ相納むべく候。此旨支配中へ申渡さるべき者也。

（寶曆四年）三月九日

御家老座印

（島津公府家記録）

以て藩の財政窘窮の状態が窺はれるであらう。

以上引用せし所の源兵衛が大阪に齎し、金策上の公文と、また藩債募集、藩費節約、人別牛馬船舶出銀等の賦課に關する三種の仰出書とを慎重に熟讀考査すれば、偉大にして光輝ある薩摩藩の功績が、益々偉大にして、倍々光輝を放てることとの眞面目、眞價値をよく認識せられるのである。

諸出銀の總額

諸出銀の總額 前記治水用新借銀の外に、藩内の士民に賦課して徴收したる

知行高の出米、出銀、人別出銀、牛馬船舶出銀、また借上げ金（藩債、御加勢銀、獻納銀）の總計額は何程に上りしか、それは史料の考證すべきもの無くして不明である。

また米、砂糖、菜種子、生蠟の大阪にて賣却せし國産代金額も不明であるから、其の内何程を治水費に投じたかも不明であるが、薩藩と寶曆之治水の著者川村俊秀氏の研究に據れば、當時（延享二年調）の薩藩の人口八十四萬三千八百八人に對

し、銀一匁を課すれば、其の總額銀八百四十三貫八百八匁であつて、金に換算して一萬四千六十三兩餘となり、藩の世祿（知行高、御切米等）凡そ四十五萬石として、一石に對し一匁宛の出銀を徴收したものとすれば、其の總額四百五十貫匁、金にして七千五百兩、一石に二匁とすれば一萬五千兩、三匁とすれば二萬二千五百兩である。又高一石に對する出米（稅米）九升九合を四十五萬石の上に立算すれば、其の總額四萬四千五百五十石で、金一兩に對し一石五斗換への米價として、二萬九千七百兩である。

牛馬船舶銀の總額は何程徴收し得たか、思ふに是も人別出銀總額の二分の一乃至三分の一位であつて、三千兩乃至五千兩位であらう。又借上げ金（藩債）に於て三萬兩、御加勢銀に於て五千兩内外、國産代金よりの支出に於て二萬兩を集め得たものとすれば、是れ實に大成功と認むべきである。之を合計すれば十萬八千兩内外、乃至十二萬兩内外となつて、十五萬兩には達せないのである。十五萬兩の金は現時の百八十九萬餘圓である。假に古今、其の時代の物資勞力等に對する交換力、即ち金としての力如何を比較したならば、當時の十五萬兩の力は、今日の百八十九萬餘圓に勝ること頗る大なりしことを認めねばならない。此の

四十萬兩

大なる試煉地

點よりしても薩藩が當時十五萬兩の金を其の民力によつて集めるといふ事は、容易ならぬ大事業であつたことを認めざるを得ないであらう。此の如く概算し來れば薩藩が實際治水費に投ぜし當年の現金總額は、既記の大阪方面借銀二十二萬兩餘を合算して、實に四十萬兩に近い金である。これは今日では五百餘萬圓(金一兩を十二圓六分、十錢に換算して)の大金である。また以て薩藩上下の困苦窮乏を察するに足るであらう。

惟ふに薩藩が當時徳川家と姻戚關係を有しながら、又財政上の窮地に立ちながら、苟も一言隻句の哀訴歎願すら幕府に試みず、決然起ちて不屈不撓幕命を全うしたる勇壯義烈の精神に至りては、當時三百の列藩中何處に之が匹儔を求め得べきであらうか。關ヶ原の大戦、三大川の治水、濃州は薩藩君臣の忠勇義烈を天下後世に發揮せし上に於て、奇なる因縁地であり、大なる試煉地でもあつたのである。

九、薩摩藩士の工事場來着

鹿兒島發足人数

鹿兒島に於ける出發準備も大抵整うたから、總奉行平田靱

負正輔は寶曆四年(皇紀二四一四年)正月二十九日に、副奉行伊集院十藏久東は同三十日に、それ／＼部下を引連れて鹿兒島を發足した。

總奉行	家老	平田靱負正輔	副奉行	大目付	伊集院十藏久東
用人		堀堀右衛門貞紀	物奉行		石川正右衛門長澄
物奉行		山元藤兵衛秀周	目付		村田五右衛門經芳
目付		中村與太夫種堯	同		肥後八右衛門盛望
同		中村八兵衛種香	同		大脇彌五右衛門爲名
同		土岐市左衛門賀充	同		土岐次郎八常房
郡奉行		大野鐵兵衛清純	同		黒田次郎兵衛清安
同		町田正右衛門實有	同		面高善右衛門英常
同		三原喜兵衛經方	同		淵邊良右衛門元苗
馬廻		三原九兵衛經備	同		永田新五兵衛良起
同		田中孝右衛門守邦	同		家村彦左衛門住短
同		山口佐左衛門興通	同		有馬正右衛門純春
同		高橋半藏種常	同		平田長兵衛正央

九 薩摩藩士の工事場來着

本篇

一四二

馬廻	園田佐次兵衛實房	同	澤田源助兼當
同	野村八郎右衛門盛香	新番	永山與三右衛門盛富
新番	木藤彦左衛門成昌	同	弟子丸小右衛門弘増
同	本田次兵衛親當	同	澁谷次郎太國福
同	岸良彌右衛門兼張	同	荒武藏右衛門祐壽
同	丸田金左衛門實元	同	伊東藤五郎祐養
同	高城六右衛門貞朋	同	兒玉新藏實興
同	新納藤右衛門時峯	同	友野五郎右衛門長堅
同	柏原彌太右衛門公明	同	伊地知越右衛門季達
同	稅所次郎右衛門篤仁		(島津公爵家記録)

其の外諸吏歩行士數十人及び輕卒丁夫數百人であつた。

大阪立寄

大阪立寄 是等の一行は豊前の小倉まで陸路を取つて、それから一緒に乗船して、海路上阪の途に就くことになり、海上恙無く、二月十六日大阪に着き、旅装のまま、大阪長堀の薩摩屋敷に入つた。當時大阪の藩邸には久保七兵衛等が留主居役として詰めて居た。其の外に曩に鞆負から金策打合せの命を受けて、鞆負

三十萬兩以上

より一足先に上阪した中馬源兵衛も大阪薩邸に詰めて居た。鞆負は早速久保中馬等に面會して、御手傳工事費調達の一件を談合したが、驚くべし、今度の工費は最初十四五萬兩と云ふ事であつたが、實際三十萬兩以上の大金を要する旨、江戸表から内報があつたと云ふ。流石の鞆負も是には吃驚仰天したのであつた。然し何とあせつた所で、七十七萬石を以て八百萬石に對抗することは出来な

江戸邸發足人数

い。況んや我が身は既に君命を奉じ遠く國を去つて、工事場所に馳せ上らうとする所なるをや。鞆負は覺悟の臍を固め、大阪藩邸留主居久保七兵衛、京都藩邸留主居上原十郎左衛門、中馬源兵衛等と謀り、滞在二十日、晝も夜も金策に奔走した結果、漸く最初七萬兩程を借入れることが出来た。依て鞆負等一行は閏二月六日伏見を立つて、美濃路に向ひ、同九日一路平安美濃國安八郡大牧(現養老郡池邊村大卷)の本小屋役館豪農鬼頭兵内方に落着いた。

江戸邸發足人数

是より先き正月廿一日、江戸留守居山澤小左衛門盛福、普請奉行川上彦九郎親英等は江戸邸を發して美濃に向つた。

留守居	山澤小左衛門盛福	普請奉行	川上彦九郎親英
用人	諏訪甚兵衛兼方	近習役	伊地知新太夫季周

九 薩摩藩士の工事場來着

一四三

本篇

留守居 佐久間源太夫盛邦
 馬廻 横山新右衛門安當
 同 川田次右衛門國中
 同 岩切六右衛門壽賀
 新番 永田佐左衛門良金
 同 有川七左衛門貞典
 同 富山彌右衛門儀安
 同 是枝長右衛門快滿
 同 川上安左衛門親常

一四四

目付 愛甲源左衛門季平
 同 川上喜藤太親毗
 同 比志島孫左衛門國泰
 新番 平田善太夫近應
 同 國分藤之丞友相
 同 大島孫右衛門有情
 同 長東市郎右衛門政憲
 同 山田覺太夫眞明
 同 二階堂與右衛門當行

(島津公爵家記録)

外に諸吏、徒行士數十名、及び輕卒丁夫數百人であつた。是等の一行は二月五日美濃の大牧村(現養老郡池邊村大卷)に先着して、豫め幕府の有司が御手傳方の爲め工事總括の地として選定しておいた大牧村の豪農鬼頭兵内方の建物を借り受け、修繕して役館に充て、之を本小屋もとこやと稱した。

本小屋及び出小屋 此の本小屋には平田總奉行を筆頭とし左の諸氏が詰め

本小屋詰



第八圖 薩摩工事役館遺址義士使用の井戸
 (養老郡池邊村大字大卷鬼頭兵内邸址)

切つて、工事全體を總括することになつた。

總奉行 平田靱負正輔
 副奉行 伊集院十藏久東
 用人 堀堀右衛門貞紀
 同 諏訪甚兵衛兼方
 近習役 伊地知新太夫季周
 留守居 佐久間源太夫盛邦
 同 山澤小左衛門盛福
 普請奉行 川上彦九郎親英
 山元藤兵衛秀周
 村田五右衛門經芳
 黒田次郎兵衛清安

外に醫師四人、小役人若干であつた。

本小屋以外に、中島郡石田村(現羽島郡下中島村石田) 庄屋金太夫方勢州桑名郡西對海地新

九 薩摩藩士の工事場來着

一四五

出張小屋

田(現桑名郡木曾町西對海地)百姓平太夫方、桑名郡金廻村(現岐阜縣海津郡大江村金廻)庄屋源藏方、石津郡太田新田(現海津郡石津村太田)庄屋武平次方、安八郡大藪村(現安八郡大藪町大藪)渡邊勘右衛門方の五箇所に出張小屋を設けて、馬廻十二人、歩行士三十六人、足輕若干を置き、直接工事の監督に當らしめることとしたが、何人を之に配屬したか氏名は明瞭でない。同年六月八日山澤小左衛門から郡代青木次郎九郎と代官吉田久左衛門とへ差出した係人員数の届を見ると、小奉行三十二人、歩行士百六十四人、足輕二百三十一人、計四百二十七人とあるが、勿論これ以上澤山人數のあつたことは届書に、

右水行御普請の節、御場所御場所へ差出し候人數、都合右の通差置申すべく候。尤も手替り人數も申付け置き候。

とあつて、交代人員も他にあつたらしい。其の後工事の進捗するに従つて、次第に手不足を感じて來たので、屢々本國から追加派遣を仰いだだが、此の年七月二十二日平田總奉行から國許へ送つた信書に、御徒行四十八人、同十人(但し是は本小屋番人並に押番の見合)足輕四十四人、計百二人を請求したことが認められ、之に對して國許から歩行士六十人、足輕四十六人、都合百六人、即ち四人を過剩に送つたことが記されて居る。是等の追加派遣せられた人數を合算すれば、當時薩摩側の出役人數は概算次

薩摩側の出役人數

のやうである。

一、五百六十七人 御家老始め足輕迄

一、三百八十人 御家老始め歩行士迄の家來下人

合計九百四十七人

此の外書役、醫師等の隨員は判然しない。又傳ふる所に依れば、工事場で土地の者を備ひ入れた人夫を加算すると、總計二千人にも及んだと云ふ事である。

御手傳方心得書

御手傳方藩士の工事場到着後、藩主島津薩摩守は左の御手傳方心得書を差送つて、一同を戒めた。蓋し幕吏との間に紛議を醸さず、圓滿に工事を竣成せしめんとする用意の深きを察すべきである。

覺

一、今度川々御普請御手傳付けられ候に付、公儀より仰渡さるゝ趣、謹て相守り、萬端出精、首尾能く成就これ有り候儀、専ら心懸け相勤むべき事。

一、公儀御役人衆に對し、慇懃致し、慮外の働これ有るまじき事。

一、御普請場並小屋に於て、高雜談、總て不似合の儀これ無き様、相嗜むべき事。附火の用心堅固申付くべし、若し出火これ有るに於ては、早速馳集り取鎮むべき事。

九 薩摩藩士の工事場來着

公儀第一

公儀役人

高雜談

本篇

一四八

一、喧嘩口論堅く相愼むべし。若し何様の儀これ有り候とも、堪忍せしむべく候。場所をも辨へず争論に及べば、曲事たるべき事。

一、奉行の下知相背くべからず。且又徒黨を結ぶ儀停止たるべき事。

右條々堅固相守るべし。委細の儀は家老共申渡すべく候の條、聊も緩疎有るべからざる者也。

寶曆四年二月

薩摩守

(島津公府家記録)

斯くて薩摩藩士は夫々部署に従つて工事董督の任に當つたのであるが、工事中平田靱負正輔は、往古から海上平安の幸運を加護し給ふ神靈として尊崇せらるゝ伊勢桑名郡多度村の多度神社(國幣大社)に度々參詣して、祈願を籠めたと云ひ傳へられる。意ふに平田總奉行は起工前當社に參詣し、君命と幕命との下に一身を捧げて、治水の犠牲となるの眞心を神靈に奉告し、誓つて工事を完成し、三州の水害を永久に救済し得るの神祐を垂れ給へ」と、至誠を籠めて祈願したのであらう。

一〇、幕府側役人の來着と起工の準備

工事區域と工事設計 這回島津侯が手を下すこととなつた工事區域は、既記の通り木曾長良伊尾三川の本流及び支流が網の目のやうに錯綜して、其の間に例の輪中が大小幾十と無く相隣りして居る低地で、其の廣袤は川口から上流十四五里の間、左右は一二里乃至四五里、美濃六郡百四十一ヶ村、尾張一郡十七ヶ村、伊勢一郡三十五ヶ村、計百九十三ヶ村に跨つた廣大な區域で、堤防延長六萬三千六十一間(約二十八里)に及んで居た。

此の地區の工事設計は、最初幕府勘定奉行所出仕の井澤彌惣兵衛爲永が手に成つたもので、爲永は隠れたる當代の大技術家である。彼の生地は紀州で、嘗て將軍吉宗の爲めに拔擢せられて幕臣となり、爾來公命によつて諸國の河川を治めた。就中關東では利根川、北國では信濃川、關西では淀川等其の主なるものであつた。

然るに此の技術家は享保十六年勘定吟味役に陞り、同二十年美濃郡代兼帯を命ぜられ、親しく美濃の三大川を視察して、之に對する充分なる研究を積んだも

一〇 幕府側役人の來着と起工の準備

一四九

關東流と紀州流

の見える。されば油島締切工事設計の如きは、頗る巧妙を極め、今尙専門家を驚倒せしめて居る位である。彼の尾州藩御園堤の設計者たる伊奈備前は、慶長頃に於ける大技術家で、彼は關東流なる治水法の元祖であつたが、是はまた關東流申州流の長所を採つた紀州流の始祖で、此の二大技術家が時處を隔て、同じ木曾川治水工事の設計に心血を注いだのは奇しき因縁である。

總支配一色周防守

工事關係役人 さて如上の工事は幕府指導の下に行はれるのであつて、幕府は御手傳普請を島津侯に命ずると殆ど同時に、勘定奉行一色周防守政流に三川修築の總支配を命じた。然し彼は幕府の要職に居ることゝして、任命は單に名目だけに止まり、江戸に在つて采配を揮ふだけで、實際一度も現場に臨んだことは無かつた。

けれども名義上工事の局に當るのは幕府自身で、島津侯は御普請御手傳であるから、工事設計は元より、工法の指圖や其の監督は、當然幕府側で擔當しなければならぬ。そこで幕府は美濃國に在住する水行奉行高木三家や、笠松郡代青木次郎九郎や、其の部下の笠松堤方は云ふも更なり、特に江戸からも幕府の勘定方や目付等多數の役員を派遣して之に参加させた。

幕府側役人

幕府側役人 寶曆四年正月廿六日代官吉田久左衛門は江戸城に登城して、老中堀田相模守から濃勢尾三州川々御普請御用の爲め遣はさる旨言渡され、黄金二枚及び時服羽織を賜はり、江戸を發足して美濃に向つた。尋で御小姓組石野三次郎同大久保荒之助同淺野左膳御書院番新見又四郎は同月廿九日同じく登城して同様仰渡され、黄金五枚並に時服羽織を賜はり、江戸を發して西上した。其の他御勘定方、御徒目付以下の役人も、夫々暇を賜はつて美濃に向つた。(柳營日記、寶曆)其の主なる人々は左の通りである。

勘定方

御勘定組頭 室田 金左衛門

御勘定 宮川 小十郎

同 三木 伊左衛門

同 菰田 仁右衛門

御徒目付 小知 藤右衛門

同 鈴木 市十郎

同 吉田 半太郎

西丸御徒目付 川崎 市右衛門

同 長谷部 安五郎

同 勝屋 治兵衛

支配勘定 栗林 平五郎

同 村上 金三郎

同 小川 悦七郎

西丸御徒目付 原田 文兵衛

同 中村 忠左衛門

徒目付

一〇 幕府側役人の來着と起工の準備

普請役

御小人目付

笠松堤方

本篇

一五二

御普請役	米倉幸内	同	川口文次郎
同	花田武助	同	青山喜平次
同	荻野藤市	同	内藤源八郎
同	長岡文兵衛	同	菊池惣内
同	橋爪善兵衛	同	松村平右衛門
御小人目付	持田文次郎	同	小澤長兵衛
同	市村庄八	同	綿貫新八郎
同	眞下平六郎	同	須藤久藏
同	加藤久助	同	石丸三郎
同	岩堀善四郎	同	金指爲八
同	松永太次郎	同	(自滅)竹中傳六

笠松郡代陣屋詰の内からは郡代青木次郎九郎の外左の堤方役人が普請場へ出張した。

笠松郡代附堤方
 原田儀兵衛 右田半右衛門
 野々村辨右衛門 名和代右衛門

多良役人

中島領右衛門	棚橋辰右衛門	
横井郡藏	小館丹助	
赤生齊右衛門		
森川春右衛門		
堤方下役	田中林藏	水野郡右衛門
名和文助		永山伊兵衛
元締手代	小櫃峰右衛門	
平手代	本庄彦六	林敷右衛門
樽見信右衛門		川瀬嘉藏
書役	山岡新三郎	
手代並筆頭	青木八郎	

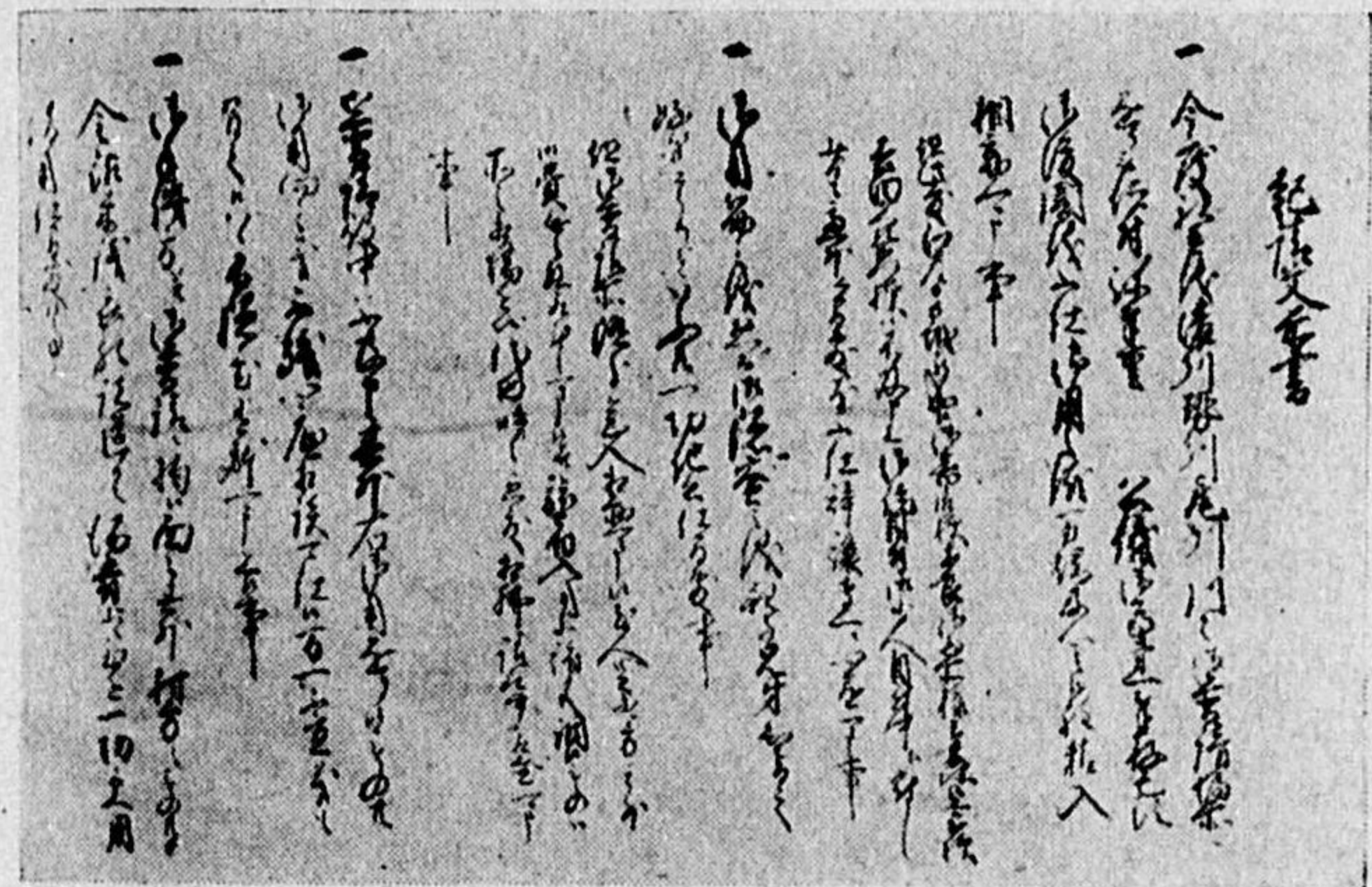
また多良水行奉行役所からは左の人々が普請場へ出張した。

美濃衆高木新兵衛家來
 古屋瀬左衛門 内藤十左衛門
 原田嘉右衛門
 高木内膳家來
 藤田治左衛門 小林善藏

一〇 幕府側役人の來着と起工の準備
 一五三

誓詞起請文

公儀を重んじ出精す



血判誓詞起請文 (高木貞元氏藏)

同 高木玄蕃家來 加藤類之進

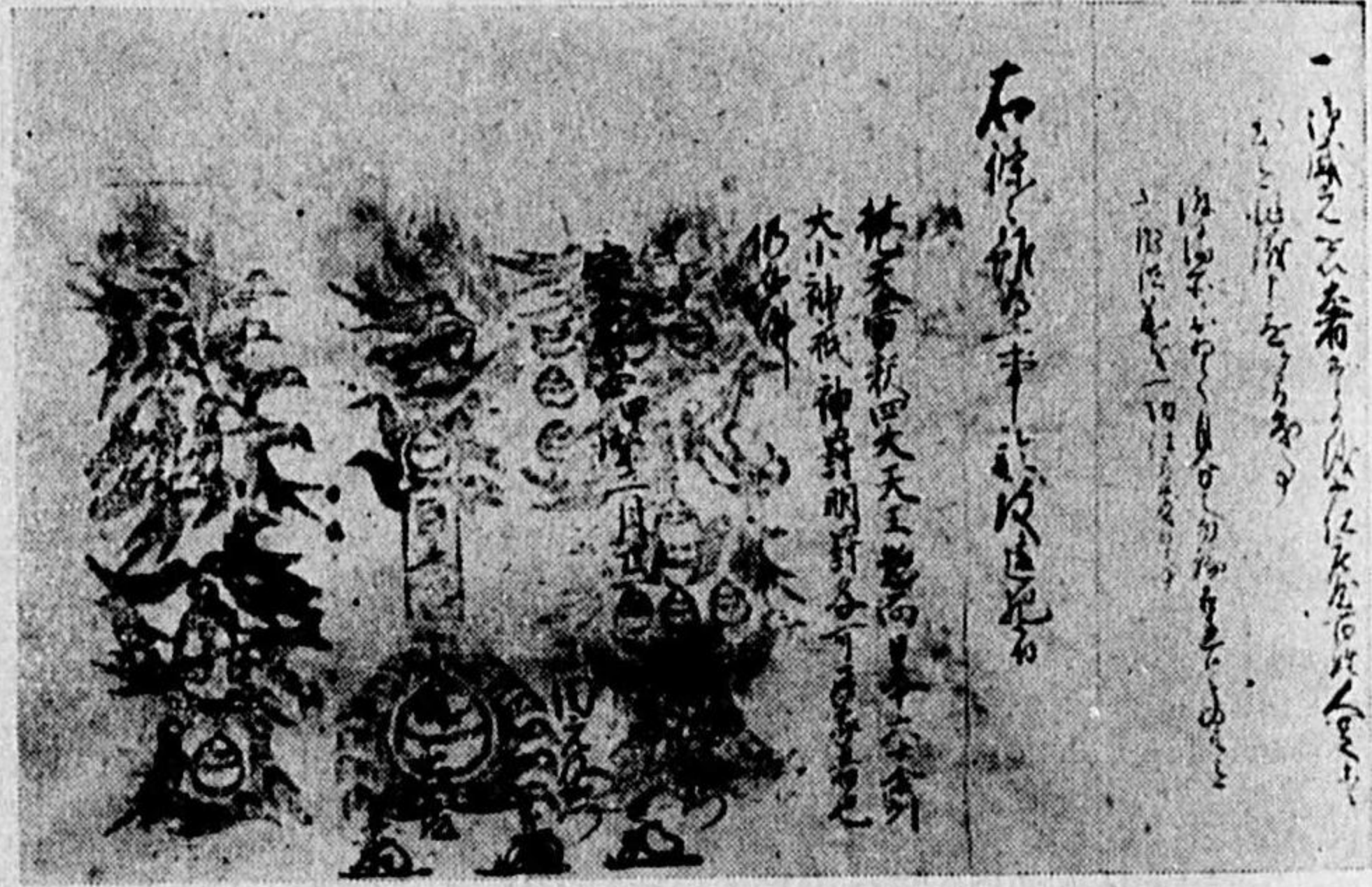
立木 嘉内

誓詞起請文 當時現場へ臨んだ諸役人達が如何なる覺悟を以て來たかは多良高木家役人が家郷出發に際し、夫々其の主君に差出した連署血判の誓詞起請文に依て之を窺ふことが出来る。是は役人の分、侍仲間の分、仲間共の分と三通現存して居るが、煩を避けて唯役人の分一通を左に掲げよう。

起請文前書

一、今度私共儀、濃州、勢州、尾州川々御普請場所懸り仰付られ、彌々公儀を重んじ奉り、御爲第一に存じ奉り、毛頭御後聞き儀

秘密を漏さず



第九圖 水行奉行高木新兵衛家來連署

仕らず、御用の儀萬端心に及び候程精入れ、相勤め申すべき事。但此度江戸より御越し成され候御番衆様、多良御兩所様、青木次郎九郎様、吉田久左衛門様は申上ぐるに及ばず、御徒目付、御小人目付中に對し、少も意外がましき義仕らず、辭讓專一に心懸け申すべき事。一、御用節之儀、惣べて御隱密の儀、親子兄弟智者の好身たりといふ共、一切他言仕るまじき事。

但御普請所隨分念入れ相勤め申すべく候。尤も人足遣ひ方、其外御費これ無き様取計ひ申すべく候へ共、旅宿入用に諸色調ひ候ものは、所の相場を以て、代物時々

急度相拂ひ、請取書取り置き申すべき事。一〇 幕府側役人の來着と起工の準備

心底を盡す

賄賂を受けず

威を借らず
不作法をな
さず

本篇

一五六

一、御普請役中は申すに及ばず、其外右御用懸り候者共、御用向の義心底を残さず相談仕るべく候。萬一宜しからざる義もこれ有り候はゞ、隠し置かず有體に申上ぐべく候事。

一、御手傳方並に御普請に拘り候面々、其外村方の者共より金銀、米錢、衣類、諸道具、酒肴等に至る迄、一切受用借用仕るまじく候事。

一、御威光を以て奢りたる儀仕らず、庄屋百姓人足等に至る迄、非儀申懸けまじき事。

附、場所において自分は勿論、召連れ候者共迄、不作法なる義一切仕るまじく候事。

右條々一事たりと雖も違犯致すに於ては、梵天帝釋四大天王、惣じて日本六十餘州大小神祇神爵明爵各死して蒙るべき者也。仍て如件。

寶曆四甲戌二月廿二日

藤田治左衛門好忠(花押)血判

山田元左衛門森行(花押)血判

小林善藏孟周(花押)血判

(東高木家文書)

熊野牛王の誓紙に印した血痕が今尙鮮かで、人をして一見悚然たらしめる。

薩藩や幕府側諸役人も同様誓詞を捧げたものであらうが、史料存せざるは遺憾

工區の區分
と係員の部
署

である。また以て當時士風の嚴正敦朴を察すべきである。

工區の區分と係員の部署 是より先幕府に於ては、美濃郡代青木次郎九郎、代官吉田久左衛門の内申に基づき、工事現場を大體に於て四區に區分し、之を一之手、二之手、三之手、四之手と稱し、正月十二日一色周防守より老中堀田相模守へ伺を経て、同二十五日夫々普請場掛以下の掛員を配備任命した。左に其の氏名と擔任區域を掲げておかう。

一之手 濃州桑原輪中より尾州神明津輪中迄

御使番臨時目付役 高千石 石野 三次郎

水行奉行交代寄合美濃衆 高二千三百石 高木 新兵衛

二之手 尾州梶島村より勢州田代輪中迄

御使番臨時目付役 高二千石 大久保 荒之助

美濃郡代 高三百五十石 青木 次郎九郎

三之手 美濃墨俣輪中より同國本阿彌輪中迄

御使番臨時目付役 高二千石 淺野 左膳

水行奉行交代寄合美濃衆 高千石 高木 内膳

一〇 幕府側役人の來着と起工の準備

一五七

四之手 勢州金廻輪中より同國海落口濱地藏邊迄

御使番臨時御目付役 高千石 新見又四郎

水行奉行交代寄合美濃衆 高千石 高木玄蕃

右四ヶ所御普請場見廻り

美濃郡代 青木次郎九郎
代官 吉田久左衛門

以上の主任以外にも、多數の役人が各工區に分遣されて、夫々工事事務を執り、或は工事の監督に任じた。其の分擔事務並に宿泊地は左の通りである。

惣御普請場見廻り

惣御普請場見廻り	幕府役人	笠松郡代方	御手傳方
美濃郡代 青木次郎九郎 (勢州桑名郡和泉新田) 代官 吉田久左衛門 (濃州石津郡帆引新田) 惣見廻御普請役 松村平右衛門	元締手代(青木附) 小櫃峰右衛門 手代並 青木八郎 書役 安田左内 後交替 山岡新三郎	總奉行 平田靱負 (安八郡大牧村) 副奉行 伊集院十藏 用人 堀堀右衛門 諏訪甚兵衛	近習役 伊地知新太夫 留守居 山澤小左衛門 佐久間源太夫 普請奉行 川上彦九郎 元締役 山元藤兵衛 愛甲源左衛門 場所奉行 大野鐵兵衛 黒田次郎兵衛

一之手

一之手 (御普請場掛)
濃州桑原輪中より尾州神明津輪中まで

一之手 (御普請場掛)	(御普請仕立掛)	(御手傳方)
長岡文兵衛 橋爪善兵衛 菊池惣内 (安八郡福岡村) 御勘定組頭 室田金左衛門	吉田附手代二人 書役一人 外 堤方 赤生齊右衛門 同定式御普請 森川春右衛門	八木七郎左衛門 茂木源助 平山牧右衛門 瀬戸山石助 大山市兵衛 以下諸卒人夫三百五十名
目付役(御番衆) 石野三次郎 (濃州羽栗郡竹鼻村) 水行奉行 高木新兵衛 (中島郡前野村) 見廻 松村平右衛門	笠松堤方役人 原田儀兵衛 同下役 田中林藏 諸色改(御小人目付立會) 手代 林數右衛門 手代見習	

一〇 幕府側役人の來着と起工の準備

二之手

二之手

御普請役(場所詰)
末倉 幸内
川口 千次郎
(中島郡八神村)
増員
笹川 運八
御徒 目付二人
御小人 目付四人
御勘定
宮川 小十郎

御普請役(場所詰)
堤方役人
右田 伴右衛門
野々村 辨右衛門
同 下役
名和代 右衛門
諸色改(御小人目付立會)
青木手代
樽見 信右衛門
手代見習
横井 庄内
美濃衆(高木新兵衛家來)

久保 尙四郎
小藪村 掘揚田畑仕立方掛
手代
小河 原勇藏
美濃衆(高木新兵衛家來)
古屋 瀬左衛門

尾州梶島村より勢州田代輪中まで
目付役(御番衆)
大久保 荒之助
(尾州海西郡島ヶ地村)
美濃郡代
青木 次郎九郎
(勢州桑名郡和泉新田)
見廻
長岡 文兵衛
御普請役(場所詰)
花田 武助
青山 喜平次

(御普請仕立掛)
和 田 善助
上 田 金左衛門
永 田 嘉左衛門
以下諸卒人夫三百有餘名

三之手

三之手

(勢州桑名郡島海地)
増員
梶原 與左衛門
御徒 目付衆二人
御小人 目付四人
御勘定
菰田 仁右衛門

(御普請仕立掛)
堤方役人
中島 領右衛門
棚橋 辰左衛門
同 下役
名和 文助
水野 郡右衛門
諸色改(御小人目付立會)
青木手代
多田 周右衛門
川 瀬 嘉藏
美濃衆(高木内膳家來)
藤田 治左衛門
小林 善兵衛

内藤 十左衛門

濃州墨俣輪中より同國本阿彌輪中まで
目付役(御番衆)
淺野 左膳
(濃州安八郡今尾村)
水行奉行
高木 内膳
(濃州多藝郡横曾根村)
見廻
橋爪 善兵衛
御普請役(場所詰)
萩野 藤市
(濃州多藝郡根古地村)
増員
今井 勘助
鶴岡 幸助

(御手傳方)
永山市 左衛門
濱島 紋右衛門
榎木 稻右衛門
江夏 次左衛門
以下諸卒人夫五百餘名

一〇 幕府側役人の來着と起工の準備

四之手

四之手
勢州金廻輪中
より同國海落
口濱地藏迄

柑本佐兵衛
渡邊傳之助
猪俣安右衛門
御徒目付衆二人
御小人目付四人
御勘定
三木伊左衛門

(御普請場掛)
目付役(御番衆)

新見又四郎
(勢州桑名郡香取村)

水行奉行

高木玄蕃
(濃州石津郡太田村)

見廻

菊地惣内
御普請役(場所詰)

内藤源八郎
(勢州桑名郡深谷村)

増員

和田銀八郎
和田清助

(御普請仕立掛)

堤方役人

横井郡藏
小館丹助

同下役

永山伊兵衛
諸色改(御小人目付立會)

青木手代

本庄彦六
杉山庄左衛門

美濃衆(高木玄蕃家來)
加藤類之進

立木嘉内

(御手傳方)

永吉惣兵衛

音方貞淵
濱島嘉右衛門

藤崎伊左衛門
以下諸卒人夫六百餘名

工事の種類

第一期工事

第二期工事

定式急破普請

水行普請

一、工事の分擔と着工

工事の種類 薩摩工事状況の記述に入るに先だち、一通り工事の種類と御手傳方の任務に就て説明しておかう。最初幕府は薩摩藩御手傳方に對して左の如き名目の下に工事の擔任を命じた。

第一期工事 一、定式御普請 一、急破御普請

第二期工事 一、水行御普請 一、坑樋御普請 一、田畑切上堀

是等の工事は頗る複雑を極めたものであつて、之を細説すれば、第一期の定式急破普請に於ては、堤の切所、崩所、缺所、築立、堤上置(嵩)外腹付、内腹付、洩水切返、猿尾の缺所、築立、上置、砂浚、蛇籠、柵、石堤、時石、根杭等であり、第二期の水行普請に於ては、川分堤、洗堰、締切堤、洗堰、締切等の難工事を初め、洲浚、切廣、堀割、猿尾築立、同繼足

籠猿尾、水刎杭出、堤上置、腹付、蛇籠、葺石、築流堤、砂留、埋立、砂利留等であり、塚樋普請は、塚樋の伏替及び修覆等であり、田畑切上堀に於ては、悪水堀、作場道への投渡橋架設等といふ小工事まで加はつて居た。

而して第一期の急破普請は主として前年八月の洪水に崩壊せる堤防の復舊工事であり、定式普請は毎年春役として地元にて負擔施工して來た修繕工事であるが、それを御手傳工事として薩摩藩に負擔せしめたものである。第二期の水行普請は三大川其の他支派川の疏通を善くする爲めの純然たる新規治水工事であるが、塚樋普請の如きは、是亦從來自普請として地元にて負擔施工して來たもの、田畑掘上の如きは全く個人の田畑に係る小工事であつて、それさへも御手傳普請の部類に組込んだのは、如何に將軍の命令とは云へ、あまりに壓制的な處置と謂はねばならぬ。

御手傳方の任務 こゝで御手傳方の任務を一通り説明しておかう。元來此の治水工事は既記の通り幕府指導の下に行はれたもので、工事の設計から工法の指圖監督等は、總べて幕府側の擔當する所であり、御手傳方たる薩摩藩の仕事は、幕府の設計に従つて、地元の人夫を指導使役して工事を進めると共に、工事に

急破工事
水行普請

御手傳方の
任務

要する土、石、木、竹等の材料を豫め蒐集供給して、工事に支障無からしむるに在つたのである。而して其の人夫賃は全部薩摩藩の負擔であり、材料費も大部分御手傳方に於て負擔したもので、其の豫算に於ても幕府は僅に總費用の一割にも満たない額を負擔するに過ぎなかつたのであつた。即ち名は御普請御手傳であつたが、工事の全責任は薩摩藩に於て負はなければならぬのであつた。

工事着手 幕府側役人、多良水行奉行役所役人、笠松堤方役人等は、豫ての部署に従つて、夫々各工區に配置せられ、二月廿三、四日頃には何れも工事場へ來着した。依て幕府方の意見に基づき、未だ準備も充分整はぬのに、二月二十七日急に工事に着手することゝなつた。これは江戸邸詰薩摩藩士の到着後僅々二十二日の事で、總奉行平田鞆負等が來着の十二日前であつた。

それは從來の經驗に依れば、二三月以後氣候が段々暖くなるにつれ、水源地では山上の積雪が漸次雪解して、天候快晴なるにも拘らず、出水久しきに亘つて減水せぬので、此の間は工事に従事することが出來なくなる。依て此の出水期に先立つて、急を要する急破復舊箇所のみを修築することゝなり、さてこそ俄に普請に着手したものであつた。

工事着手

水源地の雪
解

此の日一之手は濃州中島郡(現羽島郡)三ツ柳村、二之手は勢州桑名郡(現愛知縣海部郡)五明村、三之手は濃州多藝郡根古地新田(現養老郡池邊村大)四之手は勢州桑名郡金廻村(現岐阜縣津市郡大江村大字金廻)本堤に於て、夫々幕府側役人、笠松多良役人立會の上、御鋏初めの式を行つて、各一齊に第一期の應急工事、即ち急破並に定式普請に着手した。

普請取掛村

御普請取掛村々覺

御鋏初	二月二十七日	根古地新田の内梓之池	閏二月朔日	同	三日月
	閏二月六日	同 九郎右衛門東	同 九日	同	酒阿彌
	同日	根古地村	同日	同	有尾新田
	十一日	大場新田	同日	同	佛師川村
	十七日	須賀村	同日	同	高柳古新田
	十九日	小坪新田	同日	同	者結村
	同日	豐喰新田	同日	同	横屋村
	同日	岡村	同日	同	勝村
	廿日	高柳新田	同日	同	佛師川村の内村東腹付

同	廿一日	幡長村	同	廿一日	野寺村
同	廿三日	福東村	同	廿三日	海松新田
同	同日	本戸村	同	廿八日	南波村
同	廿八日	楡俣村	同	廿九日	大藪村
同	廿九日	下大樽村、同新田	三月四日	萬壽新田	
三月四日	七右衛門新田		同日	太田新田	
同日	帆引新田		同日	安田新田	
同日	本阿彌新田		同日	西結村	
同日	馬ノ瀬村		同日	嶋田村	
同日	上之郷村		同日	東岩道村	
同日	大跡村、同新田		同日	飯ノ木村	
同日	白石村		同日	明德村	
同日	十一日 押越村		同日	五日市村	
同日	日 澤田村		同日	直江村	
同日	日 金屋村		同日	日 小倉村	

一一 工事の分擔と着工

一六七

本篇

一六八

同	十一日	中須村	同	日下宿村
同	日	西橋村	同	十五日祖父江村
同	十五日	飯積村	同	日瀬古村
同	十六日	成戸村	同	廿五日有尾村
同	廿五日	野市場村		

(東高木家記録)

斯くて薩州藩御手傳方は、幕吏の設計に従つて、其の指導の下に、地元人夫を指揮して拮据工事を進めたのであつた。

人足賃銀 尙ほ村々救助の趣旨により、人夫賃銀は豫め村々協定の上出願すべき旨言渡されたので、工事着手前、村々より左の通り願書を差出した。

乍恐書付を以て奉願候

一、川通御普請人足賃銀 壹人に付 銀參匁五分

一、居村御普請御配賦面人足 壹人に付 銀貳匁五分

右は此度川通並居村御手傳御普請の儀、村々御教に仰付けられ、有り難く存じ奉り候。右之銀積りにて、御請仕るべく候。

寶曆四年戊二月

願村々五十八ヶ村

覺

右の通り村々より願ひ出たが、幕府にて吟味の上、左の通り人足賃銀を定められ、村々より請書を提出せしめられた。

一、居村御普請所へ相勤候人足御配賦面、人足壹人に付賃銀壹匁七分

是は定式急破並川通水行御普請共兩様の積り

一、他村御普請所へ罷越候人足御配賦面、人足壹人に付賃銀貳匁

右は此度御手傳御普請之儀、村請の積人足賃銀御吟味の上、書面の通の直段を以て相勤め候積り、御請申上候處、相違御座無く候。其爲め連判差上申候。以上。

寶曆四年戊二月

願村々五十八ヶ村

(寺倉孫九郎控記録
川通村々御手傳普請一件)

此の人足賃を一定すると云ふ事は、村民救助の趣旨によるものであるが、工事擔當者たる薩摩藩側から云へば、頗る厄介な規定である。何となれば人の體力には強弱があり、勞働には勤惰があるから、是を一律に定めることは甚だ無理であり、結局藩費を餘計に消費させると云ふ結果を生ずるに至つたのである。

一二、村方の藩士待遇

工事起工に際して、薩摩藩士等が工事地に於ける生活状態に就て一顧しよう。
 村々觸書 家老以下殆ど千人以上の薩摩藩士が指定の工事地へ來着したとすれば、是等の人々の旅宿は一問題であらねばならぬ。されば幕府側でも豫め配慮する所あり、彼等藩士が到着する以前に、大體の宿割をなし、普請所村々に觸書を廻して、普請材料は勿論、人馬賃錢、止宿の飯米、牛馬飼料等も濫に値上げをすることなく、相應の代金を取つて供出すべき旨通達した。

覺

一、此度川々御普請に付、竹木、萱、鹿菜等の類、山元は勿論、其外百姓四壁等の竹木、相對を以て買受け候直段、此度御普請を見込み、右品々並に人足賃等不相應なる高直段に致し、差滞り、御普請手支に成り候儀仕るまじく候。若右體の儀仕候ものこれあるに於ては、吟味の上急度申付くべき條、其の旨を存すべき事。

一、右御普請に付、往返致し候諸役人、並御手傳大名家來、雇人馬、賃錢之を取り、手支無く差出すべく候事。

村々觸書

竹木材料

人馬賃錢

飯米代、牛馬飼料

藩士の待遇

止宿村々申渡書

一汁一菜

賄賂を禁ず

一、右止宿の節、飯米、牛馬飼料等、其地に於て相應の代物之を取り、滞無く差出すべく候事。右の趣相心得べき者也。

戌 正月

藩士の待遇 藩士の待遇に關しては、元來這般の工事は、其の性質上幕府で行ふものであるから、可なり綿密な點にまで注意を拂つて干涉した。當時奉行から關係村々へ言渡した村方心得には、次の如き箇條が擧げてある。是は村方から奉行所役員へ差出した御請書である。

止宿村々申渡書付

一、我等儀、此度濃州・勢州・尾州川々御手傳御普請に就き差越され候間、旅宿村方に於て御定めの木錢米代御拂ひ止宿せしめ候間、所の有合の品を以て、一汁一菜に致し、酒肴は申すに及ばず、何にても心附の馳走がましき儀一切致さず、上下共御定めの木錢米代を以て取極め候様相心得申すべく候。

一、此度御用に付き、青物等は申すに及ばず、手入がましき事一切致すまじく候。尤も此段召連れ候竿取家來共も兼て申渡置き候へば、若し心得違にて、非分の儀申掛け候か、又は不埒の儀これ有り候へば、我等に密に申聞かすべく候。右體の儀これ有るを隠し置き、外より聞及

一二、村方の藩士待遇

び候ては越度おとしに相成るべく候間、遠慮なく申聞かすべく候事。

一、買調ふべき品これ有る節は、所の相場を以て、代物相拂ひ調へ候間、値段下値に致候儀一切致すまじく候。勿論竿取、家來共買調へ候草履草鞋の類、其他聊かの品たりとも、同様相心得、代物受取らざる内は差出し申さざる様に致すべく候事。

一、我等共旅宿の儀、如何様見苦しく候とも苦しからず候間、止宿に付取繕ひ等の儀堅く致すまじく候事。

一、村役員御用の節は、其時々呼出し申すべく候間、旅宿へ相詰め候に及ばず、勿論家來共旅宿に於て支度致候儀堅く無用たるべき事。

一、旅宿勝手賄ひの水夫人足餘計申さず、無益の儀これ無き様致すべく、尤定めの木錢米代を以て相賄ひ候様に致し、馳走がましき儀致さず候上は、村入用等に相立て候節これ有るまじく候へ共、猶又諸事随分手輕に致し、村方の費に成らざる様致すべく候事。

右の通心得違ひこれ無き爲め、先達さきあたりて申渡し置き候間、前條の趣急度承知せしめ、諸事間違これ無き様致すべき旨、仰渡され承知仕候。之に依て御請の印形差上げ申し候。以上。

寶曆四年二月二十四日

勢州桑名郡五明村

庄屋 彦三郎^印

同 國同 郡同 村

年寄 淺右衛門^印

同 斷

百姓代 喜兵衛^印

高木新兵衛様御内

内 藤 十 左 衛 門 殿

此の請書は美濃郡代青木次郎九郎目付役大久保荒之助受持の二之手、即ち尾州梶島村から勢州田代輪中に至る木曾川口左岸沿ひの工事區に屬する五明輪中の村々から差出したものである。高木新兵衛家來内藤十左衛門が性潔癖で部下に過失無からしめる爲め特に此のやうな申渡書付を村々へ渡して、請書を徴したと解せられぬこともないが、村方の薩摩藩士に對する待遇は是とほゞ同程度であつたと想像せられる。

是に由て觀ると、郡代からは村方へ宿錢も米代も定めて遣つて居る。又賄に就ては一汁一菜と制限して、「心附がましき馳走は一切するな。」と言渡して居

一二 村方の藩士待遇

一七三

同情に堪へぬ薩摩藩士

る。若し己が部下に文句を云ふものあれば密告せよ。それを隠し立てすれば、隠し立てした當人を罰する。物品の賣買は所の相場に據れ、安くするに及ばぬ。草履草鞋も總べて其の通り、聊かの品なりとも代金受取らざる中は之を渡すな。宿は如何様に見苦しくとも苦しくない。取繕ひは堅く禁する。諸事手輕にし、村方の消耗にならぬやうにせよなど云ふのは、村民の苦痛を輕減する意に出たとも謂へるが、冷酷に失するの詬を免れ得ない。

それを思ふにつけても、同情に堪へぬは薩摩藩士である。彼等は早朝から馴れぬ工事の監督に身を粉にして働くのに、仕事は拙いと罵られる。漸く業を終つて宿へ歸れば、一汁一菜の粗食を取つて親切の無い待遇を受けねばならぬ。雨につけ風につけ、日々繰り返す此の苦痛は、如何に彼等を切齒せしめたであらうか。

今日の仕事は手違もなく無事に済んだが、然し行く末を思へば誠に心許ない限りである。それにつけても國許の老いたる親達は達者であらうか。妻は如何に、悴はと思ひを運べば、次から次へと苦勞の種は巴の如く廻る。漸く我に歸つて、さて明日の勤めもあるものと、やがて煎餅蒲團を引被つて燈を吹き消す。

茫々幾百里の旅空に、一年有餘の倦しい月日を送つた藩士の胸中を察すれば、轉た同情の涙を禁するを得ないのである。

一三、薩摩守重年夫人の逝去

意外の悲痛事

意外の悲痛事 薩州藩江戸芝邸では、此の年閏二月二日薩摩守重年夫人村子の方逝去と云ふ思ひもかけぬ悲痛事が起つた。是より先寛延二年十一月十日薩摩守重年は台命によつて新に藩主と成つたが、國法に基づいて夫人を江戸に在住せしめねばならなかつた。是に於て夫人は翌三年秋八月一日鹿兒島を出で、十一月二日江戸の芝邸へ入ることゝなつた。

一體此の夫人の母は大隅守繼豐の妹に當るので、薩摩守とは従兄妹の間柄であつた。然るに夫人は性質極めて温順で、淑徳高く、且伶俐な人であつたから、事に臨んで喜怒の顔色を人に見せたことが無かつたといふ。されば彼女が良人に仕ふことは、宛然貴賓に對するやうで、夫婦の間は琴瑟相和したのである。然し彼女にとつて傷ましいことは、公儀に對する彼女の立場であつた。

夫人が芝邸へ入つた寛延三年には、繼母(繼母)の竹姫は六十三歳、義理の姉菊姫

重年夫人の江戸入

淑徳

氣苦勞